

平成 30 年 2 月 27 日開会

平成 30 年 3 月 20 日閉会

平成 30 年 西 予 市 議 会 第 1 回 定 例 会 会 議 録

西 予 市 議 会

第 1 日

2月27日（火曜日）

平成30年第1回西予市議会定例会会議録(第1号)

- | | | | |
|------------------------------|---------------------|--|-------------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 平成30年2月27日 | 教 育 部 長 | 松 川 伸 二 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 明 浜 支 所 長 | 山 下 玉 |
| 1. 開 議 | 平成30年2月27日 | 野 村 支 所 長 | 尾 下 孝 二 |
| | 午前10時00分 | 城 川 支 所 長 | 高 橋 司 |
| 1. 散 会 | 平成30年2月27日 | 三 瓶 支 所 長 | 中 須 賀 敏 幸 |
| | 午後 2時52分 | 消 防 本 部 消 防 長 | 西 川 傳 |
| 1. 出 席 議 員 | | 総 務 課 長 | 宇 都 宮 裕 |
| 1 番 | 宇 都 宮 久 見 子 | 財 政 課 長 | 山 住 哲 司 |
| 2 番 | 信 宮 徹 也 | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |
| 3 番 | 宇 都 宮 俊 文 | 1. 本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名 | |
| 4 番 | 加 藤 美 香 | 事 務 局 長 | 道 山 升 文 |
| 5 番 | 中 村 一 雅 | 議 事 係 | 三 好 祐 介 |
| 6 番 | 河 野 清 一 | 1. 議 事 日 程 | 別 紙 の と お り |
| 7 番 | 佐 藤 恒 夫 | 1. 会 議 に 付 し た 事 件 | 別 紙 の と お り |
| 8 番 | 山 本 英 明 | 1. 会 議 の 経 過 | 別 紙 の と お り |
| 9 番 | 竹 崎 幸 仁 | | |
| 10 番 | 小 玉 忠 重 | | |
| 11 番 | 源 正 樹 | | |
| 12 番 | 井 関 陽 一 | | |
| 13 番 | 菊 池 純 一 | | |
| 14 番 | 中 村 敬 治 | | |
| 15 番 | 二 宮 一 朗 | | |
| 16 番 | 兵 頭 学 | | |
| 17 番 | 小 野 正 昭 | | |
| 18 番 | 宇 都 宮 明 宏 | | |
| 19 番 | 森 川 一 義 | | |
| 20 番 | 藤 井 朝 廣 | | |
| 21 番 | 酒 井 宇 之 吉 | | |
| 1. 欠 席 議 員 | | | |
| | な し | | |
| 1. 会 議 録 署 名 議 員 | | | |
| | 8 番 山 本 英 明 | | |
| | 9 番 竹 崎 幸 仁 | | |
| 1. 地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り | | | |
| 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名 | | | |
| | 市 長 管 家 一 夫 | | |
| | 副 市 長 河 野 敏 雅 | | |
| | 教 育 長 保 木 俊 司 | | |
| | 総 務 企 画 部 長 宗 正 弘 | | |
| | 会 計 管 理 者 山 口 正 人 | | |
| | 公 営 企 業 部 長 三 好 敏 也 | | |
| | 産 業 建 設 部 長 山 岡 薫 彦 | | |
| | 生 活 福 祉 部 長 酒 井 信 也 | | |

議 事 日 程

- | | |
|---|---|
| <p>1 会議録署名議員の指名
(8番 山本英明、9番 竹崎幸仁)</p> <p>2 会期の決定
(2月27日～3月20日 22日間)</p> <p>3 承認第 1号 専決処分第1号の承認を求
めることについて(平成2
9年度西予市一般会計補正
予算(第9号))</p> <p>4 議案第 1号 財産の無償貸付について
議案第 2号 財産の無償貸付について
議案第 3号 財産の無償貸付について
議案第 4号 財産の無償貸付について
議案第 5号 財産の無償貸付について</p> <p>5 議案第 6号 西予市指定居宅介護支援等
の事業の人員及び運営に関
する基準等を定める条例制
定について</p> <p>議案第 7号 西予市部設置条例の一部を
改正する条例制定について</p> <p>議案第 8号 西予市行政手続における特
定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用に
関する条例の一部を改正す
る条例制定について</p> <p>議案第 9号 西予市職員等の旅費に関す
る条例の一部を改正する条
例制定について</p> <p>議案第10号 西予市立学校給食センター
及び学校給食調理場条例の
一部を改正する条例制定に
ついて</p> <p>議案第11号 西予市営プール条例の一部
を改正する条例制定につい
て</p> <p>議案第12号 西予市立幼稚園における保
育料等徴収条例の一部を改
正する条例制定について</p> <p>議案第13号 西予市ひとり親家庭医療費
助成条例の一部を改正する
条例制定について</p> <p>議案第14号 西予市乳幼児及び児童医療
費助成条例の一部を改正す</p> | <p>る条例制定について</p> <p>議案第15号 西予市重度心身障害者医療
費助成条例の一部を改正す
る条例制定について</p> <p>議案第16号 西予市隣保館条例の一部を
改正する条例制定について</p> <p>議案第17号 西予市後期高齢者医療に関
する条例の一部を改正する
条例制定について</p> <p>議案第18号 西予市特定教育・保育施設
及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例
制定について</p> <p>議案第19号 西予市介護保険条例の一部
を改正する条例制定につい
て</p> <p>議案第20号 西予市指定地域密着型サー
ビスの事業の人員、設備及
び運営に関する基準等を定
める条例の一部を改正する
条例制定について</p> <p>議案第21号 西予市指定地域密着型介護
予防サービスの事業の人員
、設備及び運営並びに指
定地域密着型介護予防サー
ビスに係る介護予防のため
の効果的な支援の方法に関
する基準等を定める条例の
一部を改正する条例制定に
ついて</p> <p>議案第22号 西予市指定介護予防支援等
の事業の人員及び運営並び
に指定介護予防支援等に係
る介護予防のための効果的
な支援の方法に関する基準
等を定める条例の一部を改
正する条例制定について</p> <p>議案第23号 西予市包括的支援事業の実
施に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例制
定について</p> <p>議案第24号 西予市宝泉坊ロッジの設置
及び管理に関する条例の一</p> |
|---|---|

	部を改正する条例制定について			計補正予算(第10号)	
議案第25号	西予市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について	9	議案第40号	平成29年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)	
議案第26号	西予市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について		議案第41号	平成29年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)	
議案第27号	西予市消防本部職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について		議案第42号	平成29年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	
議案第28号	西予市野村町地域高齢者等肉用牛貸付けに係る基金条例を廃止する条例制定について		議案第43号	平成29年度西予市介護保険特別会計補正予算(第4号)	
議案第29号	西予市城川町地域高齢者等肉用牛貸付けに係る基金条例を廃止する条例制定について		議案第44号	平成29年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)	
議案第30号	西予市東部衛生センター施設等整備基金条例を廃止する条例制定について		議案第45号	平成29年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)	
議案第31号	西予市新市立病院建設基金条例を廃止する条例制定について		議案第46号	平成29年度西予市水道事業会計補正予算(第2号)	
6	議案第32号	西予市乙亥の里の指定管理者の指定について	10	議案第47号	平成29年度西予市病院事業会計補正予算(第1号)
	議案第33号	西予市游の里デイサービスセンターの指定管理者の指定について		議案第48号	平成29年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)
	議案第34号	西予市游の里健康センターの指定管理者の指定について	11	議案第49号	平成30年度西予市一般会計予算
	議案第35号	西予市游の里ふれあい広場の指定管理者の指定について		議案第50号	平成30年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
	議案第36号	西予市惣川高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について		議案第51号	平成30年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算
7	議案第37号	市道路線の変更について		議案第52号	平成30年度西予市国民健康保険特別会計予算
	議案第38号	市道路線の廃止について		議案第53号	平成30年度西予市後期高齢者医療特別会計予算
8	議案第39号	平成29年度西予市一般会		議案第54号	平成30年度西予市介護保険特別会計予算
				議案第55号	平成30年度西予市農業集落排水事業特別会計予算
				議案第56号	平成30年度西予市公共下水道事業特別会計予算
				議案第57号	平成30年度西予市簡易水

道事業特別会計予算

議案第58号 平成30年度西予市水道事業会計予算

議案第59号 平成30年度西予市病院事業会計予算

議案第60号 平成30年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算

本日の会議に付した事件

- | | | | |
|---|---|--------|--|
| 1 | 会議録署名議員の指名 | | |
| 2 | 会期の決定 | 議案第16号 | 西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定について |
| 3 | 承認第1号 専決処分第1号の承認を求めることについて(平成29年度西予市一般会計補正予算(第9号)) | 議案第17号 | 西予市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| 4 | 議案第1号 財産の無償貸付について | 議案第18号 | 西予市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第2号 財産の無償貸付について | | |
| | 議案第3号 財産の無償貸付について | | |
| | 議案第4号 財産の無償貸付について | | |
| | 議案第5号 財産の無償貸付について | | |
| 5 | 議案第6号 西予市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例制定について | 議案第19号 | 西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第7号 西予市部設置条例の一部を改正する条例制定について | 議案第20号 | 西予市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第8号 西予市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について | 議案第21号 | 西予市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第9号 西予市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について | | |
| | 議案第10号 西予市立学校給食センター及び学校給食調理場条例の一部を改正する条例制定について | 議案第22号 | 西予市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第11号 西予市営プール条例の一部を改正する条例制定について | | |
| | 議案第12号 西予市立幼稚園における保育料等徴収条例の一部を改正する条例制定について | 議案第23号 | 西予市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第13号 西予市ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例制定について | | |
| | 議案第14号 西予市乳幼児及び児童医療費助成条例の一部を改正する条例制定について | 議案第24号 | 西予市宝泉坊ロッジの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第15号 西予市重度心身障害者医療 | | |

議案第 2 5 号	西予市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第 4 1 号	平成 2 9 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)
議案第 2 6 号	西予市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第 4 2 号	平成 2 9 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号)
議案第 2 7 号	西予市消防本部職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第 4 3 号	平成 2 9 年度西予市介護保険特別会計補正予算(第 4 号)
議案第 2 8 号	西予市野村町地域高齢者等肉用牛貸付けに係る基金条例を廃止する条例制定について	議案第 4 4 号	平成 2 9 年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 3 号)
議案第 2 9 号	西予市城川町地域高齢者等肉用牛貸付けに係る基金条例を廃止する条例制定について	議案第 4 5 号	平成 2 9 年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第 4 号)
議案第 3 0 号	西予市東部衛生センター施設等整備基金条例を廃止する条例制定について	議案第 4 6 号	平成 2 9 年度西予市水道事業会計補正予算(第 2 号)
議案第 3 1 号	西予市新市立病院建設基金条例を廃止する条例制定について	議案第 4 7 号	平成 2 9 年度西予市病院事業会計補正予算(第 1 号)
6 議案第 3 2 号	西予市乙亥の里の指定管理者の指定について	議案第 4 8 号	平成 2 9 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第 1 号)
議案第 3 3 号	西予市游の里デイサービスセンターの指定管理者の指定について	1 0 議案第 4 9 号	平成 3 0 年度西予市一般会計予算
議案第 3 4 号	西予市游の里健康センターの指定管理者の指定について	1 1 議案第 5 0 号	平成 3 0 年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
議案第 3 5 号	西予市游の里ふれあい広場の指定管理者の指定について	議案第 5 1 号	平成 3 0 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算
議案第 3 6 号	西予市惣川高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について	議案第 5 2 号	平成 3 0 年度西予市国民健康保険特別会計予算
7 議案第 3 7 号	市道路線の変更について	議案第 5 3 号	平成 3 0 年度西予市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 3 8 号	市道路線の廃止について	議案第 5 4 号	平成 3 0 年度西予市介護保険特別会計予算
8 議案第 3 9 号	平成 2 9 年度西予市一般会計補正予算(第 1 0 号)	議案第 5 5 号	平成 3 0 年度西予市農業集落排水事業特別会計予算
9 議案第 4 0 号	平成 2 9 年度西予市住宅新	議案第 5 6 号	平成 3 0 年度西予市公共下水道事業特別会計予算
		議案第 5 7 号	平成 3 0 年度西予市簡易水道事業特別会計予算
		議案第 5 8 号	平成 3 0 年度西予市水道事

- 業会計予算
議案第59号 平成30年度西予市病院事
業会計予算
議案第60号 平成30年度西予市野村介
護老人保健施設事業会計予
算

開会 午前10時00分

○議長

おはようございます。ただいまの出席議員は21名であります。これより平成30年第1回西予市議会定例会を開会いたします。

管家市長より今定例会招集の挨拶があります。

管家市長。

○管家市長

おはようございます。平成30年第1回西予市議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様におかれましては、年度末を迎え、公私ともにご多忙の中、本定例会にご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

ことしの冬は、ことのほか寒さが厳しく急激な冷え込みにより、北陸地方など、各地で記録的な大雪に見舞われ、大きな影響が出たところありますが、西予市におきましても、去る2月7日からの大寒波により、宇和町では、過去最低の氷点下12.9度を記録し、水道管の凍結と給水器具の破損等により断水が宇和町を中心に市内の広い範囲で発生し、市民生活に多大な影響が出ました。

この間、地域の皆様には、長時間にわたり、大変なご不便とご迷惑をおかけしましたことを深くおわび申し上げます。

市では、断水危機対策本部を設置し、その対応に当たったところではありますが、かつて経験したことのない規模での影響が想定され、市単独での対応は困難との判断から、日本水道協会愛媛支部に応援を要請し、松山市、新居浜市、今治市、八幡浜市、愛南町から給水車や職員の派遣を受け、1週間にわたり宇和町内の応急給水、漏水調査等に当たっていただきました。

また、漏水調査にご協力いただきました地元消防団や各区長の皆様、復旧活動にご尽力賜りました西予市環境設備協同組合を初め、事業者の皆様、ご支援、ご協力をいただきました各関係機関団体や議員各位、地域の皆様に衷心より厚く御礼申し上げます。

現在、各家庭の給水施設の復旧修繕をほぼ終え、通常の給水ができる状況に回復しているところであり安堵してるところでございます。

しかし、今回の災害対応に対する検証や今後の対策については、十分検討を行い、この教訓を安

心、安全、そして、そういう気持ちで住めるまちづくりに生かしてまいりたいと考えておりますので、市民の皆様を初め、議員各位には、格別のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

さて、消防署において、明浜町、城川町の救急出張所の開設についてであります。西予市から国に対して、規制緩和の提案を行い、昨年4月に過疎地域、離島などを対象に、救急車の隊員編制の基準を緩和する消防法施行令が改正されたところでもあります。

これにより、准救急隊員制度が誕生したことから、全国に先駆けて、本年4月1日からこの制度を運用して、明浜町と城川町の救急24時間体制を実施いたします。

新たに採用した職員や一般行政職員と併任となる8人が既に消防学校において、准救急隊員の資格を取得し、4月からの運用に備え訓練に励むこととしており、また、現在、救急出張所となる明浜町高山歯科診療所及び城川町の旧愛媛銀行しろかわ支店の改修整備を進めているところであります。

今後は救命救急士と救急隊員、そして、准救急隊員が、24時間体制で救急出張所に待機し、両地域の懸案でありました救急の空白時間を解消し、地域の皆様の安心、安全を守るとともに、新制度の効率的な運用に努め、過疎地域における救急のモデルケースとなるよう取り組んでまいりますので、議員を初め、地域住民の皆様のご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

さて、本定例会は、市政にとって、新年度予算をご審議いただく非常に重要な議会でございます。

議員の皆様からの一般質問をお受けするとともに、私の市政3年目を迎えます平成30年度の所信の一端を申し上げるほか、議案として、財産の無償貸付5件、条例制定1件、同改正21件、平成29年度補正予算10件、平成30年度当初予算12件など、合計61件に上る案件を上程し、ご審議をお願い申し上げます。

議案等の提案理由につきましては、上程の際にご説明を申し上げますので、何とぞ慎重にご審議をいただき、ご承認ご決定賜りますようお願い申し上げます。招集の挨拶といたします。

○議長

次に、前定例会以降における諸般の報告は、お手元に配信のとおりでありますのでお目通し願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○議長

まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今回の会議録署名議員に、8番山本英明君、9番竹崎幸仁君の兩名を指名いたします。

(日程2)

○議長

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今回の会期は、本日から3月20日までの22日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。よって、今回の会期は、本日から3月20日までの22日間と決定いたしました。

(日程3)

○議長

次に、日程第3、承認第1号「専決処分第1号の承認を求めることについて(平成29年度西予市一般会計補正予算(第9号))」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

管家市長。

○管家市長

承認第1号「専決処分第1号の承認を求めることについて」提案理由のご説明を申し上げます。

この承認第1号は、平成29年度西予市一般会計補正予算(第9号)について、専決処分の承認を求めるものであります。

今回の補正にかかわる林業専用道ダイタン線開設事業は、平成27年度から平成31年度の計画で事業を実施しており、平成30年度当初予算において、関係事業費を計上する予定といたしております。

今回、林野庁から事業の前倒しを行い、有効な景気対策や作業の平準化を図るよう国庫債務負担行為、いわゆるゼロ国債での追加内示があり、本年度中に工事請負契約の締結を完了させる必要が生じました。

今後の入札期間等を考慮した場合、2月中の債務負担行為の設定が必要となったため、専決処分したものであります。

よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長

理事者の説明は終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

承認第1号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論なしと認めます。

これより承認第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

承認第1号「専決処分第1号の承認を求めることについて」は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。

よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

(日程4)

○議長

次に、日程第4、議案第1号「財産の無償貸付について」から議案第5号「財産の無償貸付について」までの5件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

宗総務企画部長。

○宗総務企画部長

議案第1号「財産の無償貸付について」提案理由のご説明を申し上げます。

旧狩江小学校の跡地利用につきましては、西予市学校施設等の跡地利活用のための基本方針に基づき、複数の団体、企業及び個人が共同して活用する狩江地域の新たな交流拠点施設として、現在、株式会社地域法人無茶々園が代表となって利用している状況であります。

このたび、株式会社地域法人無茶々園から、同社の事業拡大に伴い、同施設の一部を会議室等として利用する利活用申請書の提出がありました。

その申請を受け、先般、部長級で組織する西予市公共施設等マネジメント会議において審議した結果、その利活用内容は、さきに策定しております基本方針に沿っており、また地域にとっても有意義なものであると判断し、同施設の一部を無償で貸し付けるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長

議案第2号「財産の無償貸付について」提案理由のご説明を申し上げます。

国民健康保険高山歯科診療所につきましては、本年3月末をもって廃止することとしておりますが、明浜地区における歯科医療を確保するため、民間の歯科医師と歯科診療施設の開設について協議を行ってまいりました。今回、宇和町卯之町地区において、歯科診療所を開設されている浅野医師と明浜地区における歯科診療施設の開設について協議が整ったことから、浅野医師に高山歯科診療所の一部を診療所施設として無償で貸し付けるものであります。

続きまして、議案第3号から議案第5号「財産の無償貸付について」関連がございますので、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

本市では三瓶町蔵貫地区、皆江地区及び下泊地区の地域医療を確保するため、蔵貫診療所、皆江診療所及び旧下泊小学校跡地の一部を樋口医師に無償で貸し付け、診療所を開設していただい

ております。今回、この無償貸付期間が平成30年3月31日をもって満了することから、引き続き熱心に地域医療に取り組んでおられる樋口医師に診療所施設として無償で貸し付けるものでございます。

以上、4議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案5件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第1号から議案第5号までの5件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めそのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論なしと認めます。

これより議案第1号から議案第5号までの5件を採決いたします。

まず、議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号「財産の無償貸付について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第2号「財産の無償貸付について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第3号「財産の無償貸付について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第4号「財産の無償貸付について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第5号「財産の無償貸付について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第5号は、原案のとおり決定いたしました。

(日程5)

○議長

次に、日程第5、議案第6号「西予市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例制定について」から議案第31号「西予市新市立病院建設基金条例を廃止する条例制定について」までの26件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

○議長

酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長

議案第6号「西予市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本条例は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の改正に基づき、平成30年4月1日より居宅介護支援事業者の指定権限が県から市に移譲されることから、市内における指定居宅介護支援事業者に係る基準について新たに条例を定めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

宗総務企画部長。

○宗総務企画部長

議案第7号「西予市部設置条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は現在の組織体制の課題や問題点を洗い出し、行政運営の効率化を図るため、本市の組織機構を見直すことに伴いまして、西予市部設置条例及び関係する4条例の一部を改正するものであります。

具体的には、産業建設部の業務範囲が広いことから、産業建設部を分割し、第1次産業や観光等を取り扱う「産業部」と土木建築や水道及び下水道といった専門知識を有する技術部門を「建設部」へ再編し、新たな行政課題や多様化した住民ニーズに柔軟な対応を図るものであります。

また、公営企業部水道課を建設部上下水道課へ統合することに伴い、病院及び介護老人保健施設で構成されることとなる公営企業部の名称を「医療介護部」へと変更するものであります。そのほか、総合政策課が担っている政策立案や行政改革業務については、情報推進課が行っている情報通信技術や広報統計部門と連携して対策を構想し、進めていく必要があることから、情報推進課と総合政策課を統合して「政策推進課」とし、同課内に「情報推進室」を設置するものであります。

また、部の再編及び名称変更等によりまして、各部の事務分掌の整理を行うほか、課の名称変更に伴う関係条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案第8号「西予市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。本条例は、市が特定個人情報情報を独自に利用する場合や社会保障、税、災害対策等関係法令に基づいて事務を執行する際に当該情報を利用する場合において、特定の事務を規定することで、各種申請時における添付書類の省略を行うなど、市民サービスの向上を図るために制定しております。今回、新たに特定個人情報情報を提供する事務を加えるため、本条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案第9号「西予市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は本市の財政状況等を鑑み、職員等の旅費の支給に関し所要の改正を行うものであります。主な改正内容でございますが、片道70キロメートル以遠の地に出張の際の車賃の支給や東京都及び政令指定都市への出張にあたり支給していた滞在手当を廃止するとともに、国、県に派遣職員として赴任する際の移転料等について、新たに整備をするものでございます。

以上、3議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

松川教育部長。

○松川教育部長

議案第10号「西予市立学校給食センター及び学校給食調理場条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、野村町の小中学校及び城川町の小中学校における給食調理場を廃止し、新たに西予市立せいよ東学校給食センターを追加するため、本条例の一部を改正するものであります。

現在、野村地区及び城川地区につきましては、全校が自校式の単独調理場となっておりますが、使用している施設の老朽化及び厨房機器等の劣化が著しいことから、安心・安全でおいしい給食を提供していくため、センター方式による新たな給食センターの建設を進めているところでございます。

平成30年6月中にこの給食センターは、建築工

事が完了し、厨房機器等を整備した後、大野ヶ原小学校、惣川幼稚園及び惣川小学校を除いた野村・城川地区の幼稚園、小学校及び中学校を対象に平成30年9月から給食の配送を開始することとしておりまして、施設の名称を「西予市立せいよ東学校給食センター」とすることとしております。

続きまして、議案第11号「西予市営プール条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、市内の市営プールのうち、西予市惣川プール及び西予市城川プールを廃止するため本条例の一部を改正するものであります。

初めに、惣川プールは、昭和62年9月惣川地区民プールとして、旧惣川小学校敷地内に建設され、以降、惣川小学校児童及び惣川中学校生徒また、地域住民にと幅広く利用されておりましたが、平成12年旧野村町における惣川中学校の閉校、そして平成16年4月に惣川小学校が現在地へ建設移転後、プールの利用者がなくなり、市営プールとしての役割を終えたところでございます。

次に、城川プールは、城川支所駐車場内において建設予定のジオミュージアム建設事業に伴い、解体工事を行った後、同施設の駐車場として、新たに整備する計画といたしております。

以上の理由から両プールを廃止するため本条例の一部を改正するものであります。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長

議案第12号「西予市立幼稚園における保育料等徴収条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市立幼稚園の預かり保育料については、預かり保育事業の実施主体として、市が定めることとなっております。今回、今後の国の待機児童や預かり保育に係る支援施策の拡充に伴う預かり保育料の改定等に迅速に対応できるよう預かり保育料の額を規則で定めることとするため、本条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案第13号「西予市ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例制定につい

て」及び議案第14号「西予市乳幼児及び児童医療費助成条例の一部を改正する条例制定について」及び議案第15号「西予市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例制定について」関連がございますので、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」の施行による「国民健康保険法」及び「高齢者の医療の確保に関する法律」の一部改正に伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容としましては、国民健康保険の被保険者として、現在の市町村に加え都道府県も対象となることから、所在地特例の定義について、「市が行う国民健康保険の被保険者」から、「市の区域内に住所を有するとみなされたもの」に、また、国民健康保険の住所地特例を受けている者が75歳到達等により後期高齢者医療に加入した場合に特例を引き継ぎ、前住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となることから、3条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案第16号「西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本市では生活上の各種相談事業や人権啓発の解決のための各種事業を総合的に行うことを目的として、隣保館を市内に2箇所設置し広く市民に利用をされているところでございます。

今回の改正は、現在、施設の利用について、短時間の利用が多いことから、半日または1日単位で設定されている使用料を現状の使用時間に即した使用料に改正するため本条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案第17号「西予市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」及び「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」が、平成30年4月1日より施行されることによるものであります。

主な改正内容としましては、現在、国民健康保

険の住所地特例を受けている者が、後期高齢者医療の被保険者となる場合には、前住所地での西予市が加入する愛媛県後期高齢者医療広域連合が被保険者となるように変更するため、本条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第18号「西予市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本条例は、「子ども・子育て支援法」の規定に基づき、市内における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めてあります。このたび「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が改正されることにより、所要の整備を図るため本条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第19号「西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、「第7期西予市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の策定による介護保険料の改定並びに、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」に基づき所要の整備を行うため本条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案第20号「西予市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について」及び議案第21号「西予市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について」及び議案第22号「西予市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について」関連がございますので一括して提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める省令」に基づき、各条例が参酌している基準省令どおり関係条例の一部を改正するものであります。

主な内容としましては、「介護保険法」の改正により、「児童福祉法」や「障害者総合支援法」の指定を受けている事業者が、共生型サービスとして介護保険サービスを提供することができるよう所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案第23号「西予市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回、「介護保険法施行規則」等の一部改正により包括的支援事業を実施する主任介護支援専門員の定義規定が改められ、その変更による所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

以上、12議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

山岡産業建設部長。

○山岡産業建設部長

議案第24号「西予市宝泉坊ロッジの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本施設は、指定管理者制度により株式会社城川ファクトリーが管理しております。過去12年間宿泊料の改定を行わずに経営しておりますが、近年の最低賃金の上昇や光熱水費、食食用原材料費、軽微な修繕など、経営コストが年々増加しております。

これに加えまして、近隣の宿泊施設と比較しても、宿泊料が非常に安価であるため、施設の稼働状況は安定しているものの利益による適正な施設の維持管理が難しくなっている状態であります。

また本施設は、築30年を超えているため、計画的に修繕工事を行っており、本年度は、シロアリ被害のあった厨房を改修しておりますが、城川ファクトリーの加工品を生かした質の高い食事が提供できるように、あわせて機能の充実を図っております。今回、食事メニューを含め、宿泊者へのさらなるサービスの向上と利便性の確保、施設の適正な維持管理のため、西予市宝泉坊ロッジ宿泊料及び宿泊利用者の利用時間の改定を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう

お願い申し上げます。

○議長

三好公営企業部長。

○三好公営企業部長

議案第25号「西予市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は西予市立野村病院の一般病床に地域包括ケア病床を増床することに伴い、病床数を変更するものであります。地域包括ケア病床は、急性期の治療を終えた患者様が、在宅や介護施設へ復帰されることを目的として、在宅復帰支援計画に基づき、効率的かつ積極的に在宅支援を行う病床となっております。今回、地域包括ケア病床を20床増床することに伴い、病床面積等の施設基準に基づく調整が必要であるため、一般病床数を21床減らし、88床とするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

西川消防長。

○西川消防長

議案第26号「西予市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について」及び議案第27号「西予市消防本部職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」関連がございますので、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

明浜町及び城川町の救急出張所につきましては、これまで平日昼間のみの運用でございましたが、平成30年4月1日から24時間運用を開始することといたしました。明浜救急出張所は、高山診療所及び医師住宅を当面の間使用いたしますが、将来的には、新しく建設される明浜支所内に移転することも視野に入れて計画を進めております。

城川救急出張所は、旧愛媛銀行しろかわ支店の一部を借用する計画でございます。これらの拠点整備に伴い、消防署、支署、各出張所の位置及び管轄区域を明確にするため、西予市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正するものでございます。

また、両出張所では准救急隊員制度を活用して、救急業務を実施することとしており、現在までに8人の職員が消防学校を終了して准救急隊員

の資格を取得し、事前訓練を実施しているところ
でございます。この、准救急隊員に従事する職員
は、24時間の勤務体制で仮眠時間であっても即時
出動するなど、体力的にも精神的にも大きな負担
をかけることとなります。このような負担に応じ
た准救急隊員に対する手当を支給できるよう、西
予市消防本部職員の特殊勤務手当に関する条例の
一部を改正するものでございます。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くだ
さいますようお願い申し上げます。

○議長

山岡産業建設部長。

○山岡産業建設部長

議案第28号「西予市野村町地域高齢者等肉用牛
貸付けに係る基金条例を廃止する条例制定につい
て」及び議案第29号「西予市城川町地域高齢者等
肉用牛貸付けに係る基金条例を廃止する条例制定
について」関連がございますので、一括して提案
理由のご説明を申し上げます。

西予市では、野村町及び城川地域を対象とした
地域限定肉用牛の貸付けを行ってまいりましたが、
西予市全体を対象とした肉用牛貸付基金制度が
整備されるとともに、地域限定基金の運用が終
了したため、野村町地域及び城川町地域限定の2
条例を廃止するものでございます。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くだ
さいますようお願いいたします。

○議長

酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長

議案第30号「西予市東部衛生センター施設等整
備基金条例を廃止する条例制定について」提案理
由のご説明を申し上げます。

現在、汚泥再生処理施設として西予市衛生セン
ターが平成29年4月から稼働し、し尿及び浄化槽
汚泥処理を行っております。

当基金につきましては、西予市東部衛生センタ
ー及び汚泥再生処理施設の整備を図るため設置さ
れた基金であり、旧施設の廃止及び新施設の稼働
によって当基金の役割を果たしたため、本条例を
廃止するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう
お願い申し上げます。

○議長

宗総務企画部長。

○宗総務企画部長

議案第31号「西予市新市立病院建設基金条例を
廃止する条例制定について」提案理由のご説明を
申し上げます。

本基金は平成19年度において、市内在住の方か
らの寄附金を原資に新市立病院建設のために設置
されたものであります。平成26年9月に西予市立
西予市民病院が開院となり、同病院の周辺整備及
び旧宇和病院跡地の処分等、基金の目的である新
市立病院建設に係る関連事業が完了しましたので、
本条例を廃止するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう
お願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

暫時休憩いたします。（休憩 午前10時57分）

○議長

再開いたします。（再開 午前11時10分）

（日程6）

○議長

次に、日程第6、議案第32号「西予市乙亥の里
の指定管理者の指定について」から議案第36号
「西予市惣川高齢者生活福祉センターの指定管理
者の指定について」までの5件を一括議題といた
します。

理事者の説明を求めます。

山岡産業建設部長。

○山岡産業建設部長

議案第32号「西予市乙亥の里の指定管理者の指
定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本施設は、平成17年に建設されたもので多目的
ホール、温浴施設、研修室、会議室、商業インキ
ュベーター施設等を備えた複合的な施設で中心市
街地の活性化を目的としている施設であります。
その施設の中で、温浴施設、トレーニング室、会
議室、カルチャー室を指定管理区域といたしてお
ります。

今回、指定期間の終了に伴い、本施設の指定管
理者の候補者といたしまして、審査委員会での協
議の結果、非公募により野村町商業協同組合を選
定いたしましたので、その指定について議会の議
決を求めるものであります。

その理由といたしましては、平成21年度以降、

施設の管理運営を行ってきており、これまで各種イベントや交流事業の開催に長年にわたり携わることで集客機能を高め、また、商店街への回遊性を持たせるなど、中心市街地活性化に関するノウハウが蓄積されており、組織として地域振興に対する意識と活用意欲が高いこと、効率化やコスト低減の面でもその能力を十分有していることなどからこの施設の管理運営を引き続き行わせることが適当と判断したものであります。

指定管理期間につきましては、指定管理者が、経営について常に緊張とスピード感を持った対応による自主運営を再認識すべく、研究、検討していただくため、1年間といたしております。

なお、指定管理者候補者の概要につきましては、添付の参考資料をご参照いただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長

議案第33号「西予市游の里デイサービスセンターの指定管理者の指定について」及び議案第34号「西予市游の里健康センターの指定管理者の指定について」及び議案第35号「西予市游の里ふれあい広場の指定管理者の指定について」関連がございますので、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

これらの施設は、高齢者福祉の向上並びに市民の健康と活力の増進を図ることを目的に整備された施設であり、現在、社会福祉法人西予総合福祉会に管理委託し運営をしております。

今回、指定期間の終了に伴い、それら施設の指定管理者の候補者として、西予市生活福祉施設指定管理者審査委員会にて審査した結果、非公募により社会福祉法人西予総合福祉会を選定いたしましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

その理由といたしましては、西予総合福祉会のそれぞれの施設におけるこれまでの実績、運営方針等を審査し、蓄積された運営ノウハウ、経営改善に対する取り組み、地域との連携等を総合的に勘案し、これら施設の管理を引き続き行わせることが適当と判断したものであります。

指定管理期間につきましては、指定管理者が経営について常に緊張とスピード感を持った対応による自主運営を再認識すべく、研究、検討していただくため、1年間といたしております。

なお、西予総合福祉会の概要及びそれぞれの施設の運営計画概要につきましては、別添の参考資料をご参照ください。

続きまして、議案第36号「西予市惣川高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市惣川高齢者生活福祉センターは、高齢者福祉の増進並びに福祉サービスの向上を図ることを目的に整備された施設であり、現在、社会福祉法人西予市野城総合福祉協会に管理委託し運営をしております。

今回、指定期間の終了に伴い、施設の指定管理者の候補者として、西予市生活福祉施設指定管理者審査委員会にて審査した結果、当施設の指定管理者の候補者として、非公募により社会福祉法人西予市野城総合福祉協会を選定しましたので、その指定について議会の議決を求めるものであります。

その理由といたしましては、西予市野城総合福祉協会のこれまでの実績、運営方針等を審査し、蓄積された運営ノウハウ、経営改善に対する取り組み、地域との連携等を総合的に勘案し、当施設の管理を引き続き行わせることが適当と判断したものであります。

なお、西予市野城総合福祉協会の概要及びそれぞれの施設の運営計画概要につきましては、別添の参考資料をご参照ください。

以上、4議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

(日程7)

○議長

次に、日程第7、議案第37号「市道路線の変更について」及び議案第38号「市道路線の廃止について」の2件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

山岡産業建設部長。

○山岡産業建設部長

議案第37号「市道路線の変更について」及び議

案第38号「市道路線の廃止について」関連がございますので、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

今回、市道2路線の変更と2路線の廃止をお願いするものであります。

まず、路線変更について、朝立1号線は、三瓶町朝立2区・3区・8区区長より、災害時緊急避難場所として、三瓶公園を追加申請したことによる道路整備の要望があり、現在の三瓶町朝立1号線の終点部を三瓶公園まで延長するものであります。

次に、二級路線23号線は、板ヶ谷橋から板ヶ谷集落までの路線であります。今回、この路線につながる県道からの接続道として、野村町板ヶ谷線、宇和町下宇和地区83号線が重複して路線認定されていることが判明し、この2路線を廃止し、二級路線23号線の起点部分を県道入り口に変更するものであります。

続いて、廃止路線2路線でございますが、先ほど説明いたしました、二級路線23号線を県道まで延長することによる市道路線の廃止でございます。

なお、本件に係る市道の変更、廃止につきましては、さきの1月10日に開催いたしました西予市道路格付専門委員会において承認をいただいているものであります。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長

理事者の説明は終わりました。

(日程8)

○議長

次に、日程第8、議案第39号「平成29年度西予市一般会計補正予算(第10号)」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

管家市長。

○管家市長

議案第39号「平成29年度西予市一般会計補正予算(第10号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算でございますが、事業完了に伴う事業費の確定及び実績見込みによる事業費の調整を行うものであります。

増額する主な事業でございますが、伝送路の修繕に係る光伝送路維持管理事業、運行実績に基づくバス路線維持対策事業、生活介護や就労継続支援サービス者が増加したことによる障害者総合支援給付金事業、私立保育所等の入園・入所児に係る教育・保育給付費支給事業などであります。

また、先般の断水対策に要した経費につきましては、対策業務に従事した職員に係る人件費を計上いたしております。

なお、その他施設の修繕及び協力いただきました各市町の水道企業局への負担金につきましては、現予算の流用及び予備費で対応させていただきます。

一方、事業費が減額となるものは、工事車両の進入路である市道拡幅のめどが立ったことに伴う明浜支所庁舎建設事業、国・県支出金の内示額に伴い、事業費の調整を行う林業開設・舗装等事業費及び市道新設・改良等事業、高山公民館の長寿命化において浄化槽設備工事が不要となった公民館耐震化事業などであります。

また、ふるさと納税では、今年度1億円を目標に取り組んでまいりましたが、残念ながら目標達成にはかなわず、2000万円の減額をいたしております。新年度はさらに工夫を凝らし、目標設定額を上げて取り組みたいと考えております。

このほか、今回の補正では、将来の健全財政のための市債償還の財源を確保する減債基金、今後の公共施設の更新や除却に備えた公共施設整備基金を積み立てるものであります。

これらによりまして、既決いただいております歳入歳出予算から、それぞれ5億2550万1000円を減額し、歳入歳出予算の総額を273億3109万6000円と定めるものであります。

また、このほか、事業内容の変更に伴う継続費3件の補正と指定管理施設3件、八幡浜漁協に対する経営改善支援資金保証料助成及び卯之町「はちのじ」まちづくり整備事業など5件の債務負担行為の補正及び財源調整等に伴い、地方債の補正を行うものであります。

以上、概要をご説明いたしました。詳細な点につきましては担当課長から補足説明をさせていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長

山住財政課長。

○山住財政課長

それでは、予算書に沿いまして、まず歳出から補足説明を申し上げます。

予算書の24ページをお開き願います。

総務費1項、5目財産管理費、明浜支所庁舎建設事業6095万円の減額であります。今年度計画しておりました旧高山小学校プール解体設計業務委託費、旧高山小学校校舎及びプール解体工事費につきまして、建設工事の進入路が確保されたことに伴い、大幅な設計の見直しを行ったことから減額するものでございます。

25ページをお開き願います。

11目情報推進事業費、光伝送路維持管理事業、936万7000円の増額であります。道路改良工事に伴う電柱移転経費、また台風による倒木及び鳥獣によるケーブル断線、障害復旧におきまして、高額な修繕工事が発生したことにより事業費を増額するものでございます。

28ページをお開き願います。

8項3目生活交通バス対策事業費、バス路線維持対策事業654万円の増額であります。宇和島自動車が行っている生活交通バス路線への補助対象事業費が確定したことにより補助金を増額するものであります。

29ページをお開き願います。

民生費、1項3目老人福祉費、野村介護老人保健施設事業会計繰出金事業3460万9000円の増額であります。今年度増床工事が完了し、施設の規模拡大を図ったところでございますが、人員不足のため職員体制が整わず、予定の事業量を達成することが困難な見通しであることから、経営の安定化を図るため繰り出しするものでございます。

30ページをお開き願います。

1項4目障害者福祉費、障害者総合支援給付事業1億1045万円の増額であります。障がいを持たれている方の自立した生活につなげていくため、提供する介護や訓練等のサービスにおきまして、利用者数や利用回数が増加したことにより事業費を増額するものでございます。

31ページをお開き願います。

2項2目児童措置費、教育・保育給付費支給事業917万3000円の増額であります。市内外の保育所、幼稚園等に入園・入所する児童に係る教

育・保育に要する費用の給付につきまして、実績を見込み増額するものであります。

ページは少し飛びますが、37ページをお開き願います。

農林水産業費、1項3目農業振興費、農作物被害対策事業105万3000円の増額であります。野生鳥獣の侵入を防止する各種施設の整備に対しまして、実績を見込み事業費を増額するものであります。

39ページをお開き願います。

40ページにわたるものであります。2項2目林業振興費1億181万4000円の減額のうち、林道開設及び舗装事業につきましては、県支出金の内示額の減額により、事業費9430万円を減額調整するものであります。

43ページをお開き願います。

土木費、2項3目道路新設改良費2592万4000円の減額のうち、市道改良及び舗装等事業につきまして、国庫支出金の内示額により、事業費2450万円を減額調整するものであります。

また、事業進捗に合わせ、事業費及び財源等につきまして、各事業間で調整をいたしております。

45ページをお開き願います。

消防費、1項4目災害対策費、職員給与費2000万円であります。2月8日に発生しました氷点下12度の異常低温を原因とする水道管破裂等による断水危機対策業務に従事した職員の人件費を計上するものであります。

なお、人件費を含めまして、今回の断水危機対策に要しました経費につきましては、現在、確認精査中でございます。対応経費等が確定したことから適宜、適正に処理をする予定でございます。

49ページをお開き願います。

5項2目公民館費、公民館耐震化事業8979万9000円の減額であります。耐震化・長寿命化に係る設計委託費及び工事請負費におきまして、設計変更及び入札減少金が生じたことにより、事業費及び財源を減額調整するものであります。

54ページをお開き願います。

諸支出金、2項1目基金費、ふるさと応援基金事業2000万円の減額であります。当事業の財源であります西予市ふるさと応援寄附金、いわゆるふるさと納税でございますが、その実績見込みに

よりまして、事業費及び財源を減額調整するものであります。

また、減債基金事業6390万2000円、公共施設整備基金事業6000万円の増額であります。今回の補正により余剰となりました一般財源につきまして、市債の償還に必要な財源を確保し、将来にわたる市財政の健全な運営を図るため減債基金へ。また、公共施設の更新及び廃止など、公共施設等総合管理計画に基づきまして、今後の施設建設及び除却に備え、公共施設整備基金へ積み立てるものであります。

次に、主な歳入につきましてご説明申し上げます。

予算書は前に戻っていただきまして、12ページをお開き願います。

市税、個人市民税1611万8000円であります。給与所得者の増加に伴う所得割の増によるものでございます。

このほか、歳入におきましては、先ほど申し上げました歳出におきます各事業の確定、また、実績見込みによるものなどによりまして、特定財源としての国・県支出金や地方債、基金繰入金などの調整を行うものであります。

予算書は前に戻っていただきまして7ページをお開き願います。

継続費の補正といたしまして、3事業ともに設定しております平成29年度年割額におきまして、事業費の確定に伴い減額するものであります。

8ページをお開き願います。

債務負担行為の補正といたしましては、追加として西予市游の里健康センターほか3つの指定管理施設の管理運営業務委託と八幡浜漁協経営改善支援資金保証料助成金につきまして、期間及び限度額を設定するものでございます。

また、卯之町「はちのじ」整備事業につきましては、契約内容の見直しによる平成29年度予算の減額補正とともに、平成30年度以降の事業費を調整し、限度額を増額変更するものであります。

9ページをお開き願います。

最後に、地方債の補正といたしましては、事業費の確定及び変更に伴いまして、3億8240万円を減額し、総額で地方債の限度額を35億6162万3000円とするものであります。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

なお、質疑の内容は大綱のみに願います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案第39号については、関係各常任委員会へそれぞれ付託いたします。

(日程9)

○議長

次に、日程第9、議案第40号「平成29年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)」から議案第48号「平成29年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)」までの9件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長

議案第40号「平成29年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、貸付金償還金の滞納による貸付金元利収入の不足分を一般会計繰出金を減額し補うものであります。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算からそれぞれ43万2000円を減額し、歳入歳出予算総額を235万9000円と定めるものであります。

続きまして、議案第41号「平成29年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)」について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、事業勘定予算からご説明を申し上げます。

今回の補正は歳出では、保険給付費の実績見込み及び共同事業拠出金の見込み等によるもののほか、年度末精算に当たり不用額の調整を行うものであります。

また、歳入では、保険税の徴収実績見込み及び国庫支出金、療養給付費交付金並びに共同事業交付金の見込み等に伴う調整が主なものでありま

す。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算からそれぞれ1億6371万1000円を減額し、事業勘定予算の歳入歳出予算総額をそれぞれ59億7885万4000円と定めるものであります。

次に、診療施設勘定予算につきましては、各診療所において年度末精算による不用額の調整、並びに診療収入の精査等に伴う一般会計繰入金の調整によるものであります。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算からそれぞれ494万6000円を減額し、診療施設勘定予算の歳入歳出予算の総額を3億2575万8000円と定めるものであります。

続きまして、議案第42号「平成29年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、後期高齢医療広域連合納付金の確定並びに保険料の実績見込みに伴う増額と年度末精算に当たり不用額の調整を行うものであります。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ170万7000円を増額し、歳入歳出予算の総額を6億3646万7000円と定めるものであります。

続きまして、議案第43号「平成29年度西予市介護保険特別会計補正予算（第4号）」について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、平成30年4月から要介護認定制度等が改正されることに伴うシステム改修に関する一般管理費の増額、また、介護保険給付費、地域支援事業費の実績見込みに伴う減額及び年度末精算に当たり不用額の調整を行うものであります。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算からそれぞれ6171万4000円を減額し、歳入歳出予算の総額を57億5309万4000円と定めるものでございます。

以上4議案、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

山岡産業建設部長。

○山岡産業建設部長

議案第44号「平成29年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」について、提案

理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は事業費の年度末精算に当たり不用額等の調整が主なものであります。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算からそれぞれ990万8000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億9141万1000円と定めるものであります。

続きまして、議案第45号「平成29年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は事業費の年度末精算に当たり不用額等の調整が主なものであります。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算からそれぞれ1152万2000円を減額し、歳入歳出予算の総額を8億3277万4000円と定めるものであります。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

三好公営企業部長。

○三好公営企業部長

議案第46号「平成29年度西予市水道事業会計補正予算（第2号）」について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、決算見込みに基づく業務量の補正とそれに伴う給水収益の減額及び営業費用を増額するものでございます。

第3条の収益的収入及び支出につきましては、既決いただいております収益的収入から240万円を減額し、総額を7億1760万7000円とし、収益的支出につきましては、140万円を増額し、総額を7億3558万8000円といたしております。

また、今回の補正に伴いまして、他会計からの補助金についても補正を行っております。

続きまして、議案第47号「平成29年度西予市病院事業会計補正予算（第1号）」について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、平成29年度の決算見込みに基づく業務量の補正とそれに伴う医業収支等の調整を行うものでございます。

第2条の業務の予定量では、入院及び外来の年間患者数の変更及び主な建設改良事業の減額を行うものでございます。

次に、第3条の収益的収入及び支出でありま

す。

まず収入におきましては、患者数の増加に伴い、医業収益を8729万円増額し、医業外収益につきましては145万8000円の減額、特別利益では903万7000円の増額とし、総額を36億6768万6000円といたしております。

支出につきましては、材料費及び修繕費などの調整により、医業費用を2663万6000円の減額、医業外費用では293万1000円の減額、また、特別損失では710万4000円の増額とし、総額を41億8032万3000円といたしております。

次に、第4条の資本的収入及び支出につきましては、奨学資金の貸し付け、医療機器の購入及び駐車場整備工事の実績見込みによりまして、資本的収入額を2650万円減額し、総額を2億5954万1000円とし、資本的支出額では1620万円を減額し、総額を3億6171万1000円といたしております。

次に、第5条の債務負担行為につきましては、平成30年度の医事業務委託費の限度額を5000万円に改めております。

続いて第6条では、医療機器購入に伴う企業債の限度額を1億1340万円に改めております。

最後に、7条では、一般会計から受ける補助金の金額を表のとおりに改めてございます。

続きまして、議案第48号「平成29年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）」について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、決算見込みと運営資金減少による経営基盤強化のため、医療職確保経費の一部を一般会計より繰り入れることによる収益的収入及び支出と増築工事費用が確定したことにより、資本的収入及び支出を補正するものであります。

予算書1ページをお開きください。

第2条の業務の予定量の補正につきましては、増築による入所定員を20人増員し100人に、通所者定員を10人増員し35人といたしております。

第3条の収益的収入及び支出の補正につきましては、施設事業収益を3314万7000円増額し、収入の総額を5億4459万5000円とし、施設事業費用を804万5000円減額し、支出の総額を5億241万8000円とするものであります。

第4条の資本的収入及び支出の補正につきまし

ては、資本的収入を600万円減額し、収入の総額を5億623万8000円とし、資本的支出を549万2000円減額し、支出の総額を5億692万1000円とするものであります。

以上、3議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案9件に対する一括質疑を行います。

なお、質疑の内容は大綱のみに願います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

以上で、質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案9件については、お手元に配信いたしております常任委員会付託表のとおり、各委員会に付託いたします。

暫時休憩いたします。（休憩 午前11時53分）

○議長

再開いたします。（再開 午後1時00分）

（日程10）

○議長

次に、日程第10、議案第49号「平成30年度西予市一般会計予算」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

管家市長。

○管家市長

議案第49号「平成30年度西予市一般会計予算」の提案を申し上げますとともに、西予市長として所信表明また、一般会計予算の概要を申し上げさせていただきたいと存じます。

初めに、私が、平成28年5月に西予市長に就任して以来、早くも任期の折り返しを迎えようとしております。この、およそ2年間、多くの市民の皆様との出会いの中で、さまざまなご意見やご提言をいただきました。

また、市政運営上の経験を積み重ねる中で、改めまして、本市が抱える課題を認識し、市政運営の難しさと重要性を痛感するとともに、その責任を重く受けとめているところであります。

合併して15年目を迎えようとしておりますが、旧5町のそれぞれの地域性を生かしつつ、着実に西予市としての一体感は醸成されてまいりまし

た。その過程におきましては、数々の試練ともい
うべき難題もあったかと思えます。

しかし、市民の皆様、議会の皆様の理解と協
力をいただきながらともに乗り越えてまいりま
した。今なお解消されていない問題や新たな課
題も生じてきます。それらに対しても、市民、
議会、行政の三者相互の信頼関係と協力体制
により、必ず改善し解決していけるものと信
じております。

さて、西予市のこれから取り組むべきまち
づくりであります。これまでに築かれてきた
基礎基盤の上にさまざまな分野でまちづく
りの種がまかれてまいりました。

私は、それらが着実に花を咲かせるよう引
き続き努力をしていくとともに、本市の現
状と将来を見越し、次なるまちづくりへ
踏み出す時期に來たと考えております。

私の標榜する「西予市で生活を望む人が
増え、その望みが叶えられるまちづくり」、
「安心が体感できるまちづくり」を実現す
るために、これまでに、準備や体制を整
えてきた各種施策の具体的な展開、そし
て、次なるまちづくりへの新しい施策の
検討を進めてまいります。

現在、国も地方も非常に厳しい財政状況
にあります。当市も含め、全国の自治体が
生き残りをかけて、新たな施策や独自性
を持った事業に全力を挙げて取り組んで
おります。当然、新たな取り組みは、前
例に乏しく、さまざまな困難が予想され
ます。

しかし、そうした困難なことがあるから
と、始める前から限界や壁をつくって諦
めてしまえば、それで終わりです。そう
した難問に挑戦し、その困難性を乗り
越えなければ、現状を打開し大きな成
果を得ることはできません。

また、そのためには、従来の考え方
や手法の見直し、あるいは、推進体制
を大きく転換し、創意と工夫を尽くす
ことが大事です。これには、行政だけ
ではなく、市民の皆様、議会の皆様
のご理解とご協力が不可欠となります。

そうした西予一丸となった取り組みを
推し進め、未来の西予市の安定した
維持、発展に向けて、着実、確実に
前進してまいります。

平成30年度予算におきましては、「挑
戦・改革・前進」を前面に掲げ、西
予市の次なるまちづくりに踏み出す
予算として、7つの分野に施策を

大別し、それぞれの事業を展開して
まいります。あわせて、「第2次西予
市総合計画」及び「西予市まち・ひと
・しごと創生総合戦略」を実行して
まいります。

それでは、7つの施策分野ごとに今
後鋭意取り組む主要な事業を中心
に述べさせていただきます。

1. 人口減少のスローダウン

まず、市の施策として最重要課題
となる人口減少対策でございます。

いかに人口減少を緩やかにさせる
か、スローダウンさせるかが、自治
体の潜在力を保つかぎとなります。
そのために、特に子育て支援対策
として子育て環境の整備、制度を
充実させます。その主なものといた
しまして、小中学生の通院医療費
自己負担分に対する助成制度の拡
充、今年度整備いたしました認定
こども園しろかわ保育所及び市民
病院の病児・事業所内保育所スマ
イル保育園の運営、引き続き行
います子育て応援券の支給、子
育て支援センターでは、妊娠期
から子育て世代への支援の充実
を図るきずな配信サービスなど
を実施いたします。

また、特定不妊治療助成事業につ
きましては、昨年度に引き続き、
県補助事業に市単独事業として
上乗せを行います。

そのほか、移住促進では、移住
コーディネーターの活用による
移住相談、空き家改修や移住体
験ツアーの実施のほか、西予市
版田舎で働き隊の導入等を行
います。

また、市内に住所を有する学生
が卒業と同時に市内の事業所
等に就職する場合には、奨励金
を交付するふるさと就業創出
奨励事業を実施し、地元就業
への意識づけ、人材や労働力
の流出を抑えたいと考えて
おります。

2. 安全・安心の実感

先般の長期に渡る断水の原因
となった異常寒波、局地的な
集中豪雨などの近年の異常気
象による自然災害、南海トラフ
巨大地震発生時の対策など、
危機対策におきましては、ま
ず、市民の皆さんへの正確で
迅速な情報提供が重要とな
ります。

現在まで順次進めております
防災行政無線デジタル整備事
業につきましては、平成30年
度は城川地区の整備を進める
ことといたしております。

また、伊方原発3号機の再稼働
に伴い、愛媛県

に対し、平成30年度から5年間、原子力発電施設等立地地域基盤整備支援事業交付金が最大で25億円交付され、当市では、5年間で2億1000万円が割り当てられることになりました。この交付金を受けまして、県が策定しました地域振興計画に基づき、有事の際の避難路を確保するため、UPZ圏内の明浜、三瓶、宇和地区の一部の道路橋の点検・補修事業を実施いたします。

三瓶町安土地区及び日吉崎地区におきましては、低地のため、降雨による雨水排水が集中しやすく、大雨や台風時に満潮や高潮が重なった際には、たびたび浸水被害を受けております。その対策である雨水公共下水道事業につきまして、平成34年度の完了を目指し、本格的に着手いたします。これにより、浸水被害を解消・軽減し、生活環境の整備と災害に強く快適で暮らしやすいまちづくりの推進を図ります。

また、野村町惣川診療所、城川町遊子川出張診療所の8月からの廃止に伴い、無医地区になる地域住民への医療サービスを維持、提供するため、野村病院において巡回診療車の運用を開始します。これによりまして、地域医療の確保、充実を図り、地域住民の健康的で安心した生活を維持するものであります。巡回診療車の運用範囲につきましては、導入後の実績や地域住民等のご意見をいただきながら、さらに充実させることを検討してまいります。

地域医療の確保とともに、過疎化、高齢化が進む地域においては、救急空白時間の解消、救急体制の充実を図るため、明浜、城川地区におきまして、長年の懸案でありました救急24時間体制を配備いたします。

当市からの提案による政令改正で創設されました准救急隊員制度を活用し、消防職員だけではなく、一般職員の兼務及び任期付職員による救急搬送、人命救助を行います。巡回診療車や救急24時間体制の導入により、地域の皆様の安全・安心がさらに確保されることを期待いたしております。

そのほか市内の公共交通等の空白地域において、通院や買い物等の移動手段を確保する生活交通バスやデマンドタクシー等の運行、また、増加傾向にあります空き家の利用促進するとともに、空き家がもたらす諸問題に対しまして、市役所内で横断的に対策を検討し対応してまいります。

3. 四国西予ジオパークの推進

四国西予ジオパークは昨年12月22日に日本ジオパーク委員会から再認定をいただきました。4年前の認定以来、多くの方々がジオパークの活動にかかわっていただいたおかげであり、深く感謝と敬意を表する次第であります。

再認定を受けました四国西予ジオパークは、これから審査委員からの指摘を踏まえつつ、さらに本格的な展開に向けて動き始めます。その拠点施設となります（仮称）四国西予ジオミュージアムの建設も平成32年度オープンに向けて年度内に工事着工の予定であります。

本年度策定いたします第2次四国西予ジオパーク推進計画に基づき、まだ西予の大地に眠るジオの宝を探し、磨き、発信する取り組みを市民の皆様との協働により、一層加速させます。

そして、ジオの恵みなどのジオブランドの創出や映像を活用したイメージ戦略の展開により、観光や産業への経済波及効果の拡大とともに、郷土愛や地域に対する誇りの醸成に努めてまいります。

4. 産業振興・雇用創出

農林水産業分野におきましては、人口減少とともに、従事者数が減少しており、高齢化や後継者不足による農畜産物の生産量・生産額の減少、農地の荒廃等が危惧されている現状となっております。担い手確保や生産コスト縮減、農業基盤の整備、鳥獣害対策、集落営農や法人組織等への支援などを継続的に実施するとともに、農地の基盤整備と担い手への農地集約を一体的に進める中間管理機構関連農地整備事業などに積極的に取り組みます。

また、西予市の約75%を占める森林の環境整備や林業振興を図るため、林業再生、素材の増産に向け、林業事業体への支援や木材出荷に係る生産者への支援を継続して実施をいたします。あわせて、森林整備の加速化を図るための路網整備を推進をいたします。

また、平成30年4月1日に予定しておりますウッドスタート宣言により、幅広い世代に森林や環境に目を向けていただき、木を使うことや環境保全につながる木育推進事業を実施いたします。

具体的には、新生児への誕生祝いとして木製のおもちゃの贈呈、木育推進教室を開催をいたしま

す。

水産施設の整備では、物揚場の老朽化が著しい有太刀漁港の整備を行い、物揚場上部工の補修やエプロンの舗装により、利用者や生産者の労働環境の改善、施設機能の向上を図ります。

農林水産物の加工開発など地場産業の振興につきましては、ふるさと納税の効果も期待するところであり、ジオブランドの推進による多様な返礼品の魅力向上も含めて取り組みを強化してまいります。

中小企業の振興と雇用の創出につきましては、引き続き、地場産業の事業承継、新規創業支援、企業誘致に積極的に取り組んでまいります。

企業誘致に関しまして、先般、2月15日株式会社ちぬやホールディングス四国工場の起工式が、建設地である宇和町皆田地区において行われました。ちぬやホールディングス様を初め、このたびの工場立地に関係いただきました皆様方に、厚く感謝申し上げます。

この工場建設によりまして、新たに150名程度の新規雇用が生まれるということであり、地域経済、地域活性化への大きな効果が期待される所でございます。市といたしましても、新工場の円滑な稼働、操業に向けて、移住交流施策ともリンクさせつつ、可能な限り支援をしてまいりたいと考えております。今回のちぬやさんの誘致の成功を契機に、今後も一つでも多くの企業を西予市に誘致できるよう努力してまいりたいと思っております。

5. 地域力の活性化

全国でも注目されております地域発「せいよ地域づくり」事業につきましては、手上げ型交付金制度の導入から3年目を迎え、自分たちの地域を自分たちの手での基本理念が市内各所で着実に定着、拡大しつつあり、それぞれの地域力は確実に向上していると感じております。今後も地域が考え、実践する取り組みを支援するとともに、その成果を広く情報発信することで、さらに、自主自立の地域づくりを推進してまいります。

また、住民の主体的な地域づくり活動と行政との関係性、公民館の従来からの機能と地域づくり拠点施設としての機能、いわゆる自治センター化への検討など、小規模多機能自治活動のあり方につきましては、市民や有識者による検討委員会を

設置し、具体的な検討に入りたいと考えております。小規模多機能自治活動につきましては、地域住民の皆様との相互理解が不可欠であり、市民の皆様のご意見をいただきながら、今後の方針をまとめてまいりたいと思っております。

6. 魅力あふれるまちづくり

西予市ならではの魅力あるまちづくりを進めてまいります。

まず、ふるさと納税の取り組みですが、平成29年度は1億円を目標に、返礼品の拡充やポータルサイトの追加開設などに取り組み、以前に比べますと格段の成果が上がりましたが、残念ながら目標達成に至りませんでした。平成30年度は、返礼品の追加・見直し、特産品プロモーション動画の制作や特産品フェアへの参加などを通じて、目標額を1億2000万円に引き上げ、取り組みを強化したいと考えており、市の財源確保はもとより、特産品PRと市内業者の販路拡大、生産性の向上に努めます。

次に、JR卯之町駅前を中心に、官民連携のPFI方式で実施しております卯之町はちのじまちづくり推進事業でございますが、来年度は実施設計に入り、より具体的なエリアのイメージができてまいります。駅前エリア整備事業の進捗と合わせて、未来のまちづくりにつながるにぎわいと交流空間の創出を進めます。

教育関係では、確かな学力の向上のため、小中学校の学力向上プログラム、地域子ども学び場事業を引き続き実施いたします。

また、旧宇和病院の跡地利用による図書館機能を中心とした社会教育複合施設につきましては、CLT工法を採用し、幅広い世代の市民が集い、学び、本市の魅力創出などさまざまな活動を実践する拠点施設として、平成31年4月のオープンに向けて、整備を進めるとともに、周辺施設を含めたアクセス道の整備を行います。

明浜町狩浜地区の段畑と農漁村景観の国の重要な文化的景観の選定については、平成27年度から取り組みを始め、文化庁や専門家、有識者の指導を仰ぎながら、地元の皆さんの協力をいただき、調査を実施し、報告書をまとめてまいりました。今年度はいよいよ選定の申し出を行うこととしており、ぜひとも選定をいただき、景観の保全、保護に努めながら、地域の魅力づくりや地域の活性化

につなげてまいりたいと思います。

また、古代ロマンの里推進事業では、昨年10月に国史跡に指定された八幡浜街道笠置峠越のガイドブックを作成し、街道の歴史や魅力を発信するほか、埋蔵文化財の活用事業を展開してまいります。

学校給食につきましては、地産地消の推進及び子どもたちの食育と地域の農業に対する理解を促進するため、エコえひめ農産物に認証されたコシヒカリを学校給食に納入し、生産者との交流や農作業の体験学習を通じて、食の大切さや感謝の気持ち、郷土愛の育成に努めます。

7. 働き方改革・合理化

働き改革の推進につきましては、平成28年12月から具体的に取り組んでまいりましたオフィス改革の成果が徐々にあらわれてまいりました。その成果の一つとして、今般、総務省のICT地域活性化大賞で、全国102団体の中から12団体に選ばれ、また、行政効率化賞という特別賞を受賞いたしました。本市のICTを活用した働き改革が、高く評価されたものと、大変うれしく、また誇らしく感じているところであります。このオフィス改革につきましては、本庁4階フロアでのみ実証実験的に行ってきたところですが、来年度はさらに2階、3階フロアへ拡大いたします。4階フロアほど見た目が劇的に変わることはありませんが、4階フロアの成果を生かしながら、電算システムや庁舎内ネットワークなどのICT環境の整備、机の配置の工夫などにより、横の連携を強化し、イクボス宣言とともに、業務の効率化と働き方に対する職員意識の向上を図ります。

また、職員の意識改革を促し、意欲ある職員の積極的な登用による組織の活性化を図るため、主任級の職員による係長への昇任試験制度を導入します。

職場環境及び職員意識の改革とともに、産業建設部を産業部と建設部に再編するなど、組織機構の見直しを行います。これによりまして、担当業務の集約と専門性及び行政機能の向上を図ります。

支所建設に関しましては、明浜支所では、平成30年度から31年度にかけて本体工事に着手いたします。野村支所では、実施設計を進めるとともに、建設予定地の野村公会堂及び旧図書館の解体

を行います。平成32年度中の完成を目標といたしております。

また、城川支所におきましては、ジオミュージアムの建設にあわせまして、周辺整備に取りかかり、平成30年度はプールの解体と駐車場の整備を行います。

当市は他市町と比べ、数多くの公共施設を保有し、管理運営を行っており、その維持管理経費も財政圧迫の原因の一つとなっております。

公共施設におきましては、設立目的と現在の運用状況、今後の施設・設備の修繕等に係る投資予測などを踏まえ、統廃合を含めた施設のあり方について検討すべき時期に来ていると考えております。

外部有識者の客観的な意見、また、議会及び地域住民の皆様の意見や要望も踏まえ、市民生活や地域経済への影響も考慮しつつ、合理化に向けて具体的な見直しを進めてまいります。

所信に続き、平成30年度一般会計予算について概説申し上げます。

市の主要な一般財源である普通交付税の縮減が続き、厳しさが増す財政状況の中で、基金や市債を有効に活用し、健全財政を常に意識しつつ、「第2次西予市総合計画」及び「西予市まち・ひと・しごと創生総合戦略」における、政策目標の早期実現に向けて計画的に事業を進め、現下の重要課題に対応するための予算を計上するものでございます。

この結果、平成30年度一般会計当初予算の総額は、280億8600万円、前年度比3.6%、9億6900万円の増額となりました。

この増額分につきましては、主に明浜支所建設事業、ジオパーク拠点施設整備関連事業、社会教育複合施設整備事業などの大型建設事業を実施するものによるものであります。

今回提案いたします当初予算は、冒頭申し上げましたように、私の任期折り返しの時期を迎え、合併以来、西予市の脈々と積み重ねてきたまちづくりの成果が実りあるものとなるよう、引き続き努力するとともに、将来の西予市の姿を見据え、これに備える次のまちづくりに踏み出すものとして編成したものであります。

議員の皆様、市民の皆様におかれましては、今後とも、市政運営に対する格別のご理解とご協

力、ご支援を賜りますようお願い申し上げます、新年度に臨む私の所信とさせていただきます。

なお、予算の詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長

山住財政課長。

○山住財政課長

それでは、予算書に沿いまして、新規事業及び主要事業を中心に、まず、歳出から補足説明を申し上げたいと思います。少々時間がかかるかと思いますがご了承くださいと思います。

まず、53ページをお開き願います。

総務費、1項1目一般管理費、昇任試験事業36万1000円ですが、意欲ある職員の積極的な係長登用による組織活性化を図るため、新たに係長への昇任試験制度を導入するものでございます。

57ページをお開き願います。

5目財産管理費、市役所庁舎維持管理事業1億5169万7000円、続いて、市有財産維持管理事業5199万円ですが、城川支所において、ジオパーク拠点施設整備事業に伴い、総合センターしろかわの解体設計、プール解体工事及び駐車場整備などとともに、支所庁舎の一部を改修するものでございます。

58ページをお開き願います。

野村支所庁舎建設事業5414万円ですが、庁舎本体の基本設計及び実施設計に続き、平成30年度は野村公会堂及び旧図書館の解体を実施いたします。

続きまして、明浜支所庁舎建設事業3億9221万8000円ですが、平成30年度から平成31年度までの2箇年の継続費を設定しまして、支所本体工事に着手するものであります。

60ページをお開き願います。

8目ネットワーク管理運営事業9080万4000円ですが、平成30年度は業務の効率化を進めるため、ネットワーク機器の更新、庁舎1階から3階及び教育保健センターの無線LAN化を行うものであります。

62ページをお開き願います。

11目情報推進事業費、CATV整備事業7600万

円ですが、明浜支所の移転建設に伴い、支所内の西予CATVサブセンターの機器更新を行うもので、平成30年度、31年度の継続費を設定しております。

74ページをお開き願います。

8項1目地域振興費、地域発「せいよ地域づくり」事業1億1334万5000円ですが、地域の自主性を促す手上げ型交付金制度の3年目となる節目に、1年をかけて、各地域の取り組みを追随しながら、テレビ番組を作成、メディアを通じた情報発信に挑戦するものであります。

続きまして、移住交流促進事業7330万3000円ですが、移住コーディネーターの活用によりまして、移住相談や定住促進のための空き家改修、移住ツアーの実施、西予市版田舎で働き隊の導入等を行うものであります。

75ページをお開き願います。

ふるさと納税推進事業6532万6000円ですが、ふるさと納税に対する返礼品を通じまして本市及び地元特産品等のPR、地域経済の活性化につなげるもので、平成30年度は1億2000万円の寄附金額を目標に戦略的に行います。また、企業版ふるさと納税も推進することといたしております。

続きまして、木育推進事業145万7000円ですが、木に親しみ、木とともに生きていく子育て環境の整備に取り組む事業であります。平成30年4月1日のウッドスタート宣言式に係る経費等を計上いたしております。

続きまして、小規模多機能自治活動拠点施設整備事業110万6000円ですが、公民館を中心に地域人材を育成し、自立した地域活動の推進を図ることを基本戦略としまして、組織体制等の見直し、いわゆる自治センター化を検討していくものでございます。平成30年度は、市民を主体とした検討委員会を設置しまして、小規模多機能自治活動拠点施設のあり方について協議していくものでございます。

81ページをお開き願います。

9項3目ジオパーク拠点施設整備事業3590万6000円ですが、四国西予ジオパークの新たな拠点施設を城川支所の隣接地に建設するもので、平成32年度オープンに向け、平成30年度は実施設計を行い、本体工事につきましては、継続費

を設定し建設に着手するものであります。

83ページをお開き願います。

4目卯之町はちのじ事業費、卯之町はちのじまちづくり推進事業3747万3000円でありましたが、エリア全体の基本方針、基本設計をもとに、建物等の実施設計に着手する予定であります。

また、駅前エリア整備事業3396万2000円におきましては、卯之町はちのじまちづくり構想に基づきまして市道旧町地区212号線改良工事に着手するものであります。

90ページをお開き願います。

民生費、1項4目障害者福祉費、障害者総合支援給付事業9億2058万2000円でありましたが、障害福祉計画に基づき、障害者自立支援給付を行い、障がい者の必要とするサービスの提供を行うものであります。

続きまして、西予市障がい者（児）タクシー利用助成事業393万5000円でありましたが、外出が困難な重度障がい者の生活行動範囲の拡大を図るため、新たな事業としまして、タクシー料金の一部を助成するタクシーチケットを交付するものであります。

94ページをお開き願います。

2項1目児童福祉総務費、乳幼児・児童医療費助成事業6885万8000円でありましたが、乳幼児の通院、入院医療費自己負担分及び小・中学生の入院医療費自己負担分につきまして助成を行っております。平成30年度からは小・中学生分を拡充いたしまして、通院費の一部についても助成するものであります。

続きまして、子育て応援券交付事業763万3000円、愛顔の子育て応援事業723万円でありましたが、昨年度に引き続き実施する事業でございます。子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、安心して子どもを育てる環境の整備を図り、出生率の向上につなげるものであります。

続きまして、木育推進事業168万1000円でありましたが、西予市で生まれた子どもに対しまして市産材で作成した木のおもちゃをプレゼントすることにより、木に親しみ、木とともに生きていく子育て環境の整備に取り組むものでございます。

98ページをお開き願います。

4目保育所費、しろかわ保育所管理運営事業3841万2000円、スマイル保育園管理運営事業

2761万2000円でありましたが、平成30年4月から城川地区において開園しますしろかわ保育所、また、市民病院が事業実施主体となりますスマイル保育園の管理運営経費を計上するものでございます。

103ページをお開き願います。

衛生費、1項1目保健衛生総務費、巡回診療車運営事業1000万円でありましたが、野村町惣川診療所、城川町遊子川出張診療所の廃止、8月からでございますが、によりまして無医地区となります地域住民への医療サービス維持のため野村病院が実施する巡回診療車による診療に係る経費を負担するものでございます。

続きまして、西予市明浜地区歯科診療所新規開設支援事業600万円でありましたが、平成30年度に予定をしております高山歯科診療所及び俵津歯科診療所の民間経営移行に伴い、開設者への支援補助金を計上するものであります。

106ページをお開き願います。

4目環境衛生費、カーボン・マネジメント体制整備事業997万1000円でありましたが、市が所有しております施設の温室効果ガス排出量など現状を把握し、その改善、削減目標を設定し実行計画を作成するものであります。

116ページをお開き願います。

労働費、1項6目地域経済基盤強化・雇用等対策費、ふるさと就業創出奨励事業468万円でありましたが、西予市内に就業する新卒者の確保と都市部との賃金格差の解消を図るため、市内に住所を有する中学、高校、特別支援学校の新卒者で市内企業に就職した方を対象に、3年間で総額36万円を交付するものであります。

121ページをお開き願います。

農林水産業費、1項3目農業振興費、養蚕振興対策事業130万7000円でありましたが、養蚕基盤の強化等による生産性向上を図り、市内の養蚕農家及び関係団体への経営支援と蚕糸業の振興を図るものであります。

125ページをお開き願います。

5目農地費、農地中間管理機構関連農地整備事業500万円でありましたが、農地区画整理と農業施設整備等を一体的に行い、生産基盤の改善と担い手強化対策を総合的に行うとともに、農地中間管理機構を活用した農地の流動化と大規模化及び担

い手への集積を目指すものであります。

続きまして、ため池等農地災害危機管理対策事業1325万円であります。施設の老朽化・耐震対策工事、ハザードマップの作成、研修会や避難訓練などを実施しまして、災害の未然防止、また総合的な農地防災対策事業を展開するものであります。

131ページをお開き願います。132、133ページにかけてとなります。

2項2目林業振興費8億9153万6000円のうち、林道開設・舗装等事業といたしまして、林道の開設13件、舗装6件、県営開設事業の負担金1件を実施する経費として、7億6901万1000円を計上いたしております。県が進めておりますCLTの利用拡大に対応できるよう、原木供給が図られるような路網整備を進めてまいります。

133ページをお開き願います。

木育推進事業228万5000円ではありますが、児童生徒に森林や木材の現状や役割を理解していただくため木育教室を実施するとともに、オリンピック木材活用リレーに参加し、市産材及び木育による林業振興施策のPR活動を展開するものでございます。

なお総務費、民生費及び農林水産業費におきまして計上しております木育推進事業全体の合計額は542万3000円となっております。

138ページをお開き願います。

3項4目漁港建設費、海岸堤防等老朽化対策事業2000万円ではありますが、漁港施設の計画的かつ効率的な予防保全型の対策を行うために、施設の健全度を把握し、長寿命化計画を策定するものであります。

有太刀漁港機能増進事業1500万円ではありますが、漁港の物揚場が老朽化により劣化が著しいことから、今回整備を行いまして、漁業者の労働条件の改善、施設の有効活用を目指すものであります。

145ページをお開き願います。

商工費、1項6目産業創出事業費、ジオブランド推進事業2169万円ではありますが、ジオパークと地域産品の魅力をセットにした新ブランド、ジオの至宝を創出し、ブランドイメージ、高付加価値化戦略により、東京、大阪等の都市部をターゲットに展示商談会に出展し、市内産品の販路拡大を

図るものであります。

151ページをお開き願います。152ページにかけてとなります。

土木費、2項3目道路新設改良費6億4998万円のうち、市道の新設及び改良事業費等を実施する経費としまして、5億8618万円を計上いたしております。

その内訳といたしましては、市内26路線、うち新規4路線を計画いたしております。

156ページをお開き願います。

5項6目都市計画事業における道路新設改良費、市道旧町地区187号線他5路線改良事業1億5090万円ではありますが、この路線は国道56号から建設予定地の社会教育複合施設を經由し米博物館へ通じるルートでございます。施設へのアクセス向上と地域住民の安全、利便性を確保するため、道路改良を実施するものであります。

続きまして、7目雨水公共下水道事業費、三瓶地区雨水公共下水道事業4400万円ではありますが、三瓶町安土地区、日吉崎地区につきまして、雨水排水及び高潮による浸水被害を解消、軽減するため、雨水公共下水道事業を実施するものであります。

157ページをお開きください。

6項1目住宅管理費、空家対策計画策定管理事業1068万8000円ではありますが、空家対策計画に基づきまして、平成30年度は、特定空家の認定を行うものであります。

163ページをお開き願います。

消防費、1項3目消防施設費、常備消防施設整備事業7607万1000円ではありますが、野村支署に配備いたしております救助機材搬送車が老朽化したため更新を行うものでございます。人命救助活動の効率化を図ることといたしております。

続きまして、消防団装備整備事業5844万5000円では、ポンプ車1台、積載車3台、軽積載車1台、小型動力ポンプ3基を更新いたします。

また、消防団施設整備事業4917万3000円では消防詰所を2箇所、また、耐震性貯水槽2基等を設置するものであります。

164ページをお開き願います。

4目災害対策費、防災行政無線・情報システム整備事業4034万5000円では、同報系防災行政無線を初めとする情報伝達手段の万全な体制を構築す

るもので、30年度は、Jアラートの更新整備を実施いたします。

防災行政無線デジタル整備事業につきましては、6億2886万5000円を計上しております。城川地区におきまして設備・機器等を整備いたします。

167ページをお開き願います。

教育費、1項2目事務局費、小学生夢チャレンジサポート事業139万9000円でございますが、小学生に夢や目標を持つことの大切さとその実現までのプロセスを学び、体験させ、幅広い見識を持った将来の西予市を担う人材を育成するものであります。

174ページをお開き願います。

2項2目小学校費の教育振興費、学力向上プロジェクト事業136万2000円でございますが、毎年実施をいたします学力テストの経年比較による評価と指導の一体化を図るとともに、意欲的な能力向上を支援するための検定料の一部補助を行うものであります。

また、教職員に対しましても、先進校の研修、また、指導力、資質の向上等を図るため各所に派遣をする予定としております。

178ページにも、中学校費におきまして同様の事業を実施することといたしております。

179ページをお開き願います。

3項3目学校建設費、中学校施設整備事業4476万5000円でございますが、老朽化に伴います宇和中学校部室棟の改築工事を実施するものであります。適切な学校教育環境を整備することといたしております。

185ページをお開き願います。

5項2目公民館費、公民館耐震化事業1億2535万8000円でございますが、西予市公共施設耐震化計画に基づきまして耐震化事業を実施するとともに、長寿命化工事を一体的に実施するもので、平成30年度は、田之筋公民館、横林公民館の耐震・長寿命化工事を実施するものであります。

190ページをお開き願います。

7目社会教育施設建設費、社会教育複合施設整備事業10億9799万1000円でございますが、図書館及びコミュニティー施設等の複合施設を整備し、子どもから高齢者までさまざまな世代の市民の学びの場、集い・交流の場として、多目的な活用を図

るものであります。30年度におきまして本体工事を実施し、31年4月供用開始を目指しております。

193ページをお開き願います。

6項2目文化財保護費、文化的景観保護推進事業796万9000円でございますが、文化的景観の保存計画を策定し、計画書を作成、刊行するものであります。平成30年度中に重要文化的景観「宇和海狩浜の段畑と農漁村景観」の選定の申し出を行うことといたしております。

198ページをお開き願います。

5目文化の里振興費、文化の里諸施設管理運営事業1905万8000円でございますが、宇和文化の里施設の管理運営と観光案内、市民や小学生等を対象としましたイベントや体験プログラムなどを実施しまして、観光資源としての活用により集客を図るものであります。

201ページをお開き願います。

7項2目体育施設費、体育施設維持管理事業3934万1000円でございますが、大和田地区体育館、高川地区体育館の屋上防水改修工事を行うものであります。

205ページをお開き願います。

4目学校給食費、地産地消推進補助事業36万7000円でございますが、学校給食におけます地産地消の推進、子どもたちの食育と地域の農業に対する理解の促進を目的に、特別栽培米を学校給食に納入するもので、納入業者に対しまして、地元産米と特別栽培米との差額を補助するものであります。

206ページをお開き願います。

6目給食センター建設費、野村学校給食センター建設事業5億6609万2000円でございますが、野村及び城川地域の学校給食調理場を集約し、野村学校給食センターを新築するもので、平成30年9月供用開始予定であります。

関連としまして203ページにお戻り願います。

3目給食センター運営費、野村学校給食センター運営事業4091万円でございますが、新たな給食センターの供用開始に伴いまして、その維持管理運営経費を計上いたしております。

さきに進みまして211ページをお開き願います。

諸支出金、2項1目基金費、ふるさと応援基金

事業1億2001万2000円ですが、西予市ふるさと応援寄附金、いわゆるふるさと納税ですけども、これを基金に積み立てをするものでございます。

基金の活用につきましては、寄附者の意向を尊重しつつ、事業に充当し、魅力あるまちづくりの推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、歳入に移りたいと思います。

予算書は前に戻っていただきまして13ページをお開き願います。

市税30億7710万8000円ですが、市民税におきましては、平成29年度課税状況調べに基づく給与所得者の増加による所得割の増加など、市内の景気動向の改善傾向は見込まれるものの、固定資産税におきましては、評価替えの年となるため、過去の実績を踏まえまして減額を見込み、市税全体では、対前年度3936万2000円の減額としております。

18ページをお開き願います。

地方交付税116億68万4000円ですが、普通交付税におきましては、地方財政計画の伸び率と合併算定替えの縮減等を見込みまして、104億68万4000円とし、特別交付税におきましては、近年の実績、また加算要素を見込みまして、12億円として、全体では対前年度比3億3231万6000円の減額といたしております。

25ページから28ページにかけてとなります。

国庫支出金であります、平成29年度事業として実施しました保育所等施設整備事業の完了によりまして、民生費におきましては減額となりましたが、社会教育複合施設整備事業、野村学校給食センター建設事業等の大型事業を実施するため、土木費及び教育費国庫補助金が増額となりまして、対前年度2億284万4000円の増額となっております。

28ページから33ページでございます。

県支出金であります、林道開設・舗装等事業等による増額による農林水産業費県補助金の増額、県知事及び県議会議員選挙による総務費委託金の増額などがございますが、平成29年度事業として実施しました地域医療介護総合確保基金事業の完了によりまして民生費県補助金の減額、また、愛媛国体の終了に伴います教育費県補助金の減額などが大きく、対前年度1億4661万4000円の

減額といたしております。

36ページをお開き願います。

38ページにかけてとなりますが、繰入金、基金繰入金であります。総額で14億9150万9000円とし、財政調整基金、庁舎建設事業基金、学校施設整備基金、ふるさと応援基金等の繰り入れを増額しております。前年度に対しまして2億8625万4000円の増額としております。

45ページをお開き願います。

49ページにかけてとなりますが、市債となります。土木債におきましては、道路橋梁債において事業量の調整に伴い減額となっておりますが、総務債におきまして、支所建設事業、ジオパーク拠点施設整備事業、また、城川支所改修・周辺整備に伴う増額、消防債では防災無線デジタル整備事業に伴う増額、教育債では社会教育複合施設整備事業、また、給食センターの建設事業に伴いまして増額をしております。

これら大型事業の実施によりまして、前年度比9億7490万円の増額となり、総額で48億1120万円といたしております。

地方債の種別で見ますと、借入予定全体の約86%が交付税算入率の高い緊急防災・減災、また、過疎、辺地、合併特例債などの借り入れを行うこととしております。

続きまして、予算書は戻っていただきまして9ページをお開き願います。

継続費でございますが、明浜支所庁舎建設事業におけます監理委託、本体工事につきまして、総額を6億2208万円、平成30年、31年との2箇年での継続費年割額を設定いたしております。

また、明浜支所の建設事業の関連事業となりますC A T V整備事業、明浜サブセンター整備工事につきましては、総額を1億9224万円、ジオパーク拠点施設整備事業における実施設計監理委託、展示及び本体工事につきましては、総額を6億4399万5000円として、それぞれ2箇年の年割額を設定し事業を実施いたします。

10ページをお開き願います。債務負担行為でございます。

明浜支所庁舎建設事業におけますネットワーク構築委託及び機器導入につきまして、期間を平成31年度、限度額を1019万9000円として設定をいたしております。

最後に、11ページをお開き願います。地方債でございます。

先ほど歳入の市債のところでご説明を申し上げましたとおり、地方債の限度額を48億1120万円といたしまして、起債の方法、利率、償還の方法などを設定をいたしております。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

暫時休憩いたします。（休憩 午後2時04分）

○議長

再開いたします。（再開 午後2時15分）

（日程11）

○議長

次に、日程第11、議案第50号「平成30年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」から議案第60号「平成30年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」までの11件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長

議案第50号「平成30年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」について、提案理由のご説明を申し上げます。

それでは、平成30年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算書の1ページをお開きください。

本予算の歳入歳出の総額は歳入歳出それぞれ76万6000円としております。

予算書の3ページをお開きください。

歳出の主なものは住宅新築資金並びに改修資金として借り入れている公債費39万円であります。

予算書2ページに戻ってください。

歳入は貸付金償還金76万6000円を計上いたしております。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

松川教育部長。

○松川教育部長

議案第51号「平成30年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

この奨学資金は西予市出身の優秀な学生、生徒であって、経済的理由により就学が困難な者に対し、定額を無利子で貸し付けるものであります。

それでは、特別会計予算書11ページをお開きください。

本予算の歳入歳出の総額は歳入歳出それぞれ2925万4000円としております。

予算書13ページをお開きください。

歳出では、奨学資金貸付金58名分及び運営に係る経費合わせて2315万1000円、予備費610万3000円を計上いたしております。

予算書12ページにお戻りください。

歳入では、償還金2240万4000円、寄附金1万円、前年度繰越金684万円を計上し、当会計を運営するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長

議案第52号「平成30年度西予市国民健康保険特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

国保特別会計予算につきましては、事業勘定予算と診療施設勘定予算で構成されております。

まず、事業勘定予算からご説明を申し上げます。平成30年度に当たりましては、国民健康保険制度の改革に伴う、新たな制度に対応した予算編成となっております。

引き続き、被保険者が安心して医療サービスを楽しみ、国民健康保険事業の適正かつ安定的な運営を維持するため、医療費の動向、制度改正の対応等、国が示す留意事項に基づき編成をいたしました。

しかしながら、高齢化の進展や医療技術の高度化、生活習慣病の増加等により、1人当たりの医療費の増加が続いている一方で、医療費に見合った保険税収入の確保が厳しい状況であることから、引き続き、一般会計繰入金により、収支均衡を図る予算構造となっております。

それでは、24ページをお開きください。

歳出の主なものでは、総務費9196万3000円、保険給付費37億5391万7000円、保健事業費5004万4000円、国民健康保険事業納付金11億6720万円を

計上いたしました。

続いて、23ページをお開きください。

歳入の主なものにつきましては、国民健康保険税7億5154万7000円、都道府県支出金38億13万2000円、繰入金5億2214万7000円を計上いたしました。

以上によりまして、事業勘定予算は歳入歳出それぞれ50億8068万6000円といたしました。

次に、施設勘定予算についてご説明を申し上げます。少子高齢化に伴う人口減少や市民の基幹病院志向への高まり等から、国保直営診療所の診療件数、診療収入等が年々減少しており、診療施設勘定におきましても、一般会計からの繰入金により収支均衡を図る厳しい予算構造となっております。引き続き、地域住民から安心・信頼される医療の提供に取り組むとともに、経営改善、適切な経費節減にも努める所存であります。

それでは、28ページをお開きください。

歳出の主なものでは、総務費1億800万円、医薬費6914万5000円を計上いたしました。

続いて、27ページをお開きください。

歳入の主なものにつきましては、診療収入1億848万3000円、繰入金6457万7000円を計上いたしました。

以上によりまして、診療施設勘定予算は歳入歳出それぞれ1億7747万8000円といたしました。

続きまして、議案第53号「平成30年度西予市後期高齢者医療特別会計予算」について、提案理由のご説明を申し上げます。

後期高齢者医療制度におきましては、医療の高度化等に伴い、医療費が増加傾向にある中、同制度の持続可能性を高めるため、平成29年度及び30年度にかけ、保険料軽減特例が段階的に見直されることとなっております。

愛媛県後期高齢者医療広域連合におきましては、平成30・31年度の保険料改定にあたり、愛媛県が設置する財政安定化基金を活用して、保険料の上昇を抑制しておりますが、今後においても、被保険者の負担を軽減するため、後発医薬品の利用促進や医療費適正化を進めるとともに、経費の節減に努める必要があるため、本市におきましても、広報への掲載等で健診受診啓発や医療制度の周知を行っているところでございます。

それでは、予算書73ページをお開きください。

本予算は歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3673万9000円と定めるものであります。

75ページをお開きください。

歳出の主なものにつきましては、総務費2698万2000円、後期高齢者医療広域連合納付金5億9427万4000円、健康診査事業費として1478万3000円を計上いたしました。

74ページに戻っていただき、歳入の主なものにつきましては、後期高齢者医療保険料3億6013万円、繰入金2億6229万1000円、諸収入1428万7000円を計上いたしました。

続きまして、議案第54号「平成30年度西予市介護保険特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

当市の介護保険を取り巻く環境としまして、今後、人口は減少してまいります。75歳以上人口は横ばい傾向が続くと見られ、介護が必要な方が増加してくると推計しております。

このような状況を踏まえ、平成30年度から3箇年にわたる「第7期高齢者福祉・介護保険事業計画」を策定し、高齢者が住みなれた地域で自立した日常生活ができるよう、多職種の連携による医療、介護、予防、住まい、生活支援の一体的なサービス提供や保険給付の事業を展開していくこととしております。

それでは、予算書91ページをお開きください。

本予算は歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億8462万円と定めるものでございます。

94ページをお開きください。

歳出の主なものにつきましては、人件費と介護認定等に係る経費として、総務費1億1686万9000円を計上し、介護給付、予防給付、その他各サービスに係る経費として、保険給付費53億7785万2000円を計上いたしました。

また、本市における地域包括ケアシステムの構築を目指し、在宅医療、介護連携、認知症施策、そして介護予防や生活支援の体制整備などを積極的に推進するため、地域支援事業費2億8278万1000円を計上いたしました。

92ページに戻っていただき、歳入予算の主なものとしましては、65歳以上の方に納付していただく介護保険料が10億2460万4000円、介護給付分、地域支援事業費分、それぞれの負担割合により算定される国庫支出金15億605万1000円、県支出金

8億3123万6000円、支払基金交付金15億269万3000円、繰入金のうち、一般会計繰入金8億4309万1000円、また、介護給付費準備基金繰入金7361万6000円、地域支援事業の事業実施に伴う利用者負担金等の諸収入327万3000円を計上しております。

以上、3議案よろしくご審議の上、ご決定くださいようお願い申し上げます。

○議長

山岡産業建設部長。

○山岡産業建設部長

議案第55号「平成30年度西予市農業集落排水事業特別会計予算」について、提案理由のご説明を申し上げます。

平成30年度における主な事業といたしましては、宇和町及び野村町で稼働している10処理区の維持管理業務及び公債費の元利償還等であります。

それでは予算書の147ページをお開きください。

本予算は歳入歳出予算の総額を3億6928万1000円と定めるものであります。

149ページをお開きください。

歳出では施設管理費といたしまして、10処理区の維持管理費用に係る委託料及びこれらに関連する事務費、人件費等に係る経費など、1億5330万6000円を計上しております。

また、今までに建設されました施設整備に対する公債費といたしまして、元利償還金2億1597万5000円を計上しております。

148ページに戻りますが、歳入につきましては施設使用料9527万円、加入負担金100万円、一般会計繰入金2億7250万1000円、繰越金51万円を充当いたしております。

続きまして、議案第56号「平成30年度西予市公共下水道事業特別会計予算」について、提案理由のご説明を申し上げます。

平成30年度に実施する主な事業につきましては、宇和処理区では、延長約2,100メートルの管路整備工事等、野村処理区では、国道・県道改良に伴うマンホール改修・公共ます設置工事等をそれぞれ予定をしております。

それでは予算書の167ページをお開きください。

歳出では事業費のうち、施設管理費といたしまして、宇和及び野村処理区の維持管理費用と下水道接続奨励金等に加え、企業会計への移行準備経費としまして、調査業務委託やシステム開発・導入に係る業務委託料など1億3912万4000円を計上しております。

同じく、事業費の施設整備では、宇和及び野村処理区の施設整備に係る工事請負費並びに、これらに関連する事務費、人件費等に係る経費など3億8513万1000円を計上しております。

また、今までに建設された施設整備に対する公債費といたしまして、元利償還金2億9171万3000円を計上しております。

166ページに戻りますが、歳入につきましては施設使用料9326万3000円、事業費分担金2908万4000円、国庫補助金1億2500万円、一般会計繰入金4億62万1000円、繰越金34万5000円、諸収入15万5000円、市債1億6750万円を充当いたしております。

なお、地方債の限度額、起債の方法、利率、償還の方法を第2表により定めております。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいようお願い申し上げます。

○議長

三好公営企業部長。

○三好公営企業部長

議案第57号「平成30年度西予市簡易水道事業特別会計予算」について、提案理由のご説明を申し上げます。

それでは、特別会計予算書127ページをお開きください。

平成30年度の予算の主なものは、各施設の維持管理及び整備に伴う経費で、歳入歳出の総額をそれぞれ1億6438万5000円と定めるものであります。

136ページをお開きください。

歳出では事業費の総務管理費として人件費、事務費、維持管理経費など1億270万8000円を計上し、138ページの施設整備事業費として、工事請負費では、施設整備に係る工事請負費のほか、委託料等合わせまして3706万円を計上いたしております。

次の公債費では、元利償還金2342万円を計上いたしております。

133ページをお開きください。

歳入では、給水収入6860万3000円、繰入金として一般会計繰入金及び基金繰入金により4695万1000円のほか、簡易水道の施設整備事業に係る財源として市債2870万円を予定いたしております。

なお、地方債の限度額、起債の方法、利率、償還の方法を130ページの第2表により定めております。

続きまして、議案第58号「平成30年度西予市水道事業会計予算」について、提案理由のご説明を申し上げます。

それでは、公営企業会計予算書1ページをお開きください。

まず、第2条業務の予定量についてご説明いたします。

給水戸数1万5240戸、年間総給水量430万7000立方メートル、1日平均給水量1万1800立方メートルを予定いたしております。

主要な建設改良事業といたしましては、宇和給水区域における上松葉配水池更新事業3億9920万円、明浜給水区域における高山地区送・配水管布設替事業2392万2000円をそれぞれ予定いたしております。

次に、第3条収益的収入及び支出についてご説明いたします。

収入では、水道事業収益の総額を7億1066万4000円と定め、営業活動に基づく、給水収益の6億2100万円を含む営業収益として、6億2806万8000円、営業外収益として、8255万6000円を計上いたしております。

これに対しまして支出では、水道事業費用の総額を7億3280万6000円と定め、主なものといたしまして、営業活動に係る営業費用として、6億8490万3000円、企業債償還利息等の営業外費用として、4167万4000円を計上しております。

次に、2ページ、第4条資本的収入及び支出についてご説明いたします。

収入では、総額を2億204万1000円と定め、内訳は工事に対する負担金700万円、企業債1億5000万円、企業債元金償還金及び事業統合後の建設改良費に対する一般会計補助金4504万1000円を計上しております。

これに対しまして支出では、総額を6億6605万3000円と定め、内訳は、建設改良費5億5615万

円、企業債償還金1億990万3000円を計上しております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、4億6401万2000円を補填する財源につきましては、第4条括弧書きのとおりであります。

次に、第5条の企業債では、上水道施設整備事業を目的といたしまして、1億5000万円の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。

第6条では、一時借入金の限度額を2億円と定め、第7条では、予定支出の各項の経費の金額の流用、第8条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費1億2564万5000円を定めるものであります。

また、9条では、一般会計から受ける補助金として、目的と合計金額5193万8000円を定め、第10条では、たな卸資産の購入限度額を1560万円と定めるものであります。

続きまして、議案第59号「平成30年度西予市病院事業会計予算」について、提案理由のご説明を申し上げます。

それでは、公営企業会計予算書41ページをお開きください。

まず、第2条業務の予定量についてご説明いたします。

病床数は両病院合計242床でございます。年間患者数は入院6万9715人、外来10万772人、1日平均患者数は入院191人、外来413人を見込んでおります。

また、主な建設改良事業として、施設整備事業費807万9000円、医療機器備品購入費8379万8000円を計上いたしております。

次に、第3条収益的収入及び支出についてご説明いたします。

収入では、病院事業収益の総額を38億3223万円と定め、医業収益31億6910万9000円、医業外収益6億5890万5000円、特別利益421万6000円を計上いたしております。

これに対しまして支出では、病院事業費用の総額を43億5012万4000円と定め、医業費用40億6530万4000円、医業外費用2億1122万9000円、特別損失7359万1000円を計上いたしております。

次に、第4条の資本的収入及び支出についてご説明いたします。

収入では、総額を1億8261万8000円と定め、出資金735万円、負担金及び交付金1億1816万8000円、企業債5710万円を計上しております。

これに対しまして支出では、総額を2億9115万2000円と定め、建設改良費9187万7000円、企業債償還金1億9567万5000円、奨学資金に係る投資360万円を計上しております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、1億853万4000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填することといたしております。

第5条の企業債では、医療機器の購入を目的といたしまして、5710万円の限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めております。

第6条では、一時借入金の限度額を2億5000万円と定め、第7条では、予定支出の各項の経費の金額の流用、第8条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費24億6816万9000円及び交際費300万円を定めております。

また、9条では、一般会計から受ける補助金として、目的と合計金額1億4264万8000円を定めております。

最後に、第10条では、たな卸資産の購入限度額を6億5000万円と定めております。

続きまして、議案第60号「平成30年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」について、提案理由のご説明を申し上げます。

野村介護老人保健施設つくし苑の事業につきましては、高齢者の心身の状況に応じた適切な介護及び機能訓練のほか、必要な医療等を提供することにより、日常生活の自立と家庭復帰を支援し、地域に親しまれ、信頼される施設を目指して、引き続き、サービスの提供に努めてまいりたいと考えております。

それでは、予算書119ページをお開き願います。

まず第2条業務の予定量についてご説明いたします。

入所定員は100人、1日当たりの通所者定員は35人、年間の療養者数は3万6942人を見込んでおります。

次に、第3条収益的収入及び支出についてご説明いたします。

収入では、施設事業収益の総額を5億4458万

7000円と定め、施設運営事業収益として4億7024万9000円、施設運営事業外収益として7433万8000円を計上いたしております。

これに対しまして支出では、施設事業費用の総額を5億7595万3000円と定め、施設運営事業費用5億5055万5000円、施設運営事業外費用1195万1000円、特別損失1344万7000円を計上しております。

続きまして、120ページをお開き願います。

第4条の資本的収入及び支出でございますが、資本的収入を3778万6000円、資本的支出を3778万6000円計上いたしております。

次に、5条では、一時借入金の限度額を1億円と定め、第6条では、予定支出の各項の経費の合計の流用、第7条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として職員給与費4億518万2000円及び交際費5万円を定めております。

第8条では、他会計からの補助金として児童手当補助等、合計6495万2000円を定めております。

続きまして、121ページをお開き願います。

第9条では、たな卸資産購入限度額を5000万円と定めるものでございます。

以上、4議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

各委員会は、委員会付託された議案について、十分に審査を行い、3月5日の本会議において、委員会審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めることといたします。

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

3月5日は、午前9時より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後2時52分

第 2 日

3月5日（月曜日）

平成30年第1回西予市議会定例会会議録(第2号)

- | | | | |
|----------|-----------|---------|---------|
| 1. 招集年月日 | 平成30年3月5日 | 三瓶支所長 | 中須賀 敏 幸 |
| 1. 招集の場所 | 西予市議会議場 | 消防本部消防長 | 西 川 傳 |
| 1. 開 議 | 平成30年3月5日 | 総務課長 | 宇都宮 裕 |
| | 午前 9時00分 | 財政課長 | 山住 哲 司 |
| 1. 散 会 | 平成30年3月5日 | 監査委員 | 正 司 哲 浩 |
| | 午後 1時59分 | | |

1. 出席議員

- 1番 宇都宮 久見子
- 2番 信 宮 徹 也
- 3番 宇都宮 俊 文
- 4番 加 藤 美 香
- 5番 中 村 一 雅
- 6番 河 野 清 一
- 7番 佐 藤 恒 夫
- 8番 山 本 英 明
- 9番 竹 崎 幸 仁
- 10番 小 玉 忠 重
- 11番 源 正 樹
- 12番 井 関 陽 一
- 13番 菊 池 純 一
- 14番 中 村 敬 治
- 15番 二 宮 一 朗
- 16番 兵 頭 学
- 17番 小 野 正 昭
- 18番 宇都宮 明 宏
- 20番 藤 井 朝 廣
- 21番 酒 井 宇之吉

1. 欠席議員

- 19番 森 川 一 義

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|---------|---------|
| 市 長 | 管 家 一 夫 |
| 副 市 長 | 河 野 敏 雅 |
| 教 育 長 | 保 木 俊 司 |
| 総務企画部長 | 宗 正 弘 |
| 会計管理者 | 山 口 正 人 |
| 公営企業部長 | 三 好 敏 也 |
| 産業建設部長 | 山 岡 薫 彦 |
| 生活福祉部長 | 酒 井 信 也 |
| 教 育 部 長 | 松 川 伸 二 |
| 明浜支所長 | 山 下 玉 |
| 野村支所長 | 尾 下 孝 二 |
| 城川支所長 | 高 橋 司 |

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

- | | |
|--------------|---------|
| 事務局長 | 道 山 升 文 |
| 議 事 係 | 三 好 祐 介 |
| 1. 議 事 日 程 | 別紙のとおり |
| 1. 会議に付した事件 | 別紙のとおり |
| 1. 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり |

議 事 日 程

- 1 議案第 39 号 平成 29 年度西予市一般会計補正予算(第 10 号)
 - 議案第 40 号 平成 29 年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第 2 号)
 - 議案第 41 号 平成 29 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第 5 号)
 - 議案第 42 号 平成 29 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号)
 - 議案第 43 号 平成 29 年度西予市介護保険特別会計補正予算(第 4 号)
 - 議案第 44 号 平成 29 年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 3 号)
 - 議案第 45 号 平成 29 年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第 4 号)
 - 議案第 46 号 平成 29 年度西予市水道事業会計補正予算(第 2 号)
 - 議案第 47 号 平成 29 年度西予市病院事業会計補正予算(第 1 号)
 - 議案第 48 号 平成 29 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第 1 号)
- 2 一般質問

本日の会議に付した事件

- 1 議案第39号 平成29年度西予市一般会計補正予算(第10号)
 - 議案第40号 平成29年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)
 - 議案第41号 平成29年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)
 - 議案第42号 平成29年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
 - 議案第43号 平成29年度西予市介護保険特別会計補正予算(第4号)
 - 議案第44号 平成29年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
 - 議案第45号 平成29年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
 - 議案第46号 平成29年度西予市水道事業会計補正予算(第2号)
 - 議案第47号 平成29年度西予市病院事業会計補正予算(第1号)
 - 議案第48号 平成29年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)
- 2 一般質問

開議 午前9時00分

○議長

おはようございます。ただいまの出席議員は20名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○議長

日程第1、議案第39号「平成29年度西予市一般会計補正予算(第10号)」から議案第48号「平成29年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)」までの10件を一括議題といたします。

各委員会における審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長菊池純一君の報告を求めます。

菊池純一君。

○菊池純一総務常任委員長

去る2月27日の本会議において、当委員会に付託されました議案1件について2月28日に審査を行いましたので、報告いたします。

審査の結果はお手元に配信の委員会報告書のとおりであり、議案1件は原案のとおり可決決定いたしました。

議案第39号「平成29年度西予市一般会計補正予算(第10号)」の総務常任委員会所管分について、委員からの質疑及び関係部課長の答弁を抜粋して報告します。

危機管理課所管分では、危機管理業務事業の53万8000円の減額は委託料の減額ということだが、こういった内容のものを委託しているのかとの質疑があり、業務継続計画等策定支援委託業務については、西予市業務継続計画を策定するに当たっての支援を委託しているものである。通常業務の中にも災害が発生しても続けなければいけない業務というものがあり、それらの選定と災害応急業務はどんなものがあるのか、それをどこの部署が担当するのかという詳細を決定し、一つにまとめたものを業務継続計画といい、各課での調査、職員の研修会やヒアリングへの支援を受けながら最終的にそれらを当課でまとめ上げて策定するというものであるとの答弁でした。

また、この計画は毎年立てるものではなく、1回立ててしまえばそれをずっと行っていくということかとの質疑があり、業務継続計画自体については、今年度策定したら、後は研修、訓練を進めて検証を行い、必要であれば自分たちで見直していくということになっているとの答弁がありました。

税務課所管分では、土地の固定資産税286万9000円の減額は農地転用によると説明されたが、宅地を田とか畑に戻すということかとの質疑があり、専用住宅を取り壊し、その後の土地利用として、雑種地に変えられたり、果樹等を植えられたり農地として使われる方がふえている。したがって、税務課では宅地から雑種地、農地への評価という形で評価額が少なくなる地目に変更しているため、その分の土地の評価額の減が生じているとの答弁があり、さらにこういったケースではその時点で対象地を回って確認されているのかとの質疑に対し、納税義務者からはご連絡をいただき、一つずつ現地調査をしているとの答弁がありました。

まちづくり推進課所管分では地域おこし協力隊の399万4000円の減額について、明浜に地域おこし協力隊が来なかったということだが、その理由は何かとの質疑があり、西予市も東京方面で協力隊の募集をかけているが、日本全体として、協力隊の申し込みが少なくなっているということが1点あると思う。加えて、西予市も平成30年度に9名の募集をかけているが、応募して来られる人が少ないというのが全体的に見ての現状であるとの答弁がありました。

学校教育課所管分では、教育振興事業費、地域子ども学び場事業で、400万円の減額は外部指導者の必要数を確保できなかったということだが、今後外部指導者の見込みはあるのかとの質疑があり、各地区単位でおよそ4人ほどを見込んでいるが、まだ十分ではなく、これからの教員退職者や教員免許資格のある学校生活支援員等にも依頼するなどして指導者を確保し、できるところから始めていきたいとの答弁がありました。

また、地域子ども学び場事業で、予算額482万1000円に対し、400万円を減額補正しているが、事業が円滑に進まなかったということかとの質疑があり、当初は市内で7会場の予定であったが、

開講できたのは、多田・中川・石城小学校児童を対象とした中川公民館会場と明浜地区の俵津公民館会場の2箇所である。それぞれ開講時期がおくれたことも原因の一つであるとの答弁がありました。

さらに、小中学校の情報教育振興事業で、教育用アプリケーションの導入を見直したとのことだが、小中学校の教育用アプリケーションは同じものであるかとの質疑に対し、この教育用アプリケーションは、授業支援用のソフトウェアでタブレットに対応でき、小中学校とも同じものである。今年度、教師用アプリケーションを導入し、活用する予定であったが、将来的なことを考え、児童と教師が双方向でやりとりできるソフトウェアを導入する方向づけをしたことから、本年度は導入見送りによる不用額が生じたということであるとの答弁でした。

以上、総務常任委員会審査報告とします。

平成30年3月5日、総務常任委員会委員長菊池純一。

○議長

次に、厚生常任委員会委員長中村一雅君の報告を求めます。

中村一雅君。

○中村一雅厚生常任委員長

厚生常任委員会審査報告。

去る2月27日の本会議において当委員会に付託されました議案について、2月28日に委員会を開催し、審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

お手元に配信のとおり、議案8件については、いずれも全会一致で原案可決決定いたしました。

議案の審査経過において、委員より出された質疑並びに部課長の答弁を抜粋してご報告申し上げます。

議案第39号「平成29年度西予市一般会計補正予算（第10号）」における市民課所管分では、マイナンバーカード交付事業の減額に対し、マイナンバーカード普及率について質疑があり、平成30年1月末現在で申請件数が8,026件で交付率は17.28%、交付件数が6,867件であるとの答弁がありました。

環境衛生課所管分では、火葬場の残骨灰の処理について質疑があり、残骨灰については県外の専

門処理業者が市内火葬場を収集し、慰霊した後、資源として適正にリサイクルを行っているとの答弁がありました。

健康づくり推進課所管分では、特定不妊治療の本年度の助成件数について質疑があり、平成30年2月27日時点で、申請者7名、延べ11名に助成しており、助成金額は65万円であるとの答弁がありました。

また、年度末にかけて駆け込み申請が予想されるため、それを見越して減額しているとの説明がありました。

議案第41号「平成29年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）」では、出産育児一時金について、当初予算から約550万円減額となっているが予算の組み方はどう考えられているのかとの質疑があり、出産育児一時金は、前年度の実績をもとに当初予算を組んでいる。ただし、年々、国民健康保険の被保険者が500人以上減っている上に、特に若い世代で社会保険に加入されている方が多く、国民健康保険での出産育児一時金の支払いが減少している状況であるとの答弁がありました。

議案第42号「平成29年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」では、徴収方法の割合及び納付率について質疑があり、年金からの天引きとなる特別徴収が約74%、口座振替や納付書での納付となる普通徴収が約26%となっているが、だんだん自主納付の方がふえている。また、納付率は99.3%となっており、県内でも高いほうであるとの答弁がありました。

議案第43号「平成29年度西予市介護保険特別会計補正予算（第4号）」では、介護予防サービス給付が減額になったのは、対象者が減ったためかとの質疑があり、介護予防サービス給付の中でも、訪問看護やショートステイはふえているが、グループホームや特定施設入所者介護が減少となっており、予防サービス対象者の減少とともに、それらの合計の減少幅が大きかったため減額したとの答弁がありました。

議案第46号「平成29年度西予市水道事業会計補正予算（第2号）」では、1日平均給水量の予定量が1日平均118立方メートル減っているのは、人口減少に伴う家庭の使用量が減っていることが原因なのかとの質疑があり、給水量は平成27年度

及び28年度の実績を参考に算定していたが、今年度は予想よりも使用量が少ないため補正した。人口減少もあるが、夏場晴天が続くと水の使用量が伸びるなど、その年の気候の状況も給水量に大きくかかわっているとの答弁がありました。

議案第47号「平成29年度西予市病院事業会計補正予算（第1号）」では、西予市民病院の1日平均外来患者数が昨年と比べてふえているのか。また、計画当初の予想に比べ、まだまだ少ないのではとの質疑があり、本年1月末までの累計と昨年の1月末までの累計を比較すると1日平均10人ふえている。新病院建設の際に、基本計画が策定され、ある程度、医師と診療科の確保ができるという構想で患者数を決定していた。なお、診療科と非常勤医師については確保できたものの、常勤医師が確保できていないため、患者数が計画どおり伸びていないのが現状であるとの答弁がありました。

議案第48号「平成29年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）」では、職員給与費の減額内容について質疑があり、今年度増床したことに伴い、職員を増員するための予算を計上していたが、職員の確保ができなかったことによる減額が主なものである。また、今年度退職された介護士及び看護師の補充はできているが、増床した分の職員の補充ができておらず、増床後の定員を満たせていない状況であるとの答弁がありました。

以上、委員会審査報告といたします。

平成30年3月5日、厚生常任委員会委員長中村一雅。

○議長

次に、産業建設常任委員会委員長宇都宮俊文君の報告を求めます。

宇都宮俊文君。

○宇都宮俊文産業建設常任委員長

改めましておはようございます。

続きまして、産業建設常任委員会の審査報告をいたします。

当委員会に付託されました議案については、2月28日に審査いたしましたのでご報告いたします。

審査した議案第39号、第44号、45号につきましては、お手元に配信のとおり原案可決決定いたし

ました。

次に、審査経過及び内容等を申し上げます。

議案第39号「平成29年度西予市一般会計補正予算（第10号）」のうち、経済振興課所管分につきましては、卯之町はちのじまちづくり事業に係る商店街エリア整備事業で新規出店者店舗改修補助金の財源調整について説明があり、本制度の利用実績が出なかったことについて、今後の見通しをどう考えているかとの質疑がありました。本事業については平成30年度に入ってから補助金利用者が見込まれていることから、新年度予算でも同額を計上するとともに、積極的な制度周知に努めたいとの答弁がありました。

また、本制度に係る国庫支出金160万円を同じ計画事業にある建設課所管事業に再配分をしたことに触れ、予算の流用における弾力的運用可能な範囲について意見が交わされました。

続きまして、農業水産課所管分では、債務負担行為補正として計上されている八幡浜漁協経営改善支援資金保証料助成金について、詳細な説明を求めました。西予市の負担割合27%については、漁協組合員数割、そして、支援が検討された当時の経理の要因別市・町の割合、以上2点を勘案し決められたもので、さらに、国の2分の1補助を除いた13.5%以内を市で助成するとの説明がありました。

ほかにも担い手育成支援事業799万9000円の減額について質疑があり、事業主体となる生産組合あるいは個人の農家はこういった入札を行っているのか説明を求めました。入札は一般競争入札で行われ、今年度採択された2件の入札ではコンバインの導入が行われたとの答弁がありました。

次に、林業課所管分では、林業事業体育成補助金477万1000円の減額補正について、林業事業体における作業員の確保の重要性をめぐり意見が交わされました。

また、西予市における不在村森林所有者についての質疑がありました。現時点で、森林所有者が不在のため、森林ケアができていない箇所についての実態調査はしていないものの、将来的には、森林環境譲与税などにも関係してくると思われるので今後調査を検討したいとの答弁がありました。

ほかにも委員から、林業の将来に向けた展望を

描くよう要請する意見が出る中、西予市にあった林業のビジョンを早急につくっていく必要があるとの答弁がありました。

次に、建設課所管分におきましては、除雪経費として、道路橋梁維持費に2627万8000円を増額補正したとの説明がありました。

ほかに、市道旧町地区187号線に係る1812万4000円の減額補正について詳細な説明を求めたほか、近年、設計の変更、工法の変更などに係る増額補正が多い傾向にあるので、適宜議員への報告、精査の機会を設け、無駄を省くよう求めました。

適正な事業実施及び経費の削減に努めるとともに、自治法及び条例に基づく、契約変更案件及び予算審議などで審議いただいているが、必要に応じて議員全員協議会や行政報告会での説明にさらに努めたいとの答弁がありました。

続きまして、下水道課所管分におきましては、中継ポンプを初めとする機器の更新などでは、互換性のあるものとし、見積もり時に競争原理が働くよう対処してほしいとの申し入れがありました。

ほかにも、西予市における浄化槽、下水道並びに農業集落排水の汚水処理人口普及率について質疑がありました。平成28年度末の合併浄化槽人口普及率は11%、公共下水、農業集落排水も含めた汚水処理人口は約2万2160人で、下水道普及率は約56%になるとの答弁でした。愛媛県内の浄化槽人口普及率は21%、汚水処理人口普及率が77%で全国でも普及率は下位にある中、西予市はまだまだ整備がおこなわれている状況であることを再確認しました。

最後に、農業委員会所管分では、農業費県負担金の補正について説明がありました。本件については自作農財産事務取扱交付金交付規定及び農業委員会交付金の規定に基づき交付されるもので、今回交付金が決定したことにより、自作農財産事務取扱交付金4万3000円、農業委員会交付金23万2000円を減額補正するものであるとの説明がありました。

議案第44号「平成29年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」については、宇和、野村処理区10処理施設の修繕料、施設等維持管理委託料において生じた施設管理費990万

8000円を不用額として減額したほか、公課費においては、消費税確定申告により140万6000円を減額補正したとの説明がありました。

最後に、議案第45号「平成29年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）」については、歳入において公共下水道施設使用料865万9000円の増収に基づく増額補正のほか、接続戸数の増加に伴う公共下水道事業費分担金1023万円についての説明がありました。

以上、産業建設常任委員会審査報告といたします。

平成30年3月5日、産業建設常任委員会委員長 宇都宮俊文。

以上でございます。

○議長

以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

以上で質疑を終結といたします。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

討論なしと認めます。

これより議案順に採決を行います。

まず、議案第39号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第39号「平成29年度西予市一般会計補正予算（第10号）」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第39号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第40号から議案第48号までの9件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第40号「平成29年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）」から議案第48号「平成29年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）」までの9件は原案

のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第40号から議案第48号までの9件は原案のとおり決定いたしました。

暫時休憩いたします。(休憩 午前9時30分)

○議長

再開いたします。(再開 午前9時35分)

(日程2)

○議長

次に、日程第2、一般質問を行います。

質問者は、通告内容及び申し合わせに従い発言してください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

1番宇都宮久見子君。

○1番宇都宮久見子君

おはようございます。宇都宮久見子です。

平成30年第1回定例議会におきまして、一般質問の機会を得ましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

まず、宇和町石城地区のわらマンモスの存続ができるようになったと聞きました。一時は非常に寂しく何とかならないものかと思っておりましたが、朗報を聞きホッとしています。現在、宇和のシンボルと言っても過言ではないわらの親子マンモスを、これから先も今年のれんげまつりでも見られることを嬉しく思います。

それに加え、先月2月初旬からの大雪、低温によって、西予市内各地で断水、漏水の被害が相次ぎました。市役所では、西予市断水危機対策本部ができ、たくさんの職員の方が夜通し対応してくださいました。

宇和地区では消防団の方々が雪の降る寒い中、1軒1軒回ってくださり、漏水を発見したり、高齢者のお宅では、声をかけてもらっただけで心強かった、ありがたかったといった声をたくさん聞きました。県内市町からも給水車支援や漏水調査等ご支援をいただきました。市内各温泉施設も無料開放され、たくさんの市民の方の心と体を温めていただき、利用された方は非常に喜ばれておりました。

現状の見直しや今後の課題等、さまざまなことがまだまだ山積みではありますが、たくさんの方に支えられているのだと改めて実感した経験となりました。

関係者の皆様、本当にお疲れさまでした。心より御礼申し上げます。

今後、同じようなことが起こらないとも限りません。今回の経験を生かし、住民一人一人の心構えとより一層の危機管理対策を周知するとともに、市民の安心・安全の確保に努めていただきたいと思います。

一つ目の質問に移ります。宇和病院跡地周辺道路整備について伺います。

来月から宇和病院跡地に、社会福祉法人西予総合福祉会にて、認定こども園うわまち未来こども園と地域密着型特別養護老人ホーム開明の杜が開所します。今まで空き地だった宇和病院跡地に施設が開所することで、にぎわいもふえ、大変楽しみにしております。

そこで、開所まで1箇月となった現在の周辺道路整備についてです。

現在、一部の道路整備は着工しておりますが、4月の施設開所時に道路整備はまだ完了しないと聞いております。施設が開所することにより、利用者の送迎や業者の出入り等で、現在よりも確実に交通量がふえることは明らかです。後の質問と重複しますが、宇和町の商店街を含む道路である市道旧町地区71号線、旧宇和病院のバスルートを含む国道56号線から入る市道旧町地区187号線の危険性は地元住民の方からも前々から出ているはずで、私も平成28年12月の議会でも交通弱者の安全対策について質問させていただいております。

道路整備には、まだ手つかずの部分もあり、今後も工事車両等の出入りが予想されますが、安心・安全、利便性を考えれば、先に道路整備を行うとか、最低でも施設開所と同時に周辺道路整備もすべきではなかったのかと思いますが、理事者の考えを伺います。

あわせて施設が開所することにより、市として、利用者、業者の出入り等で、現在と比べ、どれくらいの交通量の増加を想定しておられますか。施設への行き帰りに、半数以上の方が少なからず通行するであろう市道旧町地区71号線

は小学生、中学生、高校生の通学路となっている部分もあります。児童・生徒の安全は確保されているのか大変危惧しております。

平成30年度には、図書館の工事も着工すると聞いています。今後、利用者と出入り業者、それに加え、工事業者が出入りするとなると交通量がふえることにより、事故が起こることは目に見えているように思いますが、対策と周辺道路整備の完成は、いつごろを予定されているのか伺います。

○議長

管家市長。

○管家市長

皆さんおはようございます。本日は一般質問に当たりまして早朝より傍聴においでいただきまして、心から感謝申し上げます。きょうとあすの2日間にわたりまして6名の議員の皆様から一般質問をお受けすることになっております。それぞれの質問に対しまして、真摯に回答をさせていただきますと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

市政運営の根幹にかかわることにつきましては私が回答することといたしまして、それ以外の専門的分野等の質問に対しましては、副市長、教育長、各部長を中心として回答をさせていただきますと存じております。ご理解をいただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長

山岡産業建設部長。

○山岡産業建設部長

おはようございます。

ご質問いただきました市道改良工事の進捗状況につきましてご答弁を申し上げます。

ご指摘いただきましたとおり、施設開所時に道路整備が完了していることが、最良の形態であると認識しているところであります。

しかしながら、市道の改良の着手には道路用地の取得が重要となってまいります。用地取得につきましては、土地所有者のご意向やご都合に依存するところでありますので、鋭意努力はしているところではあります。予定どおりにはならない実情がございます。このため、国道56号線交差点から旧宇和病院の入り口付近までの進入路につきましては、来年度、全線の用地

取得後、関係家屋を取り壊しただいてからの工事となり、施設利用者及び一般の通行車両に影響が出ると思われませんが、工事中におきましては、道路計画線形上も片側の道路拡幅工事とし、極力現道が通行できるようにして、その上で、安全対策を検討し、安全確保を図ってまいります。

また、歩行者の通行に関しましては、関係機関とも十分協議し、安全確保を図ってまいります。

関係の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、早期完成及び安全確保に努めてまいりますので、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

なお、現在も行っております市道改良工事の旧病院跡地に隣接する部分の完成予定であります。旧宇和病院入り口付近から、先ほども言われましたように認定こども園入り口付近まで、及び旧宇和病院入り口付近から米博物館に通ずる病院跡地の外周の市道は、本年度末、30年3月末の完成予定でありまして、その一部の米博物館へ通ずる改良区間終点に当たる郷団地入り口の交差点箇所につきましては、4月中に完成時期がずれ込む見込みであります。これは局部的なものでございます。

いずれの箇所につきましても、できるだけ早期完成及び安全確保に努めてまいりますので、工事中、関係の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご協力をいただきますよう、重ねてお願ひを申し上げます。

各施設の整備後における車両通行の増加分の想定につきましては、国道56号線から商店街を通過し、旧宇和病院入り口から認定こども園及び複合施設新設駐車場に至る区間につきましては、1日当たり520台の車両が往復をすると想定をいたしております。特に午前、午後のピーク時には、1時間当たり100台程度が往復するものと想定しております。

道路整備全体の完成予定でございますが、国道56号線交差点から旧病院入り口付近に至る区間につきましては、土地所有者との土地売買契約において全線締結に至っていない状況でございます。道路用地の取得につきましては、先ほども申しましたように、土地所有者のご意向に沿

った協議となることから、完成予定期日についての答弁は差し控えさせていただきますが、来年度、早期完成が図れますよう鋭意交渉を進めているところでございます。

先ほども申し上げましたけども、道路利用者を初めとする関係の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、重ねてご理解とご協力をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

宇都宮久美子君。

○1番宇都宮久美子君

2点再質問させていただきたいと思います。

まず1点目が、今現在でも大変不便な交差点となっている187号線と71号線との交差点部分の安全についてです。

この部分に関しては、平成29年第1回旧爽麗会井関議員の代表質問の答弁の中で、安全について検討していると答弁がありました。どう検討され、どのような方向性になっているのかお伺いします。

それに加え、2点目ですが、図書館の工事、利用者がふえること、十分想定されていると思いますが、その中でどのような対策、できること、何か考えておられればお尋ねいたします。

○議長

山岡産業建設部長。

○山岡産業建設部長

ご質問いただいた点につきましてあわせて答弁させていただきます。

工事完成後につきましては、言われました交差点につきまして、西予警察署に対しまして、商店街交差点への信号機の設置要望を行っているところでございます。

また、工事中の安全対策でございますけども、交差点や横断歩道など必要な場所に警備員を配置することなどを予定をしているところでございます。

またそのほか、朝夕の交通量ピーク時には極力工事車両の制限をするように検討しているところでございます。そのほか状況に応じた対応も行っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

宇都宮久美子君。

○1番宇都宮久美子君

早期完成を期待しております。

次に、二つ目の質問に移ります。市道旧町地区71号線の交通安全について伺います。

先ほども出てきましたが、宇和町の商店街を含む宇和高校下から三瓶町へ行く国道56号交差点までの道についてです。この道路は、先ほども申し上げましたとおり、通学路にもなっています。商店街や病院も多くあり、小さな子ども連れや高齢者の方が歩いたり、自転車に乗っておられるのをよくお見かけします。国道56号線の迂回路として、朝夕かなりの交通量があり、30キロ制限道路であるものかなりのスピードを出している車があり、冷とすることが多々あります。

現状を見れば、道路の拡幅については、商店、事業所、民家が密集していることから現実的に難しいと思います。しかしながら、交通渋滞や交通弱者に対する通行の安全確保は大変重要な問題です。この現状を市としてどのように考えておられますか。現状どのような対策をとられているのでしょうか。

今後、卯之町はちのじまちづくり推進事業も踏まえ、警察署、学校、地域の方との連携を密にとり、近隣住民はもとより、児童、生徒、買い物客、さまざまな市民の方、中町へも続くため、観光客やお遍路さんの安全確保に努めるべきではないかと考えます。それに加え、人々が集える広場、公園、休憩所等の拡充も含め、市道旧町地区71号線の整備と交通安全に対する理事者の考えを伺います。

○議長

宗総務企画部長。

○宗総務企画部長

改めましておはようございます。

ただいま宇都宮議員から市道旧町地区71号線の交通安全対策についてのご質問をいただきました。まず、現状どうなっているかということに対しての答弁を申し上げたいと思います。

議員ご指摘のとおり、市道旧町地区71号線は、下松葉交差点を起点に、田之筋方面に通じる県道237号線と合流する約2.6キロの区間でございます。車道の幅員は広いところで7メートル

ルを超えるところもありますが、狭いところでは3メートルに満たないという区間もあるようでございます。本路線は、従来から商店街周辺を中心とした住民の方の主要な生活道でございます。ご指摘のとおり、朝夕の通勤時間帯には国道56号線の迂回路として利用する車両が多くございまして、この時間帯は児童、生徒の登下校とも重なっている、非常に混雑を招いている状況でございます。

ここ数年のこの路線の中での交通事故の件数なんですけれども、平成27年が、人身事故が1件、また物損事故が21件ありました。28年におきましては、人身事故が1件、物損事故が17件、そして29年につきましては、人身事故が1件、また物損事故につきましては28件ございまして、その要因ってというか、原因の主なものとしたしましては、出会い頭によるものをはじめまして、接触事故、あるいはその単独事故等となっております。この路線につきまして、このように頻発をしております交通事故について、市といたしましても大変厳しく受けとめていただいております。これまでにも改善への努力はいたしておりますけれども、いまだ根本的な解決には至っていないという状況でございます。

次に、その中で現在の対策はということなんですけれども、行政が行う交通安全対策としましては、交通安全施設整備事業によりまして、カーブミラーの設置、あるいは更新等の交通安全施設に係る整備を交通安全協会からの要望をもとに毎年行っているところでございます。

なお、当路線におきまして、本年度につきましてはカーブミラーの移転が2箇所、また角度の調整なども行いました。それが2箇所行っております。またソフト面につきましては、この路線への国道からの入り口交差点におきまして、また市内各所におきまして、交通指導員の方々による交通安全指導を行っていただいておりますし、交通安全協会の皆様による啓発活動も年間を通じて行っていただいております。交通秩序の保持並びにその交通事故の防止に努めているところではございます。

なお、交通安全対策として、これらの施設の整備や交通安全指導啓発のほかに道路交通法に

おける各種の規制等も考えられるところでございます。

ご指摘のとおり、当路線には横断歩道を初め、最高速度30キロの速度制限を設けておられるところでございますけれども、これらの交通規制につきましては、愛媛県の公安委員会並びに愛媛県の警察本部の権限となっているところでございます。

今後新たな規制を設けたいというふうな場合におきましては、地元の自治会、また学校、PTA、また商店街の組合等による要望を出していただきまして、道路管理者との協議の上で、所管である西予警察署に上申をするというふうな手続が必要かなというふうに思っています。

また、今後の卯之町はちのじまちづくり整備事業の一環としまして、道路上の舗装の色、そして材料を一部変えることによりまして、道路のどこぼこがあるように見せて、視覚によるスピードの抑制をドライバーに呼びかけるというふうなスピードハンプというふうな手法を取り入れまして、交通安全対策についても現在検討しているというふうな状況でございます。

次に、今後の安全確保を今以上に対策に努めるべきじゃないかというふうなご意見をいただきました。これにつきましては、先ほど申し上げましたような交通安全施設の整備や維持を始めまして、交通指導員の皆さんとの綿密な連携、調整をして、現状の把握といいますか、現況把握に努めまして、さらなる交通安全対策を進めてまいりたいというふうに思っております。

また、西予警察署におきましては、この路線も含めて、今後も継続して警戒警ら及び取り締まりの強化を図っていただくことにつきまして、先般、確認をさせていただいたところでございます。

また、通学路としての安全確保でありますけれども、平成27年から教育委員会が主体となりまして、関係機関とも連絡をとりながら、毎年6月から8月、夏休み前の期間でしょうか、通学路の合同点検を継続して実施をされております。その点検結果をもとに改善が必要な場所につきましては、校長会や地域を通じまして、関係機関へ要望も提出をいただいております。

ふうな状況でございます。

先ほどからのご指摘のように、今後、卯之町はちのじまちづくり整備事業を初め、社会教育複合施設の整備等におきまして、この路線を通過する車両が増加するというふうなことが想定をされます。通学路の安全確保はもとよりでございますけれども、地域住民の方が安心して生活できるように、卯之町はちのじまちづくり事業の中でのハード、そしてソフトからの整備も必要であろうというふうに思っております。それぞれの関係機関、連携をとりながら、交通安全確保に進めていきたいというふうに思っておりますので、ご理解とご協力をお願いしたらというふうに思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

宇都宮久見子君。

○1番宇都宮久見子君

市道旧町地区71号線内の商店街のカラー舗装がぼろぼろになっていると過去に質問いたしました。昨年末に一部改修していただきありがとうございます。今後も引き続き歩行者、自転車、通行者に配慮した対応をよろしく願います。

それに加え、卯之町はちのじまちづくり整備事業で、民間業者に任せきりにすることなく、交通安全対策等、地元住民の方の声をきちんと聞いてくださるようよろしく願います。

最後の質問に移ります。

初心に戻りますと、私が市議会議員に立候補した際、公約の一つに「女性が活躍できるまちづくり」を掲げました。当時の議員には女性が1人もいなかったこと、この議場に女性の理事者が1人もいないことを初めての質問の中に入れていただきました。任期の半分が終わろうとしていますが、西予市議会の中でも女性議員は私を含め2名しかおらず、女性の声を届ける難しさ、視点の違い、感覚の違い等を改めて感じている次第です。

そこで、女性の活躍する社会づくりの中で、西予市役所での女性管理職の登用について伺います。

平成28年6月議会で質問いたしました、管

理職候補世代における女性職員数の割合が低いとの答弁をいただきました。この約2年間で数値にどのような変化があったのかお尋ねします。2年間ではなかなか目に見えての成果が難しい現状かと思いますが、女性管理職登用について、前向きに進んでいるのでしょうか。現在の割合を見ると、男性とは逆に女性の行政職では、1級、2級、3級行政職割合が非常に多いわけですが、その方たちが今後、男性職員の方と同じように管理職として活躍していくべきと考えます。

平成27年12月に閣議決定された「第4次男女共同参画基本計画」の第2部では、男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍があります。その中で、『女性の就業率が年々増加しているが、政策方針決定過程への女性参画を含めて、まだ十分とは言えない。働く場面においては、勤務年数を重視しがちな年功的な処遇のもと、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心な働き方を前提とする労働慣行、いわゆる男性中心型労働慣行が依然として根づいており、育児・介護と両立しつつ、能力を発揮して働きたい女性が思うような活躍ができない背景となっている。職場の男女間格差を是正するなどを通じ、男女の働き方、暮らし方意識を変革し、男性中心型労働慣行等を見直すことにより、女性の活躍を推進していくことを目指す。』とあります。

西予市としても、男女共同参画とうたう以上は、女性が活躍する、活躍できる社会づくりが必要と考えますが、市として今後どのような対策と展望を考えておられるのでしょうか。この先目標とする女性管理職割合も含めて伺います。

○議長

宗総務企画部長。

○宗総務企画部長

ただいまのご質問の女性管理職の登用について、まず一つ目、現状、そして今後、どう進んでいるのか、現在どう進んでいるのかというふうなこの2点につきまして私のほうから答弁をさせていただきます。

まず最初に、西予市における女性管理職の登用の状況でありますけれども、一般行政事務職

を初め、消防士、医療職、保育士、保健師などの専門職を加えました全ての職種の場合における女性の管理職登用率は、平成28年度の21.4%に対しまして、平成29年度は20.9%、やや減少をしているという状況でございます。

しかしながら、専門職を除きました一般行政事務職員のみで見ますと、平成28年4月現在では、女性の管理職は課長級が2人、そして、課長補佐級が6人の計8人おりまして、女性管理職の登用率は7.0%でありましたけれども、平成29年の4月の現在では、女性の管理職は課長職が4人、そして課長補佐級が6人、計10人でありまして、女性管理職の登用率は8.6%というふうに増加をしているという状況でございます。

次に、前向きに進んでいるかとのご質問をいただきました。管理職ではございませんけれども、平成29年度には一般行政事務職の女性職員が係長級に10人昇任となったことから、平成28年度の女性係長級職員22人に対しまして、平成29年度は30人まで増加をしております、将来の女性管理職候補者としての活躍を期待しているところでございます。

なお、平成30年度からは、新たに係長昇任候補者名簿登録試験を実施することとしております。ぜひ意欲のある若手女性職員が受験して係長になっていただくことで、女性管理職候補者の裾野がさらに広がっていくものというふうに期待しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

河野副市長。

○河野副市長

私のほうからは、宇都宮議員最後のご質問の今後の展望と目標数値はについてお答えをさせていただきます。

女性が活躍できる社会づくりについては、「女性の職業、生活における活躍の推進に関する法律」、いわゆる女性活躍推進法が2年前に制定され、国を挙げて女性活躍の加速・拡大に向けて積極的に取り組まれているところでございます。

西予市におきましても、平成30年3月策定に向け進めております第2次西予市男女共同参画

基本計画において、主要課題の2項目を西予市の女性活躍推進計画に位置づけ、女性の雇用機会の拡大や多様な就業形態の確保、労働条件の整備、そして、ワークライフバランスの推進等に取り組む計画としております。

また、女性の活躍は雇用の場のみならず、地域活動や政策方針決定の場への参画拡大も必要でありまして、男女ともに意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会づくりに努めていくことを重要視いたしております。

以上のことを踏まえ、市の女性職員が活躍できる場づくりにおいては、能力を最大限発揮できる職場環境を整える必要がございます。具体的には、育児などの女性職員の状況に配慮した人事運用、また、管理職に必要なマネジメント能力向上のための研修を実施するなど、キャリア形成を支援することを計画をしております。

次に、目標とする女性管理職の割合はということでございますが、西予市におきましては先ほど申し上げました女性活躍推進法の成立に伴い、28年4月に「西予市特定事業主行動計画（第3期）」を策定し、管理職である課長補佐級以上の女性職員の割合を20%以上と定めております。先ほど、総務企画部長のほうも答えましたけれども全体的には20%は超えておりますけれども、一般行政職につきましては目標にはまだまだ遠い状況でございます。

女性職員のキャリア形成を支援するためのワークライフバランスを実現するために、イクボス宣言を初めとした取り組みを始めているところでございます。

管理職候補世代における女性職員の割合が低い当市においては、女性職員がより長く働き続けることができる環境整備を行うとともに、今後も女性管理職候補者の育成及び女性管理職の増加に向けて努めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

宇都宮久見子君。

○1番宇都宮久見子君

近い将来、この議場にも女性理事者が見られることを楽しみにしております。西予市全体において女性が活躍できる社会になるよう、まず、市役

所がモデルケースや見本となり、民間にも普及するよう努めてもらいたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前10時14分）

○議長

再開いたします。（再開 午前10時30分）

次に、15番二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

公明党の二宮一朗でございます。ただいま議長より許可をいただきましたので、3月定例会においての一般質問をさせていただきます。

先ほどの宇都宮久見子議員の冒頭のお話で、先般の寒さ、低温の被害におきましては、本当に地域住民の皆様へご迷惑をおかけしたというか、お見舞いを申し上げたいなと思っております。私の地域が特に断水がひどくて、お風呂にも入れない、トイレが大変というお話もたくさん聞きました。そういう中で、職員の皆様には、本当に誠心誠意の回復に向かってのご努力をいただきましたことまことにありがたく思っております。

ただ、温浴施設を無料開放していただきましたけども、地域の人から温浴施設へ行く手段がないのよということを言われまして、市長にすぐメールでそのことをお伝えしたわけでございますけども、急なことで、今回はいろんなことが起こって、改めて気がつくこともあったんじゃないかなということで、また今後の対策に生かしていただければありがたいかなと思っております。

それでは、今回の一般質問に入らさせていただきます。

まず最初に、観光行政についてお伺いをいたします。ジオパークと観光のかかわりについてということで、四国西予ジオパークにつきましては25年9月に認定を受けて、その間、行政もいろんな施策をされたり、ジオガイドの養成とか、ジオミュージックを立ち上げるとか、そして多くの市民の皆様にご協力をいただいて、ジオパークを盛り上げていただき、昨年12月再認定ということで、本当にありがたいなというふうに思っております。

少しはというか4年前に比べると、大分ジオパークの認知は上がったのかなと思っておりますけれども、せっかくのジオパークが観光にどう活か

されてるのかな、また活かしていかないといけなかなということについて今回まず質問をさせていただきたいなと思っております。このジオパークについてのアピールの方法、今後についてお答えがあれば、まずお伺いをしたいなと思います。

○議長

山岡産業建設部長。

○山岡産業建設部長

それでは二宮議員のご質問にお答えをいたしたいと思っております。

まず、ジオパークのアピールの方法はとのご質問につきまして答弁をさせていただきます。

二宮議員におかれましてはジオパークの推進につきまして、格別のご理解、ご協力を賜りまして、感謝を申し上げたいと思っております。

さて、ジオパークのアピールの方法ではありますが、地域の多様性、魅力をどう発信していくかが非常に重要であると考えております。昨年から今年度にかけて四国ジオパークの各サイトのドローンの空撮映像とジオミュージックを融合させた映像を作成いたしました。これを松山空港や松山観光港でのデジタルサイネージ放映にも活用しまして、市外、県外へのPR事業を現在実施しておりまして、今後もPR活動に努めていきたいと考えております。なお、その中の四国カルストエリアの映像は本年1月の四国コンテンツ映像フェスタ2017で特別賞を受賞しているところでございます。

また、市内へ足を運んでいただいた観光客にジオパークを知っていただくことも重要でありまして、マップやパンフレットを配付していただくジオパーク応援店制度やジオサイトの簡単な説明をいただくジオパークマイスター制度の創設を進めているところでございます。

さらに、市外へのアピールだけでなく、ジオパークに住む皆様に市内各地のジオの理解や魅力を知っていただく、再認識いただくことも重要でありますので、ジオカフェという各公民館単位の事業によりまして、地域の中でジオパークについて研修をいただいているところであります。

今後も、そのような活動を継続的に行いながら、ジオパークのアピールの手法につきましては、さまざまな角度から検討し、挑戦してまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ありがとうございます。今、部長が答弁していただきましたいろんな事業につきましては、広報とか、私たちも知るところではあるんですけども、実際にそれが観光としてどのような影響があるのかなってというのがちょっと見えにくいというふうに考えております。それで、この観光客誘致として目に見えるような感じになるためにはどのような方策があると考えられておられるのか質問させていただきます。

○議長

山岡産業建設部長。

○山岡産業建設部長

観光客誘致のためにはとのご質問につきまして答弁をさせていただきます。

現在、市内において、地域づくり団体や民間事業者がジオパークのジオサイトを活用し、市内外の観光客にさまざまな活動を行っていただいております。明浜地域ではかりとりもさくの会により、狩浜の段々畑をガイドしていただいたり、野村地域では自治振興協議会により、桂川をガイドしていただいたりする活動が行われております。城川地域では川津南やちみりる会により、穴神鍾乳洞や地域を回るフットパスの活動が行われております。また三瓶地域では民間事業者によりまして須崎海岸を案内する屋形船や海上タクシーが運行をされております。

このように、現在、行政主導だけではなく、地域づくり団体や民間の事業者が主体となった取り組みでの観光誘致を実施していただいているほか、西予全体を案内する四国西予ジオガイドネットワークによりさまざまなジオサイトのガイド活動も行っております。

市では、このような取り組みがますますその内容を充実させ、そして、それを行う団体数もふえていくように支援して、着地型観光に取り組む市内事業者や愛媛DMOなどと連携を図り、それらを活用していく、商品化する体制や仕組みづくりを進めていく必要があると考えております。

このほかジオパークの大自然、地球の営みを客観的に印象づけるためには、アウトドアスポーツ

からのアプローチも効果的なため、アウトドア総合メーカー、株式会社モンベルの協力によりまして、SEA TO SUMMITを一昨年、四国で初めて開催し継続しております。この全国各地からの参加者による昨今のSNSなどの発信によりまして、四国西予ジオパークの自然美や豊かさを全国にPRすることができております。

またモンベルとの連携によって、同社の全国80万人の会員に会報通じての情報発信にも努めているところでございます。

今後もリピーターの増加、受け入れ側の準備、体制整備に努めてまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

いろんな施策があるようではございますけれども、実際にそれが数字としてどのようになっているのかという実態的な把握をされているのかどうかお伺いをいたします。

○議長

山岡産業建設部長。

○山岡産業建設部長

一部ではございますけれども先ほども説明を申し上げました、かりとりもさくの会の狩浜段々畑ガイドが、28年度のデータでございます、422名、野村自治振の桂川満喫ツアーが、ジオガイドのネットワークを通じた受け入れも含めて351人、川津南地区が穴神鍾乳洞ガイドほか1,439名、みかめ本館の須崎海岸の屋形船等が1,144名、そのほか明浜地域のシーカヤック540名と、そのほか宇和町の町中とかの着物体験、あるいはバス釣り、あるいは雑巾がけを含めまして、そういったものを含めて現在把握しておりますのは5,200名でございます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

一般的にニュース等で観光客の動員はとか聞いたたら、桁がちょっと全国的には違うんじゃないかなと、何万とか何十万とか、割合西予市ぐらいの人口の地域でも観光課、特に力入れてるところは、100何十万とかという話もたくさん聞くわけですけども、そういう中でちょっと1万人もいっ

てないのかなというのは寂しい気がいたします。

その中でですね、今言われたものも含めてでしょうけども、観光客が西予市にいてもらう日数、滞在日数ですよ、それがどうなっているのかちょっと教えていただきたいと思います。

○議長

山岡産業建設部長。

○山岡産業建設部長

観光客の滞在日数はということについてのご質問につきまして答弁をさせていただきます。

本市での宿泊者の滞在パターンでありますけども、平成28年度の市による調査データでは、年間4万人余りの方が宿泊をいただいております。観光客に限りますと、市内の主要な宿泊施設への調査では、1泊2日の滞在がおよそ9割を占めております。また2日以上滞在は仕事関係での利用パターンがほとんどでありました。

近年、観光客のニーズは見て、食べて、買い物するだけの旅行から旅先で自らが体験し、地域と交流することに変化してきていることから、市ではそのような市民レベルの事業展開を奨励、支援しつつそれらを活用した着地型商品の造成に注力して市内における滞在日数をふやす取り組みを牽引等していきたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

滞在日数をふやすような検討というご答弁をいただきまして、早急にしていただきたいなという思いがあるんですけども、2年前ぐらいやったですかね、私この一般質問で同じような質問をしたときに、民泊についても質問をさせていただきました。

今ちょうど、東京オリンピックに向かって、国も特に東京への民泊の話があって、いろんな問題点が新聞等にも出ておるように思いますが、今出てる民泊というのはルームシェアみたいなものがちょっと多いんじゃないかなと、私がイメージしてる民泊とは全く違うということで、前回の答弁のときも何かそういうふうな意識をされた答弁をしていただいたようにちょっと記憶しております。私が言ってる民泊を進めたらどうかとい

うのはですね、大分県の安心院がやってるような農業体験とか、修学旅行の受け入れとか、そういうふうな形で、この西予市にある、特にこのジオで大地の恵みがあって、本当にゼロメートルから1,400メートルまでの間にいろんな産業形態もあれば、景色も本当によそに類を見ないような財産があるという中で、なぜそういうふうなことが進められないのかなというのが2年前にあって、質問をさせていただいたわけです。

行政の当時の部長の答弁は、やっぱり今の東京の民泊みたいな感じの、危険とか、そっちのほうかなんかどうも優先されて、前に進めにくいような答弁をされたような記憶があります。もちろんそういう安全・安心というのは大前提ですけども、やっぱり前に進めようとするんだっつらば、もう少し積極的なポジティブな考え方が必要なんじゃないかなというふうに思っております。

前回もちょっと質問したかもしれんのですが、安心院に行政のほうからも視察に行かれたという、以前、それは何年前かちょっと記憶にないんですけども、そういうふうな記録は残ってるんでしょうか。

○議長

山岡産業建設部長。

○山岡産業建設部長

私のほうで正式に研修に行ったかどうかというのはちょっと把握できてないところではございますが、担当のほうからは大分県安心院のことについては伺っております。

市内全域のそういった自然とかいろんな体験を通じて滞在期間を長くしたり、そういった魅力を全国に発信していこうと、またリピーターをふやしていこうというような取り組みでございます。

議員のほうからありました先ほどの私の答弁と重なるところもございますが、本市の魅力でありますジオサイトでの体験プログラムの作成とか提供、そして民泊を活用した地域との交流をセットで商品化することで、民泊ならではの良さを活かした新たな観光振興につながるものというふうに考えております。

そのために、グリーン・ブルーツーリズムなどの今までの事業を、既存の産業活性化対策事業や創設支援制度、相談窓口の活用を広く周知していくなど、民泊対応に西予市としても努めたいとい

うふうに考えております。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ありがとうございます。私が実際に安心院で体験させていただいた時に聞いた話では、正確な数字はちょっと覚えてないんですけども、80件ぐらいの方が登録をされてて、修学旅行等の受け入れ、農業体験とかも含めての時にはそういうところが協力していただくと。普段は我々みたいな、ちょっと思いついて行こうかなといったときには、10件前後の方が普段から受け入れができて、1日1組みたいな感じやったんですけども、そこで民泊させていただくというふうな状況で、本当にそこは県知事が積極的に進めておられて、条例も何か早くから、条例化も取り組んでおられたというふうにお聞きをしております。

ぜひ先ほど言いましたように、これだけの自然の恵みというか、本当に財産があるわけですから、早急にそれを立ち上げていただきたいなと思っております。

今部長が先ほど答弁していただいた、今現在やっていたいただいているのは、それぞれ市民や市民の地域づくりの団体や、言ったらおのればえに近いような感じの市民からの積極的な活動というふうなことで今捉えとるんですけども、それをやっばりもっと広げていく、そして、ネットワークをつくっていくというふうなことが必要じゃないかなということで、次の観光協会の今後についてと、これが本題になるわけですが、ちょっとお伺いをしていきたいなと思っております。

これも2年前に答弁したときに、2、3年後には法人化に向かってというふうなご答弁をいただいて、ちょうど今2年たったわけですが、今の現状がどうなっているかちょっと教えていただきたいなと思います。

○議長

山岡産業建設部長。

○山岡産業建設部長

法人化に向かっての状況についてのご質問につきまして答弁をさせていただきたいと思っております。

先ほど二宮議員のほうからもありましたように、28年の9月の定例会のご質問に対しまして、2、3年のうちに法人化を目指して取り組むとお

答えさせていただいておりますので、それ以降の現在の状況についてご答弁申し上げます。

本市の観光を地域の暮らしや経済と結びつけるためには、地域マーケティングに基づく戦略的なプロモーションが必要であり、その実行のためには高度な専門性が要求されるところでございます。このようなことから、経験や意欲のある外部人材の登用を観光、まちづくりの担い手として観光協会の法人化を進めることに決定して、平成29年1月、昨年1月から2名の募集を開始したところでございます。

その後、応募がなかったため、業務の専門性などを考慮しまして雇用条件を見直した上で、同年、昨年の12月から1名の再募集をかけておりました。その結果、意欲、経験のある方2名の応募をいただきましたので、今後選考の上、平成30年度から採用を予定し、実務的な作業を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

募集をされておるといことですが、本当に僕も公募がいいんじゃないかなというふうになんか漠然と思ってたんですけども、私が思う公募は、頭になって、しっかり引っ張ってもらえるような人の公募というふうなイメージでしていかないとなかなか前向いて進まないんじゃないかなと。先日市長も部長も参加されましたシンポジウム羽鳥先生の、そこでまちづくりということに関してのシンポジウムの中で、行政はやっばり公平性というのが大事やから、なかなか難しいなという話がありました。そして民間、市民の人から自発的というか、積極的にそういうふうに関わっていただかないと前に進まない部分がたくさんありますねというふうなシンポジウムの中でのお話やっばり思っております。

私もそのとおりのやなど。私は立場上、今議員という立場ですので、いろんな市民の皆さんから聞いたことを、ついつい行政の人にやっばりどうですかというふうになんかこういふふうになんか一般質問とか委員会とかを通じて言うわけですが、本来はやっばりそういう民間的な発想で引っ張ってもらえるような人、または団体がポッポッポッとかあ

ちここにわいてくれば、もっともっと西予市進むんじゃないかなと。西予市の場合は、本当にさっき言った面積が広い、そして、生活圏が広いということで、以前の旧町単位だったら今のような形でもそれほど無理はないのかなと思うんですけども、広いですからやっぱりそこをまとめるというか、コーディネートするいうか、そういう組織がやっぱどうしても必要なんじゃないかと。それが観光協会じゃないかなというふうに思ってるわけですね。

今、考えられておる中の観光協会、法人形態としてはどういうふうなところを目指されてるのかお聞きをしたいと思います。

○議長

山岡産業建設部長。

○山岡産業建設部長

どんな法人を目指しているのかというご質問につきまして答弁をさせていただきます。

平成28年3月に西予市観光協会法人化検討委員会から答申をいただきました。観光協会が単なる行政の下請的存在ではなく、行政にかわって地域振興策の実施者として、また、市場ニーズに即応した収益事業者として、迅速な意思決定のもと公益性を維持しながら民間経営体制のメリットを十分に発揮することで、地域産業に寄与するものとする方向性のもと進めていく所存でございます。

また形態といたしましては、事業活動や経営に厳しい制約や義務づけが多い公益法人とは異なり、制約が少なく、比較的自由な法人運営が可能である点や一定の税制優遇がある一般社団法人が、今後目指すべき法人組織の形態にふさわしいとする答申のもと進めてまいります。今後、実際の組織改編に手をつけていく中で改めて検討する必要があるかもしれません。まずは観光物産協会として組織機能を充実させ、地域に利益を、儲けをもたらす体制やネットワークづくりを進めることができる法人としたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ありがとうございます。私も一般社団法人がいんじゃないかなというふうに、個人的には思っ

てるわけですけども。

1番大事なのは形ができてそこに参加してもらえる人とかいうのが1番大事だと思うんですよね。野村支部では市民の人から会費をちょうだいしているというふうなお話も聞いて、それ良い考えやなど、ただ業者だけではなくて、市民の人も積極的に参加していただくようなシステムがいいんじゃないかなというふうに思いますので、今後の組織を考えていく上でぜひ参考にもしていただいたらなと思っております。

今も答弁ありましたように、検討委員会からの答申を受けて、はや丸2年たったわけですね。これは本当に募集をされて、そういう、本気で今からやろうかなというふうには私も感じておりますけども、タイムスケジュールを、ゴールをしっかりと出して進めていかないと、またなかなか、次、もう1回質問せんといけんようになるんじゃないかなというふうなちょっと心配もありますので、そういうタイムスケジュールについてはどういうお考えなのかをお伺いをいたします。

○議長

山岡産業建設部長。

○山岡産業建設部長

タイムスケジュールを示すべきではとのご質問につきまして答弁をさせていただきます。

現在のところ具体的なスケジュールを設定はできておりません。外部人材採用後は必要事項を協議の上、早急に法人化の方策、スケジュールを立案し、その計画に沿って法人化を目指したいと考えております。

これは単に事務的に法人化するのではなく、協会内部のさまざまな懸案事項の解決のほか、DMO化も視野に入れた新たな観光まちづくりの方策の検討も必須であるため、お示しできるスケジュールにつきましてはもう少しお時間をいただいたらというふうに思います。

今後も関係団体や議会、市民への説明も行いながら精力的に進めてまいりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

以上、答弁といたします。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ありがとうございます。次質問する時はきちん

と形ができて中身をしっかりと議論できるようなことを期待をさせていただきたいと思います。

続きまして、2番目の地域包括ケアシステムについて質問をさせていただきたいと思います。

地域包括ケアシステムにつきましては、団塊の世代が75歳を迎えるということを前に国が進めてきたことでございますけれども、西予市の地域包括ケアシステムの現状というか、そういうところをちょっとまずお聞きしたいなと思います。

○議長

酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長

二宮議員のご質問にご回答させていただきま

す。地域包括ケアシステムの現状であります。要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供されるというもので当市におきましても、徐々にその基盤が整いつつあると考えております。介護予防事業、認知症施策の推進、地域事業所における人材育成、在宅医療、介護連携、生活支援など、さまざまな取り組みを多様な関係機関、団体、地域と連携して実施してまいりました。

また、当市は愛媛県のモデル地区に選定いただき県立医療技術大学と連携して、地域包括ケアシステムの充実に向けた人材育成事業に3年間取り組んでまいりました。

現在、在宅ケアを支える介護職や看護職などの人材育成や資質の向上が図られただけでなく、介護人材のリーダーを育成、相互の情報交換の場になり、多職種連携の基盤が整ったのではないかと感じているところでございます。

3月11日曜日には、その報告会を兼ねました地域包括ケアを考える研修会を開催いたしますので、ぜひご参加をしていただければと考えております。

今後、当市におきましても、ますます進展していく高齢化社会に対応すべく、さらなる地域包括ケアシステムの推進に向け、地域や関係機関と一体となった取り組みを進めていかなければならないと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ありがとうございます。今、最後に言われた、その進め方なんですけれども、それを今、西予市に27の旧校区といいますか、地域づくりの組織がいろいろあって、そこへの進め方やと思うんですけれども、それをどのように進めるのかお伺いをしたいと思います。

○議長

酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長

今後の進め方についてご答弁を申し上げたいと思います。

本市は面積も広く集落も点在しているため、高齢者の日常生活支援や認知症対策など、多様な施策は行政だけで展開していくことは不可能であると考えております。地域包括ケアシステムの構築のためには、地域力、相助機能が重要であります。

また、地域の持つ課題も多様であり、当市では、高齢化率や地域リーダーの存在を勘案し、モデル地域を選定し、介護予防に係る取り組み等を支援してまいりました。その成果を各地区の地域づくり団体などが参考にいただき、地域の中で求められるさまざまなニーズに対応できる、互いに支え合う仕組みを構築できるよう支援していくことも大変重要であると考えております。

当市は県内で最も早く平成28年2月から介護予防・日常生活支援総合事業に移行をし、地域の実情に応じた介護予防、生活支援のあり方を検討し、実践してまいりました。今後は自立支援、重度化防止などの観点から、要支援、要介護認定者にとどまらず、広く高齢者を対象として、市民全体の取り組みを促進する一般介護予防事業等の推進が特に重要であると考えております。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

今ご答弁の中に、モデル地域ということと言われたと思うんですけれども、そのモデル地域がどこなのかというか、どのようなところがモデルになっているのかという状況をちょっと教えていただきたいなと思います。

○議長

酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長

モデル地域の取り組み状況についてでございますが、旧町ごとに1地区ずつ選定をいたしまして、取り組みを進めてまいりましたが、残念ながら全ての地区で成果が上がっているという状況ではございません。徐々に成果が上がっている地域の例を挙げてみますと、野村町の溪筋地区では地区の自治振興協議会の役員の方々に声かけし、介護保険を取り巻く状況やこれから地域に求められる問題について話し合いを持ち、認識を深めていただきました。その後、講師を招き、地域力再発見と題した講演会を開催、また、グループワークによる地域課題の抽出、地域資源の発掘を行いました。今年度は、介護予防の観点から、地域の健康サークルなどを中心に元気な高齢者に呼びかけ、運動指導士を招いての健康大学校を開校し、小集落に広がるよう展開しているところでございます。そういった中で地域のリーダーが大切であるという認識をいただいた高齢者が自らリーダーとなり、新たにサロン活動も始まっているところでございます。

今後このような活動が広がり、他の地域においても好事例となるよう展開を続ける一方で、リーダーとなり得る人材が少ない地域におきましては、違ったアプローチの仕方もしていかなければならないのかなと検討しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

旧町地区ということは5箇所やってみて、うまくいってるのが今の野村一つというふうなことで、かなりやっぱりモデル地区に選定しても、5分の1しかうまくいかないという難しさというのを行政も感じておられると思うんですけども、やっぱり27という組織で先ほど部長も言われたように、状況が本当地域によって全然違う、学校が残ってる所残ってないところ、そういうところも含めて、地域づくり組織というのが今手上げ方式で、そっちのほうでも進めてますけども、それもやっぱり格差が広がっているんじゃないかなと思われるような状況ですよね。

そういう中で本当にこの今の高齢者の見守りから、いうたら、地域で最後まで住み続けたいという、やっぱりそれぞれの人の気持ちをどう支えていくかというのがこの地域包括ケアシステムなわけで、先ほど言った地域づくり組織もやっぱり同じようなことでやられている。こっちの地域包括ケアシステムも結局言うたら同じような単位で同じ地域にですよ。そこの連携ができてくるのかどうか、お願いするんやったらどういうふうにして進めたらいいのか、そういうお考えがあるのかどうかちょっとお聞きしたいなと思います。

○議長

酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長

お尋ねの地域への推進要請等についてでございますが、国の提唱する地域包括ケアシステムでは、日常生活圏での仕組みづくりが求められていますが、当市では旧小学校単位で仕組みを考えることが生活の実態に合った体制につながると判断をしております。

地域の介護予防事業にかかわる職員が横断的に連携しながら、地域ボランティアリーダー交流会、見守りネットワークの連絡会、民生委員さん、自治会の勉強会などさまざまな機会を通じて、介護予防の大切さや介護保険制度の維持のために地域の力が求められることなどを繰り返し周知していくことが必要であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ぜひ進めていただきたいわけですけども、先ほど言われた進める地域というのが本当に地域づくりの組織、旧校区単位で本当にいいんじゃないかなというか、もうそれしかなかなか進められんやろなというのは私も感じております。

全国というか厚生労働省のホームページ見て、全国でどんな取り組みなのかなというふうなことを見させていただくと、相当たくさん、47都道府県ですから、パッと見て表題だけ見てもこういうこともそうなんやなっていうふうな気づきがたくさんありますし、また先ほど言われたような我々の地域づくり組織での取り組みみたいなのも、好事例が何箇所も載っております。

地域づくりにはやっぱり地域づくり組織の手上げもそうなんですけども、お示しするときにこれやっってくださいよっていうんじゃないくて、例えばこういうのがありますよっていうふうな例をしっかりやっぱり、地元で考えていただくような材料を届けていただいて、地域で真剣に考えていただくということがやっぱり必要なんじゃないかなと思うんで、ぜひそういう取り組みもお願いしたいなと思っております。

それで、その進めるためにやっぱり組織とともに人材が必要やと思うんですけども、以前私もここで元気な高齢者づくりということで、ボランティアポイントを作ったらどうかとか、そういうふうな話もしたことあるんですけども、そういう進める人材については、今の行政のいろんな支援される方以外ではどういうふうにご考えておられるのかちょっとお考えをお聞きしたいなと思います。

○議長

酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長

人材確保と人材育成は地域包括ケアシステムを円滑に推進するために極めて重要な対策であると考えております。

まず、専門職の人材育成につきましては、先ほど申し上げました愛媛県立医療技術大学と連携し、実地いたしました人材育成事業をもとに市内の事業所間の連携を密にし、研修体制の確立について検討していきたいと考えております。その人材育成事業を通じて医療技術大学が作成をしました職場研修のDVDやインターネット等を活用した研修の活用推進にも取り組みたいと考えております。

また、地域の人材育成としましては、平成28年度野村地区で開催しました介護予防ボランティア養成講座を本年度から市内各地区で開催しているところでございます。その修了生に対し、社会福祉協議会では、ボランティアポイント登録事業を開始しており、育成した人材が活躍する場づくりにも取り組んでいるところでございます。

行政が把握していない地域力は至るところで存在しているため、社会福祉協議会などと連携し、地域の人的資源の情報を収集し、見える化にも取り組んでいるところでございます。次年度からは

その生活支援体制の整備事業を社会福祉協議会に委託し、地域づくり、支え合いの視点で、地域資源と地域課題のマッチングに取り組んでいく方針であります。行政と委託事業所のさらなる連携と協働した事業を積極的に展開していかなければならないと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ありがとうございます。ぜひ先ほど言われたボランティアポイントとかそういうふうな活動は早く進めないと、元気な高齢者というか団塊の世代の人も本当にだんだん年齢がいつてしまっていて、ちょっと前まで元気やったのになという人がもうはや元気がなくなっているという状況もここ数年の間で、私も目にしてしまうわけですけども、1日も早い構築をお願いしたいなと思います。

ホームページを見ておりましたら、西予市地域包括支援センターという項目があって、どういうふうな内容、議事録をちょっと確認してもらってしゃべってるのかなというふうなことでちょっと確認させていただきましたが、そうそうたるメンバーというか、本当に地域包括ケアセンターにももちろんかわっていただける人ばかりなんやろうなというふうなことなんですけども、この支援センターの事業と地域包括ケアの連携というか、それはちょっとどうなっとるんか教えていただきたいなと思います。

○議長

酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長

ご質問の地域包括支援センターの役割等でございますが、地域包括支援センターにおきましては、地域包括ケアを有効に機能させるため、保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士等の各専門職の知識を生かしながら事業を展開しております。当市の地域包括支援センターは開設当初より、西予市社会福祉協議会へ委託をしており、高齢者の相談窓口として市民の認知度も高まっております。

今後は地域包括支援センターの役割として、1番目に介護事業者、医療機関、民生委員、ボランティア等の関係者とのネットワークの構築、2番

目に介護支援専門員に対する支援、指導、3番目に地域ケア会議の運営、4番目に事業対象者に対する介護予防支援事業の実施等、市と連携をとりながら進めることが加わっております。

高齢者の相談窓口、介護予防事業、認知症施策の推進、在宅医療、介護連携など、地域包括ケアシステムにおける地域包括支援センターの役割は今後ますます重要となってくるとともに、本市としましても積極的な連携を図り、事業推進を努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

目指そうとしていただいていることは本当に間違いないことだと思うんですけども、やっぱりスピード感が大事なというふうに思っております。先ほども言いましたように、今、元気なお年より、また今何とか、痴呆だけでも地域で支えながら住んでるという人が、この地域包括のシステムが我が地域にできたけども、その年よりはもうおらんかったというふうになってしまっただけは、これは残念な話なんで、ぜひ、本当にこれも先ほどの観光協会ではないですけども、近いうちに、早急に立ち上がるというか、市民の皆さん、地域の皆さんに目にわかるような感じの進め方をぜひお願いをしたいなと思っております。

それでは最後に、消防行政についてちょっと質問をさせていただきます。

1点目、火災予防についてということで今がちょうどまさに火災の発生率の高いときじゃないかなと考えておりますけれども、以前私ちょうど議員になったところに、住宅用の火災報知器を推進しておられるというか、それに補助が出ている時期やったと思うんですけども、それで私の地域も皆さんの要望を聞いて火災報知器をまとめて購入して地域で購入していただいたというふうな経緯があるんですが、現在ここ最近のですね、住宅火災の要因の分析もちょっとまず教えていただきたいなと思います。

○議長

西川消防長。

○西川消防長

それでは西予市内の一般住宅火災についてご説

明を申し上げます。

一般住宅の火災でございますが、最近の5年間で21件発生しており、火災全体の約29%、年間平均約4件となっております。

この住宅火災の原因といたしましては、風呂やかまど関係が5件と最も多く、次いでたばこが3件、その他ガスコンロ、電気関係、ストーブなどがございます。全体的に、火器取り扱いの不注意である人為的な要因が多い状況となっております。これらの人為的な要因に対する市民への注意喚起につきましては、防災行政無線や広報紙、ホームページ、西予CATVなどを利用しているほか、全国火災予防運動の時期に合わせて、広く広報し、呼びかけを行っているところでございます。

以上でございます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗

そういう中で、火災報知機が予防というか、逃げ遅れをなくすというか、そういう意味での発見に役に立ったというふうな事例がもしありましたら教えていただきたいなと思うんですけども。

○議長

西川消防長。

○西川消防長

住宅用火災警報器、いわゆる住警器でございますが、市全体の設置状況は現在把握はできておりませんが、毎年、県の調査にあわせて、無作為抽出の調査を実施しておりまして、去年は調査世帯の75%程度が設置もしくは一部設置という状況でございます。全国と愛媛県の平均設置率が80%程度となっておりますので、比較をすると若干低くなっております。しかし、いずれも全戸調査による数値ではございませんので、ほぼ平均的な設置率であると判断をいたしております。

また、言われた設置効果でございますが、平成24年に通行人が住警器の音に気づき家人に知らせ、初期消火に成功し、部分焼となった奏功事例が1件ございます。その他の住宅火災では住警器は設置してありませんでした。これを見ますと、住警器を設置している住宅からの出火はほとんどありませんので、住警器を設置することで防火意識の高揚につながっているのではないかと考えて

おります。

また、当初に設置をされたものが、もう10年を経過し電池交換の時期を迎えておりますので、消防本部では連動型住宅用火災警報機の買いかえを進めております。

また、住宅用火災警報器の設置や買いかえなど市民への周知につきましては、防火指導同様、広報紙、ホームページ、西予CATV等の広報活動を行っております。

以上でございます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ありがとうございます。以前、うちの地域の人に、どのくらい要りますかという、どこどこ付けたらいいですよというふうな話で説明をして購入していただいたときでも、なかなか全部の部屋には購入されとる方はいなかったように思いますし、台所だけとか寝室だけとかそういう方も、言われるけんしようがないかなというふうなことで購入していただいたような経緯もございまして、今、言っていたいたそういう効果等をもっとやっぱり購入してもらうためには、消防団の人が年末とかね、赤い札持って回ってもらえますよね。だから消防団の人等をお願いして、そういう地域の方への啓蒙もぜひ今後進めていただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

それでは最後の質問になりました。ドクターヘリの運航について質問させていただきます。

先日愛媛新聞のほうで愛媛県のドクターヘリ運航状況というのが、平成29年の2月から今年の1月までということで各自治体別に、また月別に載っております。

以前から防災ヘリのドクターヘリの運用のときからも、西予市、特に惣川地域とかいうのはたくさん来ていただいているというのは聞いたんですけども、今回の1年間の要請件数が25件、その中で出動件数が17件、現場救急13件の施設間搬送が3件というふうに出ているんですけども、その間に未出動の件数というのでも8件あるわけですね。この中の理由がいろいろ書いてあるんですけど、これをどのように把握されとるのか。ちょっとわかる範囲で教えていただきたいなと思ってお

ります。

○議長

西川消防長。

○西川消防長

愛媛県のドクターヘリでございますが、昨年2月に運行を開始いたしまして、平成30年1月末までに、愛媛県全体で321件の要請、うち244件の出動がございました。西予市消防本部管内では23件の要請、うち16件の出動、15人を搬送いたしております。なお、三瓶町では1件の要請がございました。事故種別といたしましては、急病が6件、一般負傷5件、機械による事故4件、交通事故3件などとなっております。事故発生地区を見ますと、明浜町2件、宇和町5件、野村町12件、城川町4件となっております。ランデブーポイントの着陸実績でございますが、旧田之浜小学校グラウンド1件、市衛生センター2件、宇和球場3件、惣川ヘリポート5件、野村畜産センター4件、野村球場1件、城川運動公園駐車場2件となっております。なお、三瓶町の事案は、八幡浜市の若山グラウンドとなっております。運行実績は以上でございます。

ドクターヘリが出場に至らなかった事案というのは、重複要請でドクターヘリが不在の場合が3件、天候不良、これ視界不良等も含まれます、2件、事前のキャンセル1件、日没などが1件となっております。キャンセルと申しますのは、現場到着後、救急隊の観察によりまして不用と判断をした場合でございます。また日没とは、ヘリコプターは有視界飛行、目で見えての飛行でございます、有視界飛行となっておりますので、現地及び病院での離着陸時に視界が確保できない状況となるようなことが考えられております。

以上でございます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ありがとうございます。今の答弁を聞くと、ドクターヘリを要請するのは、救急が電話を受けたときに既に要請をされるのか、救急車が行って現場を見て要請されるのか、そういうところをちょっと教えていただきたいなと思います。

○議長

西川消防長。

○西川消防長

ドクターヘリの要請は、これは一般の方ではできません。各消防本部から要請を行うこととなっております。それぞれの事案により基準はございますが、心肺停止や意識がない状態、衝突や転落事故など、病態や事故状況で要請することができるようになっております。

西予市消防本部では、ほとんどの事案において119番を受信した通信指令員が状況を聞き取った時点で、救急隊と連絡をとりながら要請の決定をいたしております。

以上でございます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ありがとうございました。今後ますます需要も多くなると思いますし、我々も事故等でいつその現場に出あうかわからないということで、今、消防長言っていただいた、こっちがしっかりその今の現場を見て、119番するときには正確な情報を伝えないとなかなか人の命ですから難しいなというのをちょっと改めて感じさせていただきました。

広報紙で、何月やったですかね、ドクターヘリが来たときの注意みたいなことも1回あったように思うんですけども、もっともっと市民の皆様にもしっかり周知をしていただいて、命が一つでも助かるような活動をぜひお願いしたいなと思っております。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前11時27分）

○議長

再開いたします。（再開 午後1時00分）

次に、5番中村一雅君。

中村一雅君。

○5番中村一雅君

議席番号5番中村一雅です。

議長より発言の許可を得ましたので、会議規則及び申し合わせ事項、一般質問通告書に従いまして、一問一答にて一般質問をさせていただきます。

まず冒頭に、平日の昼間お忙しい中にもかかわらず、傍聴に来てくださいました方に心より

御礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて、平成16年に東宇和郡4町と西宇和郡1町が対等合併しまして、一つの西予市となり、ことしではや14年になろうとしております。平成の大合併の流れの中で、西予市も堅実な市政運営をしてこられたのだなというふうに振り返らせていただいております。

さて、本日は、西予市の防災体制という大きなテーマで一般質問をさせていただきます。

具体的には3点。一つ目は、三瓶町の八幡浜地区施設事務組合第3分署について。二つ目は、西予市消防の消防力強化ということについて。そして三つ目は、将来の消防の広域合併についてであります。

昨年6月に議員提案によりまして、市議会の中で地域防災体制特別委員会を立ち上げました。おかげさまで公費負担にて、昨年11月15日から17日まで視察にも行かせていただきました。1日目は栃木県那須地区消防本部を訪ね、市町村合併に伴う消防組織の再編について学びました。2日目は福島市消防本部を訪ね、消防の再編に関して委託方式と組合方式があるということを学びました。これは、本日、一つ目の質問に関することであります。3日目には衆議院第2議員会館の703号室にて、地元代議士のお力によりまして、総務省消防庁より講師の先生をお招きし、消防の広域化に関すること、消防庁舎の建てかえに関すること、救急隊編制基準の緩和策に関すること。以上、三つのテーマについて学ばせていただきました。これは、本日二つ目の質問、それから3番目の質問に関することであります。救急隊編制の基準緩和につきましましては、前市長のご尽力によりまして、このたび配備される、明浜町と城川町の24時間救急体制に関するものであります。

では、一つ目の質問から始めていきたいと存じます。

那須塩原の消防組織でもそうでしたけれども、平成の大合併は行政主体で、比較的早く進行したため、消防組織の再編が追いつかず、後追いになった市町が全国に存在しておりました。今現状ではそのほとんどが解決しております。

しかしながら我が西予市においては、合併した後も三瓶町を八幡浜消防第3分署が管轄しており、きょう現在もこの状態で存続しております。

このことは、日々穏やかに過ごしていると見落としがちになります。

第3分署の職員の方々は、日々職務に精励されており、救急車も素早く出動され、住民の一人として深く感謝を申し上げるところであります。

また、三瓶町内では、年に1件か2件のペースで火災もありましたけれども、消火活動において、問題はありませんでした。

ただしかしながら、よく考えてみますと、やはり三瓶町は西予市であり、他市の消防署が管轄するということは、異例のことと言わざるを得ません。

なぜ合併当時西予市消防に組み入れることができなかったのか。この点について、経緯をお尋ねいたします。

○議長

西川消防長。

○西川消防長

ただいまの中村議員のご質問にお答えをいたします。

まず、西予市である三瓶町を他市の消防本部が管轄していることについて、合併の経緯はどのようなものだったのかとの質問でございますが、合併前の消防の体制は、東宇和郡4町は東宇和事務組合消防本部が、三瓶町は八幡浜地区施設事務組合消防本部が、管轄をいたしておりまして、西予市の合併が消防の管轄を越えた合併であったことから東宇和・三瓶町合併協議会において消防体制の検討がなされました。

選択肢の1番目といたしましては、八幡浜消防と東宇和消防が合併をして一つの消防本部になることとございました。

しかし、当時の国の施策は市町の合併の後、消防の合併とされておりまして、近々のうちに愛媛県が一つ、または三つの消防本部になるであろうと予測をされておりました。そのような状況では、市の枠組みに合わせて消防を再編しても、次にはもっと大きな単位の消防になり、度重なる管轄の変更で、市民の皆様が混乱をする恐れがあるといたしまして、県内消防の広域化が進むまでの間、現状維持を選択したという経緯でございます。

しかしながら、消防の広域化は一向に進まず、14年が経過した現在も暫定措置のままとなってお

ります。

以上でございます。

○議長

中村一雅君。

○5番中村一雅君

大ざっぱに経緯について理解をいたしました。次なる広域に向けて、現状のまま維持だということで当時は進んでいたけれども、もう既に14年たっていると。

現状の段階で、特にこのことについて問題はないというふうに行行政のほうではとらえておられますでしょうか。

もし問題点があるとすれば解決策はどのような選択肢があるのかということをお尋ねいたします。

○議長

西川消防長。

○西川消防長

中村議員が感じておられますように、市の消防組織がありながら、一部の地域を他市の消防が管轄している状況は全国でも珍しい、異例の体制といえます。

西予市消防本部という名称が示しますように、当本部が西予市全体を管轄することが、誰から見ても本来の姿であろうと考えております。

しかし、三瓶町を管轄している八幡浜消防本部は、本市合併前から三瓶町を管轄していただいております。合併以後も消防業務を実施する上で、問題が生じたことは一度もなく、三瓶町民からの信頼も厚い優秀な消防でございます。よって、消防そのものの問題はございませんが、体制上の問題はあると考えております。それは市の範囲と消防の範囲が違うことによって、また、消防団の管轄と消防署の管轄が違うことによって、市長や事務組合の管理者、消防長や消防団長の権限などが交錯して、ねじれ現象が生じているということとございます。このことによって、命令系統が複雑になり、災害対応において混乱が生じる可能性を危惧しております。この問題を解決するためには、両消防が合併して一つの消防になるか、もしくは三瓶町を西予市消防の管轄にして、行政と消防の管轄を統一する必要があると考えております。

また、現状を維持したままでこの問題を解決するためには、複雑になっている命令系統を整理す

る必要がございますが、現時点では明確な方策はございません。

以上でございます。

○議長

中村一雅君。

○5番中村一雅君

解決策について、八幡浜市との広域合併、あるいは西予市のほうで、三瓶の地域も管轄に組み入れるということが望ましいと、今西予市側の見解についてお伺いいたしました。後ほどまた触れますので、この点についてはまた後から再質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

三つ目に、財政の面からお尋ねいたします。平成16年の合併当時、私は、八幡浜市民の方からこのように言われたことがあります。

三瓶の人等は住民投票で、八幡浜ではなくて、宇和を選んだんやから、もう消防も三瓶の人の面倒見ることはないわいと。救急車も八幡浜総合病院に来てええけん。何で八幡浜の市の税金使って三瓶の面倒見んといけんのぞと。そのように言われました。

お聞きしたときは、もっともな話やなというふうに納得をいたしましたけれども、今はそうではないということを知っております。

合併以降、西予市は八幡浜地区施設事務組合に対して年々負担金を支出されていますが、その金額をお尋ねいたします。

全体の負担金とその算出根拠。その中でも、常備消防への負担金を分けて、直近の年度とこの13年間の累計金額でお答えください。

○議長

西川消防長。

○西川消防長

負担金についてのご質問でございますが、平成16年に西予市が八幡浜地区施設事務組合に加入したときの組合議会によって、負担割合が定められております。負担割合は当該年度の基準財政需要額によるものとされ、平成28年度では、西予市が15.6%となっております。平成28年度の八幡浜地区施設事務組合の消防事業特別会計の予算額は11億684万7000円で、西予市の負担額は、そのうちの15.6%で1億7266万8000円となっております。

平成16年度から平成28年度までの13年間の累計額では20億8346万1000円となっております。

以上でございます。

○議長

中村一雅君。

○5番中村一雅君

直近で1億7200万余り、累計で20億8000万余りというふうな数字を今お聞きいたしました。年平均にすると、最近の年度の金額は平均よりも高いかなというふうに考えております。

年間の運営費以外にも装備品についての負担金もあるということをお伺いいたしました。

八幡浜消防においては、大きなはしご車を確か購入された年度があったように記憶しておりますけれども、その年度について負担金はいかほどであったか。

それから最近、負担率が上がっているのではないかということをお伺いいたしますけれども、その根拠についてもお尋ねしたらと思います。

○議長

西川消防長。

○西川消防長

ただいまのご質問でございますが、八幡浜消防のはしご車は平成22年度に購入をされております。

当時の価格が1億9571万1000円、そのときの負担割合が14.9%でございますので、2916万円の負担を西予市がいたしております。

また、基準財政需要額は、各地方団体ごとに、標準的な水準における行政を行うために必要となる一般財源を算定するものでありまして、各算定項目ごとに算式により算出されております。

以上でございます。

○議長

中村一雅君。

○5番中村一雅君

大変に大きな金額を負担されていると。

三瓶在住の住民として、お礼を申さなければならぬかなというふうに考えております。

一方で、4番目の質問に移ります。

仮にでありますけれども、三瓶の第3分署を西予市消防で運営すると仮定した場合については試算されておりますでしょうか。

費用は年間どれぐらいになると見積もられてお

られますか。

○議長

西川消防長。

○西川消防長

ただいまのご質問でございますが、現時点では第3分署に配備している車両や設備、建物などの詳細について、把握ができておりませんので、試算というものはいたしておりません。

○議長

中村一雅君。

○5番中村一雅君

試算しておられないということで、ちょっと残念な思いでございますけれども、西予消防においては、城川とそれから明浜においては消防支署は確かなのかなと。野村のほうに消防署がありますでしょうか。野村のほうの消防署の運営費というものがありましたら参考データとしてお伺いいたします。

○議長

西川消防長。

○西川消防長

三瓶分署と野村支署を比較いたしますと、職員数は第3分署が14人。野村支署が21人。車両台数は第3分署が3台、野村支署が5台。庁舎面積は第3分署が372平方メートル、野村支署が569平方メートルとやや野村支署の規模が大きいというところでございます。

野村支署に係る経費につきましては、正確な数字を算出してはおりませんが、消防に係る経費は、総額の80%から90%程度が人件費でございますので、人件費について答弁をさせていただきたいと思っております。

平成28年度の野村支署の21人に支出いたしました人件費は1億4752万5000円でございます。

以上でございます。

○議長

中村一雅君。

○5番中村一雅君

単純比較はできないと思っております。

八幡浜消防署と西予消防署では、賃金格差というものが存在しているというふうに聞いたことがございます。なので、平等に比較することができないという理屈ももつともであります。

しかしながら一方で21名を抱える野村消防署の

人件費が1億4700万余りだということをお聞きしますと、三瓶の分署で、それを例に当てはめると人件費はこのぐらいなのだろうなということは、村算用として試算はさせていただきました。

要は何が言いたいかといいますと、三瓶の分署を運営するに当たって、どのぐらいのコストを西予市が負担しているか。それを西予市として、自前で組み入れた場合についてはこのぐらいの値でできるのではないかとということも一方で試算としては成り立つと、そのようなことを少し三瓶の住民として考えてみました。そのようなことでございます。

潤沢な予算がありますれば、それはそれでいいのだろうけれども、この先も一般会計の予算は減っていくのだろうと。合併特例債もそのうちなくなっていくのだろうということを鑑みますと、やはり、切り詰めるべき財政は切り詰めていかないと、西予市も将来厳しいなというふうに、このように市議の一人として思うところでございます。

これ以上のコメントは控えたいと思っております。

次に消防署についての指揮命令系統についてお尋ねいたします。

消防署というものは、地元の消防団と緊密な連携を図っていかないと、なかなか消火活動あるいは防災活動に立ち行かない部分があるのだろうというふうに危惧しております。先ほど西川消防長の答弁にもございましたけれども、指揮命令系統については、少し心配な点があるというふうにお聞きいたしました。

再度の質問になりますけれども、万が一、三瓶地区において、大規模災害が起こった場合についての消防署あるいは地元消防団の連携、あるいは動きというものについてはどのようにするのか教えてください。

○議長

西川消防長。

○西川消防長

私、西予市消防本部の消防長は、西予市のうち、三瓶町を除く地域の消防長として、西予市長に任命をされております。

また、西予市消防団長は、西予市全体を管轄する消防団の長として、西予市長から任命をされ、消防長、消防団長とも西予市長の指揮監督のもと任務を遂行いたしております。

そして、消防組織法では消防団は消防長または署長の所轄のもとに行動するとして、市長、消防長、消防団長の命令系統を明確にしております。

例えば、この宇和町で火災が発生した場合、市長の監督のもと、消防長である私が、消防署長や消防団長を通じて指揮をとることとなります。

一方、八幡浜消防本部の消防長は八幡浜市と伊方町そして三瓶町の範囲の消防長として、八幡浜地区施設事務組合長の八幡浜市長から任命され、その指揮監督下でございます。

三瓶町で火災が発生した場合は、先ほどと同様、事務組合長の八幡浜市長の監督のもと、八幡浜消防長が、八幡浜消防署長や西予市消防団長を通じて指揮をとることとなります。

しかし、西予市消防団長は西予市長の管理監督下にもありますので、八幡浜消防の消防長からの命令と、西予市長からの命令が重複いたしまして、混乱が危惧をされております。

このようなことから、法律上、指揮命令系統が、複雑であると言わざるを得ない状況でございます。

以上でございます。

○議長

中村一雅君。

○5番中村一雅君

今までは消火活動において特に問題はなかったと。八幡浜消防にも大変ご尽力いただいて、三瓶町は大きな災害に遭わずに済んでいるという現実には私も長年暮らしておりまして承知をいたしております。

しかしながら、近年、南海トラフ巨大地震が何%の確率で起きるといふ新聞報道が非常に流れていて、そこも備えていなくてはならないのかなということがあろうかと思っております。1件1件の建物火災という視点ではなくてですね。大規模災害が起こった場合に、西予市としてはどのような体制をとるのか、あるいは三瓶町内においてはそれとはどのような体制で反映されていきなのか。消防団は、一体どちらの指揮命令系統に従って行動すればいいのだということが、実際に起こった場合にはどうなるかなということを大変危惧いたしておるわけでありまして。

先日、断水対策本部が庁舎5階に立ち上がりまして、1週間余り市長の指揮命令系統のもとに動

かれました。非常に迅速なこともあって、私も時々詰めておりましたけれども、そう尽力できたわけではないんですけども、横の方から拝見いたしておりました。あのような、低温被害による断水でも、あのくらいのことになると。

これは実際に巨大地震が起きて、という場合にはどうなるのかなということが想像を超えているわけでありまして、そこについての備えも一ついるのかなど。そのようなことを考えております。

市長にお尋ねしたい。

西予市民の生命と財産を守る責務というものは、ひとえに西予市長が負っているというふうに考えております。

現在のこの三瓶町を取り巻く環境について、管家市長のお考えをお聞かせください。

○議長

管家市長。

○管家市長

中村議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず大規模災害のことについてのお尋ねもございました。

地域防災計画に基づいて行うことになりました。心配していただいております南海トラフ巨大地震が起きますと、津波の災害対策というものを海岸部では特に注視しなければいけないし、その準備をしているところでございます。

消防団は、原則として消防長の指揮下に入り、消防署と協力して消防活動等を行うという原則になっております。

よって、三瓶町においては、三瓶方面隊が八幡浜消防の消防長の指揮下に入り、原則では活動を行うこととなります。

そして、消防署や西予市消防団の各方面隊は原則応援要請により現地に向かい、八幡浜消防の消防長の指揮下での活動することとなります。

ただし、このような広域災害になりますと、我が西予市だけではなく、八幡浜市も同様な被害に遭っていると予測されまして、八幡浜消防の消防長や消防隊、そして八幡浜市消防団の応援活動はなかなか望めないということを考えてます。

これらのことを考えますと十分な事前の計画というものが私は必要になってくると思っておりますし、そういう体制をまずはしなければならないと思

ます。

第2点目に、西予市民の生命と財産を守る責務はということでございますが、最終的にこれは私の責任であると認識をしているところであります。

先ほどから三瓶地区の第3分署の問題も含めて、この問題につきましては、前三好市長が合併後にいろんな努力をされてまいりました。解決しなければいけない重要案件として、幾多の糸口を探られ、力を注いでこられました。残念ながら任期中の解決はならなかった現状がございます。

これは私に託されたものであります。

この合併の前のままの暫定的な措置であることから、市民の皆様様の不安につながっているならば、不安を解消するために、私は全力を尽くさしていただきたいと考えてるところでございます。解決に向けては前市長から引き継いだ八幡浜消防と西予消防の合併という選択肢、三瓶町を西予消防の管轄にするという選択肢、そして、命令系統を整理している上での現状を維持するという選択肢。やはりこの三つの選択があると私も思っております。

市議会の皆様からのご助言やこれまでお世話になっております八幡浜市や伊方町の意向も踏まえつつ、総合的に判断をさせていただきたい。そのように考えている次第でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

中村一雅君。

○5番中村一雅君

管家市長の力強いお言葉をいただいて、三瓶住民として、一言お礼を言わなくてはならないのかなというふうに考えます。

ただ、八幡浜消防の指揮下のもとに西予市消防団が動くということにつきましては、やはりこれはふだんのたゆまぬ連携活動も必要でありましょうし、なかなか難しい側面もあるのかなと。

西予市消防のほうからアシストに入った場合に、その連携はうまくいくのだろうかかなという懸念も捨て去ることができませんので、先ほど管家市長申されました、三瓶も西予市消防の中に組み入れるということもやはり解決策の一つとしてはあるのかなというふうに考えるところでございます。

これについては、三瓶の住民の中でも賛否、混

在しているということをご承知しておりまして、何て言いましょうか。

今、八幡浜消防には非常によくやっただいていて。どこに問題があるのだという現実のとらえ方から始めていかないといけないのだと。

西予市消防がそれを組み入れるということにもし将来的になった場合に、その住民サービスが落ちるということがあってはならない。安く済んだ。安かろう悪かろうではそれも済まないのだと。人命はお金にかえられないところがあるからということも根強くあるということもひとつ認識していただきたいというふうに考えるところであります。

八幡浜消防とそれから西予市消防の広域合併の選択肢ということにつきましても、やはり相手のあることでございますから、なかなか簡単に西予市だけで一方的に進められる話ではないと。これも後にもう一度触れますから、また後で質問させていただいたらと思います。

以上で、第3分署に関する質問は閉じさせていただきます。

では、2番目の質問に移ります。

現在の西予市消防全体の体制についてお尋ねいたします。

三瓶町内では時々、八幡浜消防のほうに西予市消防よりも消防力がすぐれているというようなご意見をいただきます。比較して、どこがどのように違うのかということをありきたりきりに少し教えていただいたらと思っております。

職員一人一人の資質と能力につきましては、お互いに引けはとらないというふうに考えておりますので、庁舎、建物あるいは装備について、どこにどのような違いがあるか教えてください。

○議長

西川消防長。

○西川消防長

当本部では、適正な消防力を整備するために、総務省消防庁が示します消防力の整備指針をもとに、人員や施設、設備を整備している状況でございます。

しかし、それぞれの市や町では、地形上の特徴や人口の分布の状況、高齢化率などさまざまな要件により、独自の消防力を整備しているのが実情でございます。

当市におきましても、救急車の設置台数は人口2万人に1台との基準でございますので、当市には2台配置をすればよいということになります。が、地域事情を考慮いたしまして、5台配置するなど、重点を置いております。また、整備指針の基準にない水槽車につきましても、地域の水利事情を考慮して整備をしたところでございます。これとは逆に、高層建築物災害に対応するためのはしご車などは、そのような建物の数が少ないことから整備をいたしてはおりません。

このように、地域の特色に合わせて柔軟な発想により消防力の整備に努めているところでございます。

八幡浜消防におかれましては、原子力発電所が管轄地域内にあることから、化学車など特殊な車両や設備を整備する必要がありまして、その部隊を運用する人材など、非常に高度な消防力及び人材を備えていただいていると思っております。

さて、中村議員にお尋ねの消防力の比較につきましては、管轄地域の事情に合わせた消防を目指し、いかに、市民のニーズに応えられるのかという観点では、優劣の対象にはならないと判断はいたしております。

以上でございます。

○議長

中村一雅君。

○5番中村一雅君

はしご車のことについて言及がございましたけれども、水難救助車両というものを八幡浜消防署は抱えておりまして、三瓶は海に面しておりますので、時々水難という言葉が上がってきたりいたします。それについて、西予市のほうでは特別な装備を持たないということについて、三瓶の住民が少し心配をしていると、そのようなことがありましたので、お耳に入れておきたいと思いました。

消防力の強化について、装備の充実はもちろんでありますけれども、現在の西予市消防署は確か東宇和消防署から引き継がれている建物で、市の規模を考えた場合に少し手狭になっているんじゃないかなということをお婆心ながら心配しているようなところがございます。

三瓶は八幡浜消防管轄でございますので、直接にどうこうということはないと思うんですけれど

も、将来的にその庁舎を移転する、あるいは新規に構築するというような計画がもしございましたら、差しさわりのない範囲で教えていただけたらと思います。

○議長

西川消防長。

○西川消防長

現在の西予市消防署の庁舎及び野村支署の庁舎は昭和53年に建設されたもので、既に40年が経過して、老朽化が進んでいる状況でございます。

消防庁舎は、防災のかなめとなる建物ですので、建てかえスパンは一般建物よりは短く、30年から40年程度で建てかえられることが多い状況でございます。

さらに、耐震診断結果では、建物と建物がぶつかり合い、損傷する恐れや訓練棟、無線鉄塔、高架タンクが地震時に損傷や転倒する可能性があるとの指摘を受けております。改修には、多額の費用がかかる見込みでございます。このような状況の中、大規模改修ではなく、建てかえを検討すべきと判断いたしまして、現在検討を重ねているところでございます。

また、建てかえにおいては、多額の費用が必要ですので、財源の確保策を考えておく必要がございます。財源といたしましては、非常に有利な旧合併特例債が考えられますが、活用期限が平成31年度までとなっております。早急に着手する必要がございます。

つきましては、平成30年度当初予算に建てかえにかかる調査検討費用を盛り込ませていただき、旧合併特例債の期限までに建てかえを実現させたいと考えております。

以上でございます。

○議長

中村一雅君。

○5番中村一雅君

旧合併特例債を財源として念頭にあるということをお聞きしました。これは期限がたしか自民党の総務会のほうで5年ほど延長ということで議員立法で、今般成立するのかなというふうになっておまして、あと2年のところがあと5年に少し延びたのかなと。その間に慎重に新庁舎の規模、あるいは装備について、三瓶町含めたことで実施設計に入っていくのがいいのではないかと個人的

には考えているところでございます。

財源のことについては、まだ全然青写真の段階です。これ以上差し控えたいと思います。

さて、先月中旬に西予市を襲った大寒波の影響で、主に宇和町において断水被害が大きくなり、断水対策本部が庁舎5階に設置されたのは記憶に新しいところでございます。

その際、松山市、新居浜市、今治市、八幡浜市、愛南町の4市1町から救援を受けて給水車の提供がございました。

改めて、市民の一人として、その4市1町の方々に対し深く感謝を申し上げるところでございます。

また、給水車の運用に当たりましては、水の供給元を三瓶町に求められたというふう聞いてございます。三瓶町在住の市民としてこれもまた誇りに思うところであります。幸いなことに、三瓶の水源は汚染されておりませんで、清らかな飲料水を宇和の方々に提供できたのだなど、非常によかったというふうにいるところでございます。

この給水車につきましてはお尋ねしましたところ、西予市でも1台保持されているとのこと。ただし、これは水槽車と兼用になっていますので、万が一の火災の際に水利として役立てないといけない。だから、安易に給水車として活用することはなかなか難しかったというような背景も聞いたりにいたしております。

あの時に、火災は発生しませんでしたので、その点については非常によかったかなというふうには、不幸中の幸いであったというふうに感じているところでございますけれども、借りるばかりでもあれですし、この際ですね、西予市においても給水専用車が1台配備されてもよいのではないかなというふうに考えるんですけれども、この件について行政のお考えをお尋ねいたします。

○議長

西川消防長。

○西川消防長

まず、西予市消防本部の水槽車についてご説明を申し上げます。

西予市消防本部の水槽車I型でございますが、平成25年度末に配備を行いまして、平成26年4月から運行を開始いたしております。タンク容量は5トンで、車両後部に小型動力ポンプを搭載し、

通常は火災対応として、常時満水状態で待機をしており、これまでに、15件の火災事案に出場をいたしております。

また、給水車としての対応でございますが、水道課と西予市消防本部、小型動力ポンプ付水槽車I型運用規程を策定いたしまして、共同運用をすることといたしております。先月の給水活動は、対策本部からの要請のございました、2月10日から2月13日までの間、給水車として活動をいたしております。

今回の災害では、兼用運用に係る専門員の不足や給水専用の送水ポンプの未整備などによりまして、満足な給水活動を行うことができませんでしたので、災害時に、より迅速にライフラインであります飲料水を確保するために、専用の給水車の整備を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

中村一雅君。

○5番中村一雅君

配備を考えているという前向きな答弁ありがとうございました。

今回のテーマから少し外れますけれども、あの折、市長の英断によりまして、市内4つの温浴施設の無料開放ということを決められて数日の間、無料開放されました。

その狙いは節水による水源の回復であったということをお承知しておりますが、今振り返りまして、その効果とそれから課題が残されたとすれば、その課題についてお答えいただきたいと存じます。

○議長

酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長

今ほどの中村議員にお答えをいたします。

過去に例のないような大寒波の影響により2月8日から宇和町を中心に大規模な断水が発生したため、自宅で入浴のできない市民の救済及び配水池の水量回復を目的として、11日より西予市民を対象として、市内温浴施設を無料開放いたしました。当初は市内4つの温浴施設全体で1日約900人と通常の2、3倍の利用がありました。関係者での断水対策が進み、断水地区が減少していくとともに、徐々に利用者数は減少いたしました

が、温浴施設の利用が節水につながることを呼びかけ、16日まで無料開放を継続いたしました。

このことにより、施設利用者数の増加から見ましても、市民の救済及び配水池の水量回復において一定の効果があつたと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

中村一雅君。

○5番中村一雅君

節水効果による水源の回復以外にも断水地区の方々への入浴の救済措置という目的もあつたというふうに今酒井部長から答弁ございました。

残念ながら野村地区カロト温泉でしたかね。少しトラブルがあつて、午後からお湯が沸かずに入浴客お断りするようなことがあつたやに聞いておりました。その折に断水地区の方々カロトに行っていて、お風呂に入れなかつた。そういったような苦情の声も若干お聞きした。それは、断水地区の救済という目的からは少し残念な結果になつたのかなというふうに思います。

温浴施設の無料開放につきましては、私も再生会議の委員でございましたので、その効果がいつまでどのぐらいあるのだろうということは少し興味を持って聞いておまして、あれを契機に、まだ少し上向きなことがあるという効果については、非常によかつたのかなというふうに考えるところでございます。

もし、そんなに数年に1度もあるかないかというような低温被害でございましたけれども、もし次回にあるとすれば、温浴施設の無料開放についても、スムーズな運営ができればいいなど、そのように念願しているところでございます。

以上で消防力強化についての質問は終わります。

3番目に、将来に向けた消防の広域化についてお尋ねをいたします。

平成18年に総務省消防庁より市町村の消防の広域化に関する基本指針が示されました。

これは、行財政上のスケールメリットを実現することにより、①災害発生時における初動体制の強化、②統一的な指揮のもとでの効果的な部隊運用、③本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強、④救急業務や予防業務の高度化及び専門化、⑤財政規模の拡大に伴う高度な資機材の計

画的な整備、⑥消防署所の配置や管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮等、消防力の強化につながるかとされています。

消防組織法では、広域化に関して、国の援助及び特別の配慮があると定められていますが、これは具体的にはどういうものか、お答えください。

○議長

西川消防長。

○西川消防長

総務省消防庁では、消防の広域化の推進期限を平成30年4月1日までといたしまして、人的支援や財政支援を行っております。

消防広域化推進アドバイザーの派遣などの人的支援や広域化に伴い、必要となつた消防庁舎などの建設費用や車両整備などに対する財政支援などがございます。

財政支援の具体的内容は、非常に有利な緊急防災減債事業債の活用が認められることでございます。この起債は、事業費の100%に充当することができまして、70%の交付税措置があるため、実際には、事業費の30%の負担で事業ができ、大規模な消防庁舎の建設などが可能になるものとなっております。

以上でございます。

○議長

中村一雅君。

○5番中村一雅君

緊急防災減債事業債については、少し私のほうも資料を見たりして勉強させていただきました。合併特例債よりも充当率で5%優位だと。そして、目的にかなうことであれば規模も大きく使えるということで、非常に注目してあるところでございます。

今消防長の説明で平成30年4月1日までの措置というふうにお聞きしましたが、これは延長されていって、まだこの先もまだ使えるというふうに聞いておりますけれども、期限についてはどのようになっていますでしょうか。

○議長

西川消防長。

○西川消防長

期限でございますが、ことしの2月23日に野田総務大臣が閣議後の記者会見において、推進期限の延長について言及をされております。

平成18年以降、広域化が実現したのは、50の地域でありまして、まだまだ小規模消防が残っている現状があるため、平成36年4月1日まで推進期限を伸ばす必要があると述べられていることから、これは延長される見込みは高いと判断はいたしております。

○議長

中村一雅君。

○5番中村一雅君

あくまでも見込みということでございますから、それは決定した後にまた検討するに値するのかなというふうに考えております。

県の広域化の指針ということについては、現状あまり進んでいないというふうに理解してよろしいのでしょうかね。

○議長

西川消防長。

○西川消防長

愛媛県は平成20年に広域化推進計画を定めまして、愛媛県1ブロックの広域化を推進してまいりました。そして、愛媛県の主導によりまして、県内全ての消防本部が参加して、協議した結果、合意には至らず、平成22年以降検討会の開催はございません。その後、平成23年から24年にかけて南予地区の5消防本部を1ブロックとした検討会を開催いたしました。それも合意には至らず、その後の検討会は開催されておられません。

これ以降、自主的な消防の広域化を推進するという国の基本指針の趣旨から、愛媛県といたしましては、主導的立場で広域化検討会を開催することはされておられません。

○議長

中村一雅君。

○5番中村一雅君

各地区、地域の自治体に判断を委ねるといような基本指針があるもので、やはり県のリードもそこまで及ばないのかなというふうに思ったりいたします。

時間が少なくなってまいりましたので少し駆け足で、八幡浜市と西宇和郡で構成されたいわゆる八西消防と西予市消防の前身である東宇和消防はかつて、平成14年に広域再編で合併協議をしたことがあると。合意直前まで至ったのだけれども、結局最終合意には至らなかったという経緯がある

やに聞いております。

この件については、三好前市長は広域化に前向きであったというようなことをお聞きしているのですけれども、現管家市長のお考えをお尋ねいたします。

○議長

管家市長。

○管家市長

中村議員の質問にお答えします。

平成14年当時、合併協議会におきまして、市の合併にあわせて八幡浜消防と西予市消防の広域化を検討したということは先ほどの質問で答弁をさせていただいたとおりでございます。

県内の広域化が進まない現状を鑑みて、三瓶町の常備消防体制を検討する上で、この八幡浜消防と西予消防の広域化は選択肢として挙げられていますが、具体的な検討をするまでには至っていないというふうに伺っております。

三好前市長が広域化に前向きであったが、管家市長はどうかというご質問についてお答えしますが、三好前市長は、消防本部機能を愛媛県に1ブロックでの広域化をして、各地区に消防署の体制は置くということをまず第一に推進をされておりました。

しかし、広域化の残念ながらそういうことが、全県下の全ての合意が得られなかった。しかし、広域化のメリットを生み出すためには、ある程度地形上の合理性が必要であるということで、八幡浜消防、そして大洲消防、そして西予消防の広域化について力を注いでられました。

私もこれからの消防はやはり安定した財源の中で、いろんな高度な施設や専門的な職員をもって任務を遂行すべきであると思っております。

さらには、地域に根差した柔軟な消防でなければならないという考えも持っております。

そして何よりも、人口減少を鑑みると消防の広域化というものは避けては通れない問題でもあるなというふうに思っております。

このことは、先ほどからの三瓶町の常備消防体制の話とは別にしまして、市民のための広域化について、検討していく必要性というものを十分に考えているところでございます。

私も一生懸命今勉強しております。

議員各位のご指導、ご協力をお願いいたします

て、そのような方向になるよう努力したいと思
いますので、どうかよろしく願いをいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

中村一雅君。

○5番中村一雅君

広域化についても、前向きに進めていくのがい
いのだろうというふうに私も考えてございます。

その際には消防指令センターというか本部とい
うものは、災害に強い、コントロール機能がなく
ちゃいけないという観点で見ますと、やはり宇和
盆地の高台に津波の影響を受けないところで、あ
るいは火災に強い建物でということは非常に望ま
しいと勝手に思ったりいたします。身びいきな部
分があるかもしれんので八幡浜市民の方には余り
愉快でない話になるかもしれんですけど。

時間が残り3分となりました。

三好市長が前向きであったってというような話
は、ご本人に直接お伺いしたわけではございませ
んで、風聞でお聞きしたという程度でご了解い
ただいとっただらと思います。

いずれにしましても、大災害はいつ起こるか
わからない。先日の断水被害ですらあのような状
況であったということを思うときに、やはり、災
害に強い強靱な消防力を西予市が1日も早く手
にしなくちゃいけないのだなということを私の希
望として、一般質問を終わらせていただきます。

(傍聴席から拍手あり)

○議長

以上をもって、本日の日程は、全て終了をいた
しました。

あす3月6日は午前9時より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後1時59分

第 3 日

3月6日（火曜日）

平成30年第1回西予市議会定例会会議録(第3号)

- | | | | |
|----------|-----------|---------|---------|
| 1. 招集年月日 | 平成30年3月6日 | 三瓶支所長 | 中須賀 敏 幸 |
| 1. 招集の場所 | 西予市議会議場 | 消防本部消防長 | 西 川 傳 |
| 1. 開 議 | 平成30年3月6日 | 総務課長 | 宇都宮 裕 |
| | 午前 9時00分 | 財政課長 | 山 住 哲 司 |
| 1. 散 会 | 平成30年3月6日 | 監査委員 | 正 司 哲 浩 |
| | 午後 1時51分 | | |

1. 出席議員

- 1 番 宇都宮 久見子
- 2 番 信 宮 徹 也
- 3 番 宇都宮 俊 文
- 4 番 加 藤 美 香
- 5 番 中 村 一 雅
- 6 番 河 野 清 一
- 7 番 佐 藤 恒 夫
- 8 番 山 本 英 明
- 9 番 竹 崎 幸 仁
- 10番 小 玉 忠 重
- 11番 源 正 樹
- 12番 井 関 陽 一
- 13番 菊 池 純 一
- 14番 中 村 敬 治
- 15番 二 宮 一 朗
- 16番 兵 頭 学
- 17番 小 野 正 昭
- 18番 宇都宮 明 宏
- 20番 藤 井 朝 廣
- 21番 酒 井 宇之吉

1. 欠席議員

- 19番 森 川 一 義

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|---------|---------|
| 市 長 | 管 家 一 夫 |
| 副 市 長 | 河 野 敏 雅 |
| 教 育 長 | 保 木 俊 司 |
| 総務企画部長 | 宗 正 弘 |
| 会計管理者 | 山 口 正 人 |
| 公営企業部長 | 三 好 敏 也 |
| 産業建設部長 | 山 岡 薫 彦 |
| 生活福祉部長 | 酒 井 信 也 |
| 教 育 部 長 | 松 川 伸 二 |
| 明浜支所長 | 山 下 玉 |
| 野村支所長 | 尾 下 孝 二 |
| 城川支所長 | 高 橋 司 |

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

- | | |
|--------------|---------|
| 事務局長 | 道 山 升 文 |
| 議 事 係 | 三 好 祐 介 |
| 1. 議 事 日 程 | 別紙のとおり |
| 1. 会議に付した事件 | 別紙のとおり |
| 1. 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり |

議 事 日 程

- | | | | | | |
|---|----------|---|----------|--|--------------------|
| 1 | 一般質問 | | | | 条例の一部を改正する条例制定について |
| 2 | 議案第 6 号 | 西予市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例制定について | 議案第 19 号 | 西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について | |
| | 議案第 7 号 | 西予市部設置条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 20 号 | 西予市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について | |
| | 議案第 8 号 | 西予市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 21 号 | 西予市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について | |
| | 議案第 9 号 | 西予市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 22 号 | 西予市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について | |
| | 議案第 10 号 | 西予市立学校給食センター及び学校給食調理場条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 23 号 | 西予市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について | |
| | 議案第 11 号 | 西予市営プール条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 24 号 | 西予市宝泉坊ロッジの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について | |
| | 議案第 12 号 | 西予市立幼稚園における保育料等徴収条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 25 号 | 西予市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について | |
| | 議案第 13 号 | 西予市ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 26 号 | 西予市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について | |
| | 議案第 14 号 | 西予市乳幼児及び児童医療費助成条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 27 号 | 西予市消防本部職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定につ | |
| | 議案第 15 号 | 西予市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例制定について | | | |
| | 議案第 16 号 | 西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定について | | | |
| | 議案第 17 号 | 西予市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について | | | |
| | 議案第 18 号 | 西予市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める | | | |

- | | | | |
|-------------|--|-----------|------------------------------|
| | いて | 議案第 5 5 号 | 平成 3 0 年度西予市農業集落排水事業特別会計予算 |
| 議案第 2 8 号 | 西予市野村町地域高齢者等肉用牛貸付けに係る基金条例を廃止する条例制定について | 議案第 5 6 号 | 平成 3 0 年度西予市公共下水道事業特別会計予算 |
| 議案第 2 9 号 | 西予市城川町地域高齢者等肉用牛貸付けに係る基金条例を廃止する条例制定について | 議案第 5 7 号 | 平成 3 0 年度西予市簡易水道事業特別会計予算 |
| 議案第 3 0 号 | 西予市東部衛生センター施設等整備基金条例を廃止する条例制定について | 議案第 5 8 号 | 平成 3 0 年度西予市水道事業会計予算 |
| 議案第 3 1 号 | 西予市新市立病院建設基金条例を廃止する条例制定について | 議案第 5 9 号 | 平成 3 0 年度西予市病院事業会計予算 |
| 3 議案第 3 2 号 | 西予市乙亥の里の指定管理者の指定について | 議案第 6 0 号 | 平成 3 0 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算 |
| 議案第 3 3 号 | 西予市游の里デイサービスセンターの指定管理者の指定について | 7 陳情第 1 号 | 住宅宿泊事業法の条例化についての陳情 |
| 議案第 3 4 号 | 西予市游の里健康センターの指定管理者の指定について | 陳情第 2 号 | 浜筋田之筋線全線改良の早期実現を求める陳情 |
| 議案第 3 5 号 | 西予市游の里ふれあい広場の指定管理者の指定について | | |
| 議案第 3 6 号 | 西予市惣川高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について | | |
| 4 議案第 3 7 号 | 市道路線の変更について | | |
| 議案第 3 8 号 | 市道路線の廃止について | | |
| 5 議案第 4 9 号 | 平成 3 0 年度西予市一般会計予算 | | |
| 6 議案第 5 0 号 | 平成 3 0 年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算 | | |
| 議案第 5 1 号 | 平成 3 0 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算 | | |
| 議案第 5 2 号 | 平成 3 0 年度西予市国民健康保険特別会計予算 | | |
| 議案第 5 3 号 | 平成 3 0 年度西予市後期高齢者医療特別会計予算 | | |
| 議案第 5 4 号 | 平成 3 0 年度西予市介護保険特別会計予算 | | |

本日の会議に付した事件

1 一般質問

- 2 議案第 6 号 西予市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例制定について
- 議案第 7 号 西予市部設置条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 8 号 西予市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 9 号 西予市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 10 号 西予市立学校給食センター及び学校給食調理場条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 11 号 西予市営プール条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 12 号 西予市立幼稚園における保育料等徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 13 号 西予市ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 14 号 西予市乳幼児及び児童医療費助成条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 15 号 西予市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 16 号 西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 17 号 西予市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 18 号 西予市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める

条例の一部を改正する条例制定について

- 議案第 19 号 西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 20 号 西予市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 21 号 西予市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 22 号 西予市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 23 号 西予市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 24 号 西予市宝泉坊ロッジの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 25 号 西予市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 26 号 西予市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 27 号 西予市消防本部職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定につ

- | | | | |
|-------------|--|-----------|------------------------------|
| | いて | 議案第 5 5 号 | 平成 3 0 年度西予市農業集落排水事業特別会計予算 |
| 議案第 2 8 号 | 西予市野村町地域高齢者等肉用牛貸付けに係る基金条例を廃止する条例制定について | 議案第 5 6 号 | 平成 3 0 年度西予市公共下水道事業特別会計予算 |
| 議案第 2 9 号 | 西予市城川町地域高齢者等肉用牛貸付けに係る基金条例を廃止する条例制定について | 議案第 5 7 号 | 平成 3 0 年度西予市簡易水道事業特別会計予算 |
| 議案第 3 0 号 | 西予市東部衛生センター施設等整備基金条例を廃止する条例制定について | 議案第 5 8 号 | 平成 3 0 年度西予市水道事業会計予算 |
| 議案第 3 1 号 | 西予市新市立病院建設基金条例を廃止する条例制定について | 議案第 5 9 号 | 平成 3 0 年度西予市病院事業会計予算 |
| 3 議案第 3 2 号 | 西予市乙亥の里の指定管理者の指定について | 議案第 6 0 号 | 平成 3 0 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算 |
| 議案第 3 3 号 | 西予市游の里デイサービスセンターの指定管理者の指定について | 7 陳情第 1 号 | 住宅宿泊事業法の条例化についての陳情 |
| 議案第 3 4 号 | 西予市游の里健康センターの指定管理者の指定について | 陳情第 2 号 | 浜筋田之筋線全線改良の早期実現を求める陳情 |
| 議案第 3 5 号 | 西予市游の里ふれあい広場の指定管理者の指定について | | |
| 議案第 3 6 号 | 西予市惣川高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について | | |
| 4 議案第 3 7 号 | 市道路線の変更について | | |
| 議案第 3 8 号 | 市道路線の廃止について | | |
| 5 議案第 4 9 号 | 平成 3 0 年度西予市一般会計予算 | | |
| 6 議案第 5 0 号 | 平成 3 0 年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算 | | |
| 議案第 5 1 号 | 平成 3 0 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算 | | |
| 議案第 5 2 号 | 平成 3 0 年度西予市国民健康保険特別会計予算 | | |
| 議案第 5 3 号 | 平成 3 0 年度西予市後期高齢者医療特別会計予算 | | |
| 議案第 5 4 号 | 平成 3 0 年度西予市介護保険特別会計予算 | | |

開議 午前9時00分

○議長

おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配信のとおりであります。

西川消防長。

○西川消防長

改めましておはようございます。

昨日、二宮一朗議員からの一般質問におきまして、私が答弁させていただきましたドクターヘリの運航に係る西予市消防本部管内の要請件数及び出動件数並びに事故発生地区の野村町の件数に誤りがございますので、おわびして訂正をさせていただきます。

ドクターヘリの要請件数につきましては、23件と申し上げましたけれども、25件に、出動件数につきましては、16件と申し上げましたけれども、17件に、事故発生地区の野村町の件数につきましては、12件と申し上げましたけれども、14件の誤りでございます。

このたびの訂正につきまして深くおわびを申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

(日程1)

○議長

日程第1、一般質問を行います。

質問者は、通告内容及び申し合わせに従い発言してください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

まず、8番山本英明君。

山本英明君。

○8番山本英明君

改めましておはようございます。

議席番号8番山本英明です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告書、会議規則、申し合わせ事項に従いまして、一般質問をさせていただきます。

質問は分割で、以下の4点について行います。

1点目、四国西予ジオパークの再認定と今後の展望について。

2点目、西予市職員の適正な人事配置、適材適所配置について。

3点目、愛媛県が導入している森林環境税及び、国が導入する予定でいる、仮称であります森林環境譲与税創設への対応について。

4点目、2月の気温低下による水道の断水についてです。

それでは最初に、四国西予ジオパークの再認定について、そして今後の展望についてお尋ねをいたします。

昨年11月に日本ジオパーク委員会から専門家が西予市に派遣されて、四国西予ジオパークの再認定に向けた審査が進められ、12月22日に見事に再認定というすばらしい結果が発表になりました。

議会初日の市長の所信表明にも7つの基本指針の3つ目として大きく位置づけられていましたし、昨日の二宮議員の質問にもありましたので、答弁が重複する部分もあるかもしれませんが、四国西予ジオパーク再認定に至った経緯、四国西予ジオパークの今後の展開、基本的な構想はどのようになっているのかをお尋ねいたします。

次に、西予市の東の端に位置する城川町ではありますが、地球科学上で重要視されている黒瀬川構造帯の研究の発祥地でもあります。四国西予ジオパークの再認定後に合わせて、西予市合併前に、城川町窪野に建設されていた地質館をリニューアルして、仮称ですが、ジオミュージアムということで国道沿いの城川町下相に移転建築することは、西予市ジオパークの拠点施設になるためにも大切ではないかと考えています。

移転をして建築されることの意義と狙いはどのようにお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

3点目です。西予市ジオパークの拠点施設になると思われます地質館の移転建築に関して、常設の展示物や季節ごとの臨機応変な展示内容、また、イベント等の開催も視野に入れた、建築への推進計画が立っているのではなかろうかと思えますけれども、現在のところで構いませんので、具体的にどのようになっているかをお伺いいたします。

以上、3点よろしくお願いたします。

○議長

管家市長。

○管家市長

おはようございます。

ただいま山本議員のご質問について答えさせていただきたいと思いますが、山本議員にはジオパークの推進につきましてご理解、ご協力を賜っておりますことを、まず感謝申し上げます。また、ご質問をいただきたいと思います。

再認定の大きな要因ということから話させていただきます。市民団体の活動や学校教育、推進協議会の体制の強化、さらに認定ブランド、ジオミュージックなどの先進的な取り組みや手上げ型地域づくり交付金を活用した住民みずからのジオパーク活動などが、この4年間の実績として評価をいただいた。そのように感じているところでございます。

しかし、再認定はされたものの、日本ジオパーク委員会からは多くの今後の指摘事項も受けているのも事実でございます。

今後、ジオパーク推進協議会や市民の皆様とジオのストーリー性とか、ジオの方向性というものを情報を共有を図りながら、着実に課題を解決していきたいと考えているところでございます。

拠点施設の基本構想のご質問でございますけれども、平成29年10月に四国西予ジオミュージアム基本計画を策定をしております、ジオミュージアムの建設へ向けた方向性を定めております。

実は平成25年9月に、最初に四国西予ジオパークを認定いただいた際に、現在の城川地質館はジオパークの学習拠点と位置づけて、それなりの意義を発揮した施設でございましたけれども、ジオパークの理念や四国西予ジオパーク全体理解への学習に対する対応ができていない。そして、認定時に委員会のほうから改善の指摘を受けている施設でありますとともに、施設の老朽化や立地条件、建物のバリアフリーの対応などを解消した施設に移転、リニューアルしたいという計画を立てております。

拠点施設の基本理念といたしましては、これまでの城川地質館の基本機能の考え方の収集保存、そして教育普及、展示、構成から新たに、体験と集いの要素を追加して、施設の充実を図っていく計画でございます。

また、地質館を城川町下相に移転、建設する意義というご質問も受けたわけでございますが、ジオパークは昨年度、ユネスコの正式プログラムとなりまして、特に、各ジオパークの地球科学上の

学術的な価値を保全、復旧することが今までにも増して求められているようになっております。そうした中で議員も言っていただきましたけれども、本市ゆかりの黒瀬川構造帯は日本列島の誕生にも関係すると考えられ、研究発祥の地でもあることにより、建設予定地の城川町が四国西予ジオパークとの関係性を多くの方に理解していただく重要な位置と考えられております。

一方、城川支所横に建設されておりました総合センターしろかわは、昭和47年に整備され、市民そして職員、いろんな方が市内各地から講演会や各種会議等で幅広く利用することが可能な多目的ホール機能を有する施設として、長らく活用されてきましたけれども、施設の老朽化が進んでおり、さらに、建築後43年という年月を経過していることから建物の長寿化が図れない状況にありました。

そこで、基本計画では、両施設が抱える諸問題を解決するために、城川地質館の施設移転によるリニューアルとあわせて、老朽化する総合センターしろかわの多目的ホール機能を含めた総合施設として整備することを目的として計画したものであります。

また、整備予定地は、かまぼこ板の絵で中心的存在となっておりますギャラリーしろかわや道の駅きなはい屋などの近隣施設やジオサイトを含め、宝泉坊ロッジへの宿泊と国道197号線沿いであるという地理的条件を合わせたジオツアーの展開も期待をできるため、四国西予ジオパーク学習交流拠点施設の設置場所を城川支所付近とすることで大きなメリットがあると、そのように考えているところでございます。

○議長

宗総務企画部長。

○宗総務企画部長

おはようございます。

それでは、山本議員3点目のジオパーク拠点施設の展示内容等の予定や推進計画作業の進展はとのご質問にご答弁申し上げます。

まず、展示内容につきましては、10名の専門の委員によりまして、四国西予ジオミュージアム、仮称でありますけれども、これの展示内容検討委員会を設置をしまして、協議をいただいておりますけれども、現在の案としましては、ジオパーク

について学ぶホールや市民がジオガイドと語り合えるジオカフェスペース、そして、お勧めコース情報や周辺のジオパークや観光情報を提供する多目的ホールなどを整備する予定でございます。また、メインの展示施設としまして、コンピューター上に人工的な環境をつくり出し、あたかもそこにいるかのような感覚を体験するコーナーや現実の風景に情報を重ね合わせて表示する技術などのシアター等を取り入れまして、来る人を飽きさせない展示を効果的に用いたいと検討しているところでございます。そこでは地球とか、日本、四国、そして西予の成り立ちや地質、地形、自然、生態系、文化など西予の多様性の情報を楽しく知ることができ、学べるスペースを構成したいというふうに考えております。

また、屋内の限られたスペースの展示を補うために、ジオミュージアム周辺の駐車場を実験体験スペースというふうにしまして、屋外空間を活用したイベント等を開催したいというふうに考えているところでございます。

次に、建設における推進計画作業の進展についてでございますけれども、今年度は基本設計を行っており、3月末の完了予定というふうになっております。また、30年度におきましては、実施設計と工事に着手をいたします。そして、平成32年2月末で全ての工事を終了させまして、平成32年4月に開館できるよう進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

山本英明君。

○8番山本英明君

再質問をさせていただきます。

ただいまのご答弁で、展示内容検討委員会を設置しているというふうな回答がございました。10名のメンバーであるというふうなことでしたけれども、その検討委員会の人員構成にはもちろん西予市の方も入っておられるのではなかろうかなと思うんですけども具体的には人員構成はどのようになっていますでしょうか。もう少し具体的に詳しく教えてほしいと思います。

もう一つですが、近年の建物、建築物は西予市産の木材等を使用しての木造建築あるいは環境に優しいCLT工法での建築が多いのではないかと

思います。今度宇和町に建設される予定の図書館も木造建築だとお伺いはしているんですけども。

仮称ではありますが、このジオミュージアムとして位置づけられる地質館は、先ほど出ました展示内容検討委員会の方々の話し合いいかんにもよると思うんですけども、展示物等で大きなものとか重いものが展示される場合があるのではないかと思うんですけども、そこで今回建築される地質館、ミュージアムでしょうか、の建築工法とその規模はどのようになっていますでしょうかお伺いをいたします。

○議長

宗総務企画部長。

○宗総務企画部長

まず、再質問1点目の展示内容検討委員会の構成でありますけれども、これにつきましては、西予市と連携協定を結んでおります愛媛大学を初め、県内の大学やそして南予水産研究センターの先生方、そして愛媛県歴史文化博物館の学芸員など、地質や古生物、昆虫や植物あるいは海洋生物、食文化や歴史、民族、ジオパークの専門分野の方と西予市からは城川支所長を加えまして計10名によりまして、展示内容の検討をいただいております。

この委員会では、ジオミュージアムの4つの基本コンセプトがございます。

まず1つ目、ジオの多様性、2つ目、理念の啓発と情報発信、3つ目、周辺施設との一体機能、4つ目、将来にわたって持続可能な施設について。このようなことにつきまして、展示空間にどのように表現できるのかというふうなことを協議をいただいているところでございます。

次に、工法と規模についてのご質問いただきました。

これにつきましては、市民の代表者そして専門家で構成をします建設検討委員会を組織をしまして、基本的な事項を盛り込んだ四国西予ジオミュージアム基本計画を定めさせていただいておりますけれども、それを基本にしまして、工法につきましては建設時、そして展示のリニューアルのときのレイアウトの変更に対しまして、柔軟な対応ができること。そして改修費につきまして、コストを抑えられ、展示のための長いスパンのとれる鉄骨造り平屋建て構造を採用する計画でございます。

す。

また、内装につきましては、できるだけ地元の産材を活用するという一方で、ぬくもりのある空間を創出をしたいということで考えております。

また、規模につきましては、展示スペースにつきましては約300平方メートル、多目的ホールが同じく約300平方メートル、そしてエントランスホールや事務所、そしてバックヤード等の共通部分、これが同じく約300平方メートル、合わせて900平方メートルの延べ床面積を予定をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

山本英明君。

○8番山本英明君

ありがとうございます。

城川町の私住民でありますけれども、城川町の住民にとりましても、西予市の担い棒として位置づけていただいておりますジオパークの構想がますます進展するとともに、その拠点施設がミュージアム、仮称ですけれども、として、ギャラリーしろかわや道の駅きなはの近くの城川町下相に建設していただけるということは、下相付近の総合的な開発も含めて大いに一住民として期待するものでもありますし、本当に大きな喜びでもあります。

私も命のある限りこの新しい施設を応援していきたいと思っておりますので、今後の展示内容の吟味、それから施設の充実を初めとして、黒瀬川造山帯の研究の発祥地としての城川町、念頭に置いていただいて、名実ともに城川を四国西予ジオパークの拠点施設、拠点地域となりますような素晴らしい内容の地質館の建設を心から望んでおります。

次に、二つ目の質問に移ります。

西予市職員の適材適所の人事配置についてお尋ねをします。

現在西予市では、幅広い見地から職員を採用されておるとおもいます。間もなく人事異動の時期ではなかろうかと思っておりますけれども、現在のところ西予市の適正な人事配置を行うための人事異動の基本的な考え方はどのようになっておられるでしょうかお伺いをします。

2番目ですけれども、西予市職員の採用について

ですけれども幅広く優秀な人材を確保するというところは、重大なことだと思っておりますけれども。そのために採用試験の年齢の幅を上げたり、社会人枠を設置したり、広げていくようなお考えはあるのでしょうか。あるいはすでに実施をしておられるのでしょうかお伺いをいたします。

○議長

河野副市長。

○河野副市長

山本議員のご質問の西予市職員配置の適材適所についてご答弁をさせていただきます。

まず、市職員の適正な配置をするための人事異動の基本的な考え方でございますけれども、人事異動におきましては職員からの自己申告書、各所属部長とのヒアリング等を参考に次年度の組織機構及び各所属が抱える重要事業、また個々の職員の業務能力等を踏まえながら人事配置を検討することとしております。配置に当たりましては近年は地方創生を初めとした重要施策が多数展開されておりますので、特に施策の実現に向けた人材配置が重要とそうように考えております。

次に、西予市職員採用の年齢制限を上げたり、社会人枠等を設けて広く人材を確保したりする考えはあるかというお尋ねでございますが、近年は、民間企業の採用が好調なことのほか、少子化の影響を受け、人材の確保に各自治体とも苦慮をしている状況でございます。

採用試験等の中心となる一般行政事務職上級試験においては、平成27年度には応募者が30人程度まで減少し、大変心配をしておりましたけれども、その後、募集要件を緩和するなどの対策を講じた結果、28年度は募集人員10人に対して49人の応募がございました。29年度には募集人員3人に対して45人と応募者をある程度確保できるようになってきております。

また、特に確保が難しい技術職、土木建築等でございますが、ここにおきましても29年度は大卒者を対象とした技術職上級試験に加えて、新たに高等専門学校及び専門学校の卒業者を対象とした技術職中級試験を導入するなど、募集対策を行ったところでございます。

なお、年齢制限におきましては、職員確保に苦慮している医療職の分野、特に看護師でございますけれども、既に引き上げを行っておりますし、

社会人枠の採用試験につきましても即戦力の人材確保に有効と考えておりました、前三好市長時代から導入をしているところがございますけれども、雇用実績としましては、30年度採用内定者1名を含め2名の雇用となっております。

今後も優秀な人材の確保に向けて努力してまいります。

以上、答弁いたします。

○議長

山本英明君。

○8番山本英明君

何点が再質問させていただいたらと思います。

今ほどお答えいただきました幅広い人材の観点からも人材確保の観点からも、西予市内、西予市外から広く職員が採用されているのではなかろうかと思うんですけども、西予市外から採用されておられる職員は何人ぐらいおられますでしょうか。

また、西予市外から採用された場合は、西予市外からの通勤なんでしょうか、それとも西予市に在住して西予市に住民税を払って通勤してもらっておられるのでしょうかお伺いします。

また、西予市職員に採用された職員の中で、自分の能力をほかの職種でさらに発揮したいとか、自分の可能性をもっと広げたいとかいうことで退職されたり、離職されたりした職員は、過去5年ぐらいで何人くらいいらっしゃるのかお伺いしたらと思うんですがお願いします。

○議長

河野副市長。

○河野副市長

人材を集めるために市外から幅広く募集をする必要で、市外からの採用者は何人くらいおるのかというようなご質問がございましたけれども、当市の一般行政職の事務職上級の採用試験におきましては、平成24年から27年度までは、西予市出身者または保護者が西予市在住のものであるという地域要件をつけておりましたけれども、その間は市外採用者はおりません。この要件による受験者の大幅な減少、また就職機会の平等性及びよりよい人材を幅広く募集する観点から、平成28年度から地域要件を撤廃して市外から幅広く募集を行っております。

したがって、市外からの募集を再開した平

成28年度からの採用試験の実績でお答えしますと、28年度は全応募者49人のうち、市外からの応募者が12人ございまして、全採用者12人のうち、市外からの採用者が3人ございました。平成29年度は全応募者45人のうち、市外からの応募者が13人ございましたけれども、そのうち3人採用し、市外からの採用者はゼロ人となっております。

なお、その採用者につきましては、試験の募集要項、それからその内定者の請書等で市内に在住ができるもの。そして内定契約の中で、市内に住むことという確約をいただきながら採用をしている状況でございます。

それからもう1点の採用はしたけれども、途中普通退職をされる人がどのくらいかということでございますけれども、これは医師を除く全体になりますけれども、24年度には6人、25年度が15人、26年度が14人、27年度が11人、28年度が11人、普通退職がございました。

以上、答弁いたします。

○議長

山本英明君。

○8番山本英明君

合併して西予市になって職員の方々のお仕事というのは非常に質も量も煩雑になって大変であるというふうに思います。

多忙さをきわめている状況だと思いますし、またいい仕事がほかに見つかってやめられた方もたくさんおられるというふうなことをお伺いしました。

また職員によっては、仕事の好き嫌いとか、向き不向きもあると思いますけど、800人を超えている職員の全てを把握するのは難しいとは思いますが、できるだけ全職員の能力や適性を十分に把握していただいて、スピードスケートの小平奈緒さんが言われた、百花繚乱ではありませんが、職員の方々の個性が十分に発揮されて、西予市の職員組織が十二分に機能して、職員がますますやる気を出して仕事に職務に邁進していただくような適材適所の人事配置を望んでいます。

それでは次の質問に移らせていただきます。

次ですけれども、愛媛県が平成17年度から導入している森林環境税と、国が今度導入を予定されております、仮称ですが、森林環境譲与税創設への

対応についてお尋ねをいたします。

平成17年度から愛媛県で採用されている森林環境税ですけれども、これは、1期5年区切りで、現在3期目に入っているのではなかろうかというふうに思っております。その森林環境税を西予市では、主にどのような使途で有効活用しておられますでしょうかお伺いをします。

次に、先日、林野庁で研修する機会に恵まれました。課長補佐の説明を聞いて、森林環境譲与税、仮称ですけれども、勉強させていただきました。その有意義な研修の中で、平成31年度から国が導入することが予定されております森林環境譲与税に対して、現段階ですけれども西予市ではどのくらいの金額が入るといふふうに試算をされておられるでしょうか。

また、今の段階でこの環境譲与税をどのように活用していく構想なのかをお尋ねしたいと思います。

○議長

山岡産業建設部長。

○山岡産業建設部長

改めましておはようございます。

山本議員からご質問のありました愛媛県の森林環境税により、西予市では主にどのような使途で有効活用しているかということにつきまして、まず答弁をいたします。

愛媛県の森林環境税ですが、県民参加による森林環境の保全と森林の共生する文化の創造を目指して、平成17年度に創設され愛媛の森林づくりに役立てております。

この森林環境税は、県民税均等割に上乗せ課税方式をとっておりまして、個人にあつては年額700円、法人にあつては均等割課税標準税率の7%相当が納税額となり、目的を明確にするため基金に積み立てて管理されております。

森林環境税を活用した事業は大きく分けて二つありまして、愛媛県が森林環境税の目的を達成するため、使途を定めて、県内各地で実施する県指定事業、県及び市町が企画立案して実施する活動を支援する公募事業があります。

当市では、この公募事業に平成23年度から木を使う事業として、木質ペレット及びペレットストーブ購入の一部補助する、木質ペレット生産利活用促進事業を応募しまして、採択をされていると

ころでございます。これにつきましては平成24年度からの5年間では、年平均350万円の補助を行っているところでございます。

また県民公募活動では、平成28年度には西予市内で1件、市民の方が応募されまして、宇和町内の小学校で原木しいたけの栽培の体験学習にも活用されているところでございます。

このほか県指定事業で市に関連している事業といたしましては、フォレストマイスター養成支援事業、有害鳥獣総合捕獲事業、主伐推進緊急再造林対策事業、公共施設木材利用推進事業、木質バイオマス利用促進事業など、愛媛の森をつくる、また木を使う、森とくらす事業の財源の一部に使われているところでございます。

続きまして、森林環境譲与税、仮称でございますが、これの譲与開始に向けた当市における交付見込み額の試算及び活用の構想はどのようなものかというご質問について答弁をいたします。

昨年末12月22日に閣議決定されました平成30年度税制改正大綱におきまして、次期通常国会における、現国会ですが、森林関係法令の見直しを踏まえ、平成31年度の税制改正において、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設することとされているところでございます。

したがって、現段階では根拠となる関連法令が成立しておりませんので、現時点の情報の中で想定した答弁とさせていただきます。

現在の案といたしましては、森林環境税は平成36年度から課税されるもので国税として都市、地方通じて、国民一人一人がひとしく負担を分かち合って国民みんなで、温室効果ガスの吸収財源、吸収源として重要な役割を担う森林を支える仕組みづくりの財源として徴収されるものとされています。その全額を地方の固有財源として市町及び都道府県に対して、森林環境譲与税として譲与されるものであります。

しかしながら、森林現場における諸問題は早期に対応する必要があることから、当譲与税は国が借入を行いまして、時期を前倒しして、平成31年度から市町及び都道府県に譲与されることとなっております。

その森林環境譲与税の使途といたしまして、現在案として検討されておりますのが、新たな森林管理システムの構築であります。具体的には林業

の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るための森林所有者の責務の明確化、新たな森林管理の仕組みづくり、所有者不明森林に係る措置などであります。当市といたしましても国の動向を注視し、市内の関係団体や県とも連携を密にしまして、西予市にあった森林管理の仕組みづくりを早期に図っていく必要があると強く感じているところでございます。

現時点で検討されております基準に基づく西予市への譲与額試算では、初年度の平成31年度が約3000万円で段階的に増額となりまして、満額支給となる平成45年度以降は約1億円となる見込みであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

山本英明君。

○8番山本英明君

西予市では現在のところ、およそ75%弱が森林であるというふうに聞いています。その中でも伐期を迎えている山林が多いというふうな話を聞いています。西予市の財産といえますか、私は個人的に優秀な人材と森林ではなかろうかなというふうに思っています。今は山林の値打ちが低迷しておりますけれども、低迷している今だからこそ私個人的には山林に注目をするべきではないかなというふうに思っているところです。

西予市の財産である森林資源を守り育てていくために、これからの山林の適正な管理を行っていただき、地域産業を活性化させるためにも、新たな森林管理の仕組みをつくっていくことは西予市にとって不可欠と考えています。同時に森林内の作業道整備や林道の整備、除伐、間伐、主伐を取り入れた森林整備育成事業の実施及び、担い手や事業体の育成をすることなどによって地域経済の発展につながるように、今後とも積極的に取り組んでいただきたいというふうに考えています。

また、平成36年度を見据えての長期的な視野を持って、我が国が導入予定の森林環境税が完全実施となるまで、完全実施となつてからもですけども、計画的な森林育成の取り組みをしていただいたらというふうに思っております。

最後の質問に移りたいと思います。

先月の市内の異常な気温低下による上水道、簡易水道、給水設備等の断水についてお尋ねをいた

します。

先月の西予市内の異常なまでの気温低下による宇和町を中心とした上水道の断水は、新聞やテレビでも取り上げられましたし、大きなニュースにもなりました。

本当に大変なご苦労だったと思いますけども、ニュースにはなっていない小規模な簡易水道や給水施設等の断水の状況も少しは把握しておられますかお伺いをいたします。

○議長

三好公営企業部長。

○三好公営企業部長

改めましておはようございます。

今ほど山本議員から2月の寒波に伴います水道管の凍結破裂による断水の状況についてお尋ねがございました。

先般の大寒波によります水道管の凍結、給水器具の破損等によりまして、市内広域で断水となり市民の皆様には長期間にわたり大変なご不便、ご迷惑をおかけしましたこと、まずもって深くおわびを申し上げます。

また議員の皆様には、断水危機対策本部設置当初から本部に足を運んでいただきまして、助言や激励を賜り、また、本定例会におきましても、私たち職員等に対するねぎらいの言葉をいただき、ありがたく、恐縮しているところでございます。

今回の断水解消にはですね、消防団によります断水調査を初め、区長会等各関係団体や西予市環境設備協同組合、また、修理指定業者等多くの市民の皆様方のご協力をいただきました。ご協力いただきました皆様方に衷心より深くお礼を申し上げます。

さて、当市では、配水量の異常を察知後すぐに断水危機対策本部を設置をいたしまして、早期解決に向け職員一丸となって対応をいたしました。また、報道機関等に対しまして、随時プレスリリースを行いまして、情報の提供を行ったところでございます。

山本議員からこのニュースに取り上げられていない簡易水道や小規模な水道施設の状況も把握してるのかとのご質問でございますけれども、今回の寒波による急激な冷え込みは、市内全域での気象状況でありまして、水道管の凍結、給水器具の破損も議員お住まいの城川町初め、市内5町全て

で発生をいたしております。この現状や対応等につきましても、各支所の水道担当者から情報が寄せられておきまして、野村町では、上水道区域の一部、坂石地区や中筋、外場簡易水道、奈良野県条例水道など、宇和町におきましても真土西、西山田簡易水道などにおきまして断水あるいは時間断水の対応がなされております。また、城川町を初め、市内に点在をいたします小規模な水道施設でもさまざまな対応がなされたところと伺っております。

このような状況の中、維持管理をお願いしております地元の水道組合等からは、水道担当者職員の現地への要請もございました。しかしながら、特に宇和地区におきましても、広域断水対策が精いっぱいでありましたので、地元組合での復旧作業をお願いし、大変ご迷惑をおかけしたところであります。

この間、市内各地それぞれの地域の皆様で大切な水道インフラを守っていただきましたことに対し感謝を申し上げたいと思います。

ご承知のとおり、当市では上水道のほか、簡易水道や小規模水道施設を多く抱えておりますので、行政だけで全てを対応することは困難でございます。

今回の災害対応を検証いたしまして、凍結破損による漏水を未然に防ぐための保温対策の呼びかけ強化や家庭内で漏水した場合の止水の仕方等を広く広報してまいりまして、安全な水道水を安定的に供給できるよう努めてまいりたいと考えております。

議員の皆様におかれましてもご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長

山本英明君。

○8番山本英明君

丁寧なご答弁ありがとうございました。

今回の宇和町を中心とする上水道の断水に対しましては、本当に今言われましたように断水危機対策本部を設置され、市長、副市長を初め、多くの所管部の部長、課長、職員の皆様方本当に夜間を問わず、昼夜を問わず、対策本部に詰められて、毎日の対応しておられました。1週間も家に帰れなかった方もおられるというように聞いてい

ます。本当に驚きました。私たちも何回か対策本部に行かせていただきましたけども、対策本部のぴりぴりした雰囲気を感じまして、本当に事の重大さを痛感をしたものでした。幸いにも、西予市以外からも、大きなご支援があり、市内の消防団、区長会、各事業者の方々、関係機関団体の皆様方の迅速で適切な対応はもとより、職員の皆さんの適切な言動での対応で、解決できたのではなかろうかなというふうに思っています。

本当に厳しい寒さの中での文字どおり体を動かしての断水箇所への対応と市職員の皆様方の結束力、組織としての動き等のすばらしさに本当に敬意と感謝を申し上げたいと思いました。

私個人の感想としましては昨年の国体への対応でも思いましたけども、改めて西予市の職員の方々すばらしいなというふうに思いました。

今のありがたいご説明にもありましたので安心はいたしました。今回の上水道の断水、本当に大変だったというふうに思っています。

私たちのような給水施設、極小規模の給水施設でも、やはりご多分に漏れず、水道管の凍結、破裂、漏水、断水がありまして、完全な修復に5日間を要しました。我々は、行政にもお願いすることもなく、ひっそりと対応しながら毎日を生活しております。

今、部長さんの回答で安心をしたんですけども、ニュースにはならないんですけども、我々のようなひっそりと頑張っている給水施設や簡易水道の人間がいることも、記憶にとどめておいていただくをお願いしまして、私の一般質問を終わります。

○議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前9時51分）

○議長

再開いたします。（再開 午前10時05分）

次に9番竹崎幸仁君。

竹崎幸仁君。

○9番竹崎幸仁君

10時は過ぎておりますが、改めましておはようございます。

議席番号9番竹崎幸仁です。

議長より発言の許可を得ましたので、通告書、会議規則、申し合わせ事項に従って、分割質問により3点の質問を行います。

初めに、2月の大寒波への対応、本当にお疲れさまでございました。西予市は一つとの思いを新たにいたしました。どうか西予市民のため、今後ともよろしく願いいたします。

さて、2016年12月「部落差別の解消の推進に関する法律」が公布、施行されました。この法律は、現在もなお部落差別が存在すると明記し、国は部落差別をなくす責務があり、地方公共団体にはその努力義務があるとも書いています。

1965年、同和対策審議会答申が出され、国民的な課題と国の責務が明記されて以来、1969年、同和対策事業特別措置法、その後、地対財特法と継続されてきましたが、2002年終結となりました。失効して14年目となる平成28年12月16日、政府は国民との約束として、先述した法律を定めましたが、このことは大変意義深いものだと受けとめています。

その第3条国及び地方公共団体の責務の2項に、「地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。」と記されています。

そこで、初めに、西予市としての取り組みの基本的な考え方について伺いたい。

次いで、第5条教育及び啓発の2項に、「地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。」と明記されていますが、この部落差別を解消するための学校教育や社会教育等での取り組みについて伺いたい。

○議長

管家市長。

○管家市長

ただいまご質問いただきました竹崎議員の部落差別の解消の推進に関する法律についてに地方公共団体としての考え方、責務というご質問に対して、答弁をさせていただきますと思います。

部落差別の解消の推進に関する法律が、平成28年12月に交付されまして、もう1年が過ぎようとしております。この法律の第1条に「部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現する」ということがうたわれております。

議員も言われましたけれども現在もなお、部落差別が存在することを認知し、その解消が重要な課題であるということが明記されておりまして、国民的課題ということをやっているものと思っております。その基本理念において、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めることを説きながら、その上で、ご指摘のとおり第3条においては、国に部落差別の解消に関する施策を、そして、地方公共団体には地域に実情におった施策をそれぞれ講じるように求めています。

5条では、国と地方公共団体それぞれに対して、必要な教育及び啓発を行いなさいということをお願いしております。

この法律には具体的な施策の中身や予算措置への言及はありません。しかしながら、市としましても、これまで長年取り組んでまいりました同和教育、人権教育を踏まえて、部落差別の解消に関する施策をどのように行っていくのか、また進めて行くかに当たって、行政だけではなく、市民一人一人がみずからのこととしてどうかかわっていただくか、そのようなことが問われているものがあると思っております。

そこで一つ目のお尋ねの、市としての取り組みの基本的な考え方ですが、市としてまず取り組まなければならないことは、多くの市民にこの法律が制定された事実とその内容や意義についてあらゆる機会を通じて、方法を通じて伝えていくことが必要であると考えております。部落差別についての啓発活動そのものとなり、部落差別が今なお、重要な課題であるということを確認していただいた上で、その解消を推進していくことにつなげていくことが大切であると考えております。

西予市人権尊重のまちづくり条例には、あらゆる人権問題を解決していくため、市の責務と市民の協力についてうたっております。これに基づきまして、差別のない真に人権が尊重されるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

松川教育部長。

○松川教育部長

竹崎議員から二つ目にお尋ねのありました、部落差別を解消するための学校教育や社会教育等で

の取り組みにつきましては、私のほうからご答弁を申し上げます。

まず、社会教育についてでございますが、当市では、当該法律の施行について広報せよへの掲載を行うとともに、公的委員の方々を初め、市職員等へ法律についての周知、説明を進めているところでございます。

市の教育基本方針におきましても、あらゆる機会をとらえて、同和問題を初めとするさまざまな人権問題を正しく理解し、その理解が一人一人の態度や行動にあらわれるような人権感覚や人権意識を育てるよう努めるとしておりまして、そのために、人権・同和教育推進体制の充実や指導者の育成を図るとともに、学習機会の拡充や啓発活動のさらなる充実を目指しているところでございます。

当該法律が施行されたことを受け、愛媛県人権教育協議会西予支部では、今年度の活動方針に同和教育を中核とした人権同和教育を推進するという基本方針に基づいた取り組みを進めておりまして、法律の趣旨、内容を周知するための啓発チラシの全戸配布を行うとともに、研修会などでの学習教材の充実に取り組んでもおります。

次に、学校教育における同和問題学習についてご答弁を申し上げます。

同和問題についての正しい知識を身につけ、積極的に差別を解消しようとする、未来を担う子どもたちを育てるため、学校教育の果たす役割は大きいと考えております。このため、小学校では6年生の社会科で各時代の大きな流れの中に位置づけて同和問題を学習しております。中学校では、小学校での学習成果を受けて、社会科で歴史的、社会的背景についてさらに正しい理解と認識を深め、道徳、学級活動などで就職差別や結婚差別などについての学習を行っております。

これらの学習を進めることで、私たちの生活にある、今まで気づかなかったいろいろな差別を見抜く力を養うことができます。

今後はさらに家庭や地域との連携協力を努め、差別解消に向けて、一人一人の実践力を高める教育を推進していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

竹崎幸仁君。

○9 番竹崎幸仁君

ただいま市長より西予市人権尊重のまちづくり条例を核として、それから、部長より同和教育を核とした人権同和教育の推進に力を入れていくという力強い答弁をいただきました。

その答弁の中にもありましたが、本法律は理念法で、施行に際しての予算も罰則規定も実はまだ定められていません。ですが、文科省や県教委の関係者は部落問題学習の充実強化を断言しているやに伺っています。

ある講演で、部落問題を教えたり話し合ったりするだけでなく、それが、部落差別解消につながる教育になっていることが最重要である。部落差別は現実に存在すると法律は明言した。我が町の我が地域にある差別を立証し、課題にしない限り、部落差別解消は前進しないと断言されました。また、市や町が少ない予算で人権啓発事業を行っていますが、ただ、人を集めるだけの発想より、この問題の解決に向けて、真剣に検討してほしいとも語られています。

46億年の地球の歴史上で、人類らしきものの誕生からは、まだ数百万年。そのころに、このような部落差別があったはずはありません。過去の人々がつくった部落差別は、現代の我々の手で、きちんと解決していく必要があります。

国や県の動きを待つことも重要ですが、現在、西予市の各町で取り組んでいる同和教育のさらなる充実を強く希望し、次の質問に移ります。

2点目です。

西予市防災計画についてお尋ねします。

安政南海地震、1854年です、の記録によると、三瓶町の津波は3.5メートル、半島部の伊方町は4メートルと掲載されています。記録によると、「1854年大地震あり、家屋の倒壊と津波襲来、水門の両脇3軒、海岸部の築地10軒、屋敷の石垣5軒」との安土裏庄屋の記録は残されているんです。津波の被害は、三瓶湾の奥まった場所がほとんどで、特に朝立、安土、津布理の一部と垣生、蔵貫地区が目立っています。

今日の住宅状況は一変しており、同じレベルの津波だったとしても、当時とは比較できないほどの損害をこうむるものと想定できます。当時は、平地には田畑が主で、家屋は山の根のほうにできるだけ増産を図るといというのは、幕藩体制の基本だ

ったからであります。

さて、1707年の宝永地震はより巨大で、「高知県は、須崎市約18メートル、400人死亡、中土佐村約27メートルの津波、200人死亡、宇和島市床上浸水が四、五百、吉田浦50軒流出と記録され、太平洋側での甚大な被害を残しており、死者2万人、船の流出3,000艘、田畑損壊30万石」と書かれているんです。

今日、30年以内に襲来するものと想定されている南海トラフ巨大地震に備えた西予市防災計画の津波災害対策について伺いたい。

基本的に物事の対応のあり方としては、未然防止と発生時の対応だと考えます。津波における未然防止はあり得ません。

そこでまず、防災意識の啓発と災害発生時、言わば津波襲来のわかったときで結構です、の対応について伺いたい。

次に、住民が安全に避難できた後の対応は、十分であるか。

さらに、ボランティアが多数支援にこられると思いますが、彼らへの対応はどのように考えておられるのか。

お願いいたします。

○議長

宗総務企画部長。

○宗総務企画部長

竹崎議員ご質問の津波災害対策について、まず1点目の災害発生時の対応、そして、避難後の対応、この2点についてご答弁申し上げます。

まず、災害発生時の対応についてでございますけれども、間もなく東日本大震災から7年ということでございますけれども、その折に、想定を超える津波が発生して甚大な被害が発生しました。一方で日ごろからそういった津波に対する訓練を行い、大きな揺れが発生したら即時避難するという体制が整っていた地域におきましては、多くの命が救われたというふうなことも明らかになっているところでございます。

このことから、人的な被害を防ぐために極めて重要なことは、自分自身がまず津波から避難するという高い意識を持つということ、そしてそれを行動に移すということであろうというふうに考えています。

そのため、市民みずからが命を守る行動に直ち

に移ることができるように、津波避難訓練の実施や津波浸水想定区域等を記載しましたハザードマップの全戸配布など啓発活動によりまして、防災意識の一層の情勢を図ることのほか、自主防災組織の核となります防災士の養成にも取り組んでいるところでございます。

また、生徒防災教育体験事業としまして、東日本大震災の被災地を市内の中学生が訪問をしまして、被災地の生徒と住民の方々との交流を通しまして、命の大切さを学び、近い将来発生が予想されます南海トラフ巨大地震等の大災害への対応を学習するとともに、その成果を各学校の文化祭等におきまして、報告をすることによりまして、生徒のみならず、広く家庭、そして地域へ波及する、そういった取り組みも行っているところでございます。

ご質問の災害発生時に真っ先に市が行わなければならない対応としましては、迅速かつ正確に情報を伝達することによってでございます。

その手段といたしまして、重要な役割を担っておりますのが同報系防災行政無線でございます。現在、老朽化をしたアナログ方式からデジタル方式への再整備を行っているところでございます。この再整備を行うことによりまして、緊急地震速報、そしてエリアメールの自動起動によりまして、速やかに住民の皆様へ情報を伝えることができるようになります。

また三瓶町におきましては、三瓶支所そして八幡浜消防の第3分署が津波浸水想定区域内にございますことから、親局をこちら本庁の5階に備えることによりまして、情報伝達手段の寸断を軽減するということができる。そういった体制を整えることとしております。

さらに、監視カメラでありましたり、あるいは風速計、また、雨量計等設置をすることによりまして、本庁に居ながら情報の収集も可能となるなど、伝達体制の整備を図っているところでございます。

次に、避難後の対応について答弁させていただきます。

津波災害におきましては、災害が長時間に及ぶことが想定をしなければなりません。そのため、緊急避難場所には、防災倉庫の設置を行っているところでございます。その中には、テントそして

簡易トイレ、毛布、食料、飲料水などの備蓄を準備進めているところでございます。

また、自主防災組織におかれましても、自主防災組織活動育成補助金等を活用していただきまして、地域の実情に合った物資の備蓄に取り組んでいただいております。

一方、宇和町内などへの避難が可能な場合の広域避難場所の確保や孤立する場合の自衛隊への応援要請等の手順など、迅速な応急対応を可能にする体制整備に努めなければなりません。その施策としまして、来年度から南海トラフ地震、津波から宇和海沿岸地域を守るためとしまして、愛媛大学、東京大学、愛媛県、そして当市を含む宇和海沿岸の5市町による官学連携の実践型研究に取り組むこととしておりまして、避難のためのルールや長期避難の際の分析、そして広域避難場所の確保など、避難することや避難した後のこと、そして復旧、復興と続く一連のさまざまな課題を抽出をしまして、関係機関や地域が一体となってその解決を図っていききたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長

私のほうからは、竹崎議員お尋ねのボランティア等への対応についてお答えをしたいと思います。

市内に重大な災害が発生し、ボランティア支援の必要があると認めるときは、災害対策本部に災害救援ボランティア支援本部を設置し、西予市社会福祉協議会に災害救援ボランティアセンターの設置を要請をいたします。西予市社会福祉協議会では災害救援ボランティアセンターを設置し、作成した運営マニュアルに基づいて対策を講じることとしております。災害救援ボランティアセンターは西予市社会福祉協議会宇和支所に設置することを基本とし、管理部門とスタッフ部門で運営を行います。スタッフ部門には総務班、ボランティア受付班、ニーズ班、マッチング班、送り出し班を設け、それぞれの役割を明確にし活動をいたします。

スタッフの人数は、災害状況によって異なると思われませんが、スタッフは、社協職員を可能な限

り配置し、スタッフが不足する場合は、市内NPO、企業団体、市民等から募集することとしており、それでも不足する場合は、愛媛県社協を通じて県内外の社協に対して人的支援を要請することとしております。

近年の災害時のボランティア希望者の動向から、被災者からのニーズとボランティアをマッチングすることが重要となっており、ボランティア活動に関する状況を的確に把握しながら運営に努めなければならず、ボランティアセンターの果たす役割は大きいと考えております。

議員お尋ねのボランティアに来てもらった人たちの受け入れ体制をどこまで考えるのかということですが、災害救援ボランティア活動に当たっては自給自足が原則と考えております。被災地ではボランティア自身の飲料水、食品等の調達や宿泊場所の確保が困難であることが予想されます。事前に現地の状況把握をした上で必需品を確認、調達し自活できるように準備していただくことが大切です。また、ごみを持ち帰るなど、被災地に負担をかけない努力も必要です。

このように、災害ボランティア活動の基本的な心構えとして自活ができる状態で被災地入りするよう一般的に周知がされていますが、災害発生時には、インターネット等を通して現状を正確に発信してまいりたいと考えております。また、宿泊場所の確保が可能な状況であれば紹介したり、テント設営場所の確保など、社会福祉協議会と連携して、ボランティア活動に当たっていただく方の後方支援に努めていききたいと考えております。

災害時には予期せぬことがたくさん発生をいたします。これまでに経験された東日本大震災の被災地でのボランティア活動の取り組みに当たっての情報収集に努め、その反省点を踏まえ、受け入れ体制作りをしっかりとしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

竹崎幸仁君。

○9番竹崎幸仁

ただいま、それぞれ部長さんから答弁いただきました。

その中で、防災行政無線のアナログからデジタル化へ、それから監視カメラの設置、自主防災組

織等への支援、官学連携の取り組み等がよく理解できました。

被災地からの学びとして、全国から支援者が続々と押しかけてきます。中でも、関係諸機関から申請して派遣される多数の支援者への対応も、一方では視野に入れておく必要がありますが、その受け入れ体制はどのように考えられているのか。そのことをまず再質問したい。

続いて、ボランティアの事前の心構えの大切さ等は、当時の被災地のスタッフの方々も、熱い思いだけでこられている人が多いということ、一生懸命説いておられました。そして、その受け入れ態勢にどれだけ難儀したかということも切々と語っておられました。

今、部長の答弁でそういう意識をしっかり持っておられるということはよくわかりました。本来ボランティアとは、主体的な判断に基づく自主的な行動でありまして、東日本大震災の様子を見ましてもかなりの参加者が想定されます。その際のボランティアセンターの設置場所は、宇和支所で対応可能なかどうか。

この2点再質問させていただきます。

○議長

宗総務企画部長。

○宗総務企画部長

議員再質問1点目の受援体制、援助を受ける体制についてのご質問に答弁を申し上げたいと思います。

ご指摘のとおり、多数の受援者を受け入れるための体制整備、これは不可欠というふうに考えておりまして、また喫緊の課題であるというふうに考えております。

被災した自治体におきましては、膨大な災害対策対応の業務が発生をしております。また、従来の継続が必要な通常業務もございます。

さらに、発生する復旧、復興に向けた膨大な業務とつながっていくわけでございます。

これらの業務をスムーズに遂行するための仕組みづくり、いわゆる災害対策のマネジメントの構築を図るべく、現在、3年計画をもちまして推進をしているところでございます。その中で平成31年度になりますけれども、受援計画、援助を受ける計画を策定する予定としております。この受援計画におきましては、災害時における他自治体

や民間事業者などからの人的、物的な支援を円滑、最大限に受け入れることを目的とした計画になります。

今回のマネジメントの構築の事業では、平成29年度、そして平成30年度におきまして、災害時の執行体制や具体的な業務手順を整備をしまして、どの業務にどれだけの人的、物的な支援が必要となるか。そして受援対象業務と業務内容の具体化を行った上で、平成31年度に受援計画の策定をしたいというふうに考えております。計画策定後におきましては、継続的な訓練や研修によりまして、職員の災害対応力の向上を行うことで、その受援体制の充実を図っていきたいというふうに現在考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長

お尋ねのセンター設置場所が社会福祉協議会宇和支所では狭いのではないかとのお尋ねでございますが、災害の状況に応じてボランティアセンターの規模も確かに違ってくるのであらうと考えております。

例えば、とんでもない大規模な災害が起きた場合には、宇和町文化会館裏の駐車場にテントを設営して、そこを設置場所とするといったような計画を立てて準備をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

竹崎幸仁君。

○9番竹崎幸仁君

格言にあります、「備えあれば憂いなし」とその言葉どおり、ただいまの答弁で前向きな受援体制やボランティア対策等を今回の西予市での2月の実災害等を教訓として、さらに充実させたいとの思いが感じられました。

特に、官学連携実践型研究や平成31年度の受援計画の策定への意欲的、積極的な取り組み等は、十分に伝わってきましたので期待したいと思っています。

海沿いの三瓶、明浜町民にかわって、心から御礼申し上げます。よろしく願いいたします。

なお、被災地では、最前線での住民に寄り添った対応が最も大切なことだとも学んでいます。

万一の際は、支所のスタッフが、我が身の安全を図りながら、率先して住民の安心安全を確保していく必要があります。

大津波の襲来を叫び続けて殉職された、当日のあの女性の姿には、今でも胸を揺さぶられ、心からのご冥福をお祈りいたしますが、悔しさもよみがえってきます。もう少し建物の高さがあったなら多分助かっていただろうと残念に思っています。

三瓶支所の現状では、我が身の保全を図ることが精いっぱい、住民ファーストの対応は恐らく困難だと思われま

す。この教訓を生かすには、本庁と支所が堅牢で、まず損壊を免れ、本庁と支所間で相互に情報交換をしながら適切で具体的な指示をよりスピーディーに、地域住民に伝達できるような施設が必要だと思うのです。万一に備え、近い将来、安心安全のための三瓶支所の建てかえと、他に先駆けての受援計画の策定等は必要不可欠なことで進言させていただき次の質問に移ります。

最後の3点目です。

市民の方々や議員との意見交換会を開催し、旧小学校単位をベースとして、各5町を年2回ずつ訪問しています。その中で、三瓶町選出の議員として、特に要望の多かった事項を質問させていただきたい。

1つ目の交通体系の見直しについては、先日、愛媛新聞にも掲載されましたように県との話し合いが進められていると伺いました。西予市の交通の不便さは、市としての立ち位置から勘案しても悪過ぎるのではないかと感じます。

例えば、本庁と各町を結ぶ交通手段を確かめるとわかりますが、自家用車の使用できない人から見ると、市内の交通機関の利便性は、恐らく最低だと言われても仕方ありません。

過去2回質問していますが、西予市民病院の利活用に関しても自家用車の利用できない三瓶町民からの通院希望者は、特定の診察を受けている方に限られています。北、南地区からの直行便のないことと本数の少なさが大きく影響していることは否定のしようもありません。

そこで、路線バスの利便性の向上を含めて、今後の交通網の整備に関して、改善策について質問したいと思います。

次いで、国道378号線に関しての離合困難な道路の改良について質問いたします。

北、南地区には万一の際の避難道路でありながら、冬場の強い北西の風で大波の打ち上げる危険な場所や離合困難な狭い道があり、地域住民は日々の行き来に苦勞しているとの要望が上がっています。要望も出しているのだが、一向に改善されないとの課題が提示され、国や県の管轄であることは承知していますが、地域住民の声を届けてほしいとの声が両地区から上がっていますので、市としてのお考えを地域選出の議員として伺います。

○議長

宗総務企画部長。

○宗総務企画部長

ただいまのご質問の1点目の交通体系につきまして、路線バスの改善策はというご質問につきましてご答弁申し上げます。

議員ご指摘のとおり、地域公共交通につきましては、以前より多くのご要望をいただいているところでございます。これまでも、ご指摘の三瓶地区の周木、そして下泊方面からの路線バスにつきましては、市としましても乗り継ぎ時間の短縮について、宇和島自動車に強く依頼をしているところでございます。

また、周木、下泊方面から乗り継ぎなしで宇和方面へ向かう直通便の運航も望んでいるところでございますが、現在、国庫補助の対象路線となっていることや八幡浜市側の路線との時刻調整等が困難なことから、現在のところ、路線、時刻の見直しには至っていないという状況でございます。

一方、先ほどもございましたけれども、愛媛県におきましては、愛媛県地域公共交通網再編協議会が設置をされまして、愛媛県地域公共交通網形成計画の策定に関する協議が現在進められておるところでございます。この計画の策定案におきましては、三瓶地区を運行しております先ほどの八幡浜周木線、そして八幡浜下泊線、三瓶歴史博物館線につきまして、地域の特性を踏まえた幹線、支線、乗り継ぎ拠点の設定と利用状況に合わせた運行水準の適正化を図る路線として位置づけられております。

今後、運行事業者であります宇和島自動車や隣接する八幡浜市、県、また三瓶地域の皆様との協

議を進めてまいりまして、通院、通学などにおいてより利用しやすい公共交通となるように、乗り継ぎの際の待ち時間や路線の見直しを進めていく考えでございます。

また、西予市全体の路線の具体的な見直し案については、先ほどの三瓶線のほか、野村白髭線、また野村上辰の口線の運行形態の見直しや野村西予市民病院線の運行内容の充実、また、宇和島野村線の利用者が少ない区間の運行水準の見直しなどによりまして、地域公共交通網の一体性を確保することを基本に、隣接の市町、そして運行业者、また市民の皆様と調整を図りながら進めてまいりたいというふうに考えておりますのでご理解をいただきますようお願い申し上げますと答弁とさせていただきます。

○議長

山岡産業建設部長。

○山岡産業建設部長

それでは私のほうから竹崎議員からご質問のありました離合困難な道路の改良についてお答えをいたします。

ご質問の趣旨は区長要望等、地域からの声も含め勘案いたしまして、大きく2点あるかと思いますが、まず1点目として、国道378号線における未改良区間の早期整備のご要望と、2点目として、同路線における危険個所の改善対策、具体的には暴風時に高潮の影響で通行に支障が出る箇所の改善のご要望につきましてご答弁を申し上げます。

1点目の国道378号線における未改良区間の早期整備についてのご要望であります。管理をされております愛媛県において、道路改築事業等により、本年度三瓶町で6箇所、明浜町で2箇所の道路改良、拡幅事業が実施されているところでございます。今後も市民や国道378号線整備促進期成同盟会などからの要望に対しまして、計画的に実施をしていく予定というふうに伺っております。市といたしましても、生活幹線道路及び災害時の避難路として、早期の事業実施に向けて積極的な要望に努めてまいります。

2点目の同路線における危険個所の改善対策、具体的には先ほど申しましたような暴風時の高潮の影響で通行に支障が出る箇所の改善要望についてでございますが、国道378号線の前面にあります

漁港区域内の海岸保全施設につきましては、市の所管でございます。それ以外の区間の国道378号線の道路護岸の越波防止対策につきましては、道路管理者である愛媛県の所管となっておりますのでございます。

議員のご指摘といたしますか地区の要望の箇所は県所管の道路護岸でございまして、2車線に改良済みの区間であるというふうに思っております。現在は県におきまして道路改良を優先して事業化をいただいているところでありまして、護岸の嵩上げや消波ブロック設置等の波浪対策については、実施時期が未定と伺ってはおりますが、市といたしましても通行の安全を確保するために、危険箇所につきましては、早期解消に向けて要望してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

竹崎幸仁君。

○9番竹崎幸仁君

それぞれ答弁ありがとうございました。

交通体系の見直しを図るということ、それから、国道378の未改良区間の早期整備や高潮の際の危険個所の消波ブロック等、未定ではあります。強く要望していただくということを言っていた。それぞれ恐らく町民の方々も安心しておられるんじゃないかと感謝しております。

今後さらに、安心安全な西予市のためにさらなる努力をお願いいたしまして一般質問を終わります。

○議長

暫時休憩いたします。（休憩 午前10時52分）

○議長

再開いたします。（再開 午前11時05分）

次に、17番小野正昭君。

小野正昭君。

○17番小野正昭君

本定例会トリの質問になりました。議長の許可をいただきましたので、今回は、財政については、前回と一部重複をいたしますが、平成28年度決算について、同30年度一般会計予算について、また、教育委員会の方針では社会体育について大きく分けて2項、3点につき、一問一答方式で質問をいたします。

先の12月議会での答弁が、まことに丁寧で時間

を費やし、通告していた経常収支比率の質問ができなくなり、せっかく準備をしていただきました、答弁を作成された方にはまことに申しわけなく思い、次回にと約束をしましたので、議員たるもの約束は守らなければなりません。通告に準じて質問をいたしますが、今回こそ簡潔で的確な答弁を心から望むものであります。

今議会で市長の所信表明挨拶の中、また各議員がそれぞれ寒波による被害のお見舞いを申し上げられました。人間が生きていく上で、究極のものは何かといえば、空気と水だと私は思っております。この冬の異常寒波により当市においては、宇和町を中心とした多くのご家庭が、水道管破裂という被害にあい断水が余儀なくされ、日常生活において多大の不便をされました。被害に遭われた方々に対し、心よりお見舞いを申し上げますとともに、2月9日より15日までの7日間、西予渇水危機対策本部及び消防関係者を初めとする関係各位のご尽力に対し、衷心より敬意とご慰労を申し上げます。

また、ご支援をいただいた各自治体並びに多くの方々にまことに僭越でございますけれども、質問に先立ち、感謝の誠を申し上げたいと存じます。

それではまず1点目の質問に入ります。市民税、住民税、法人税、固定資産税の滞納状況についてお伺いをいたします。

○議長

宗総務企画部長。

○宗総務企画部長

ただいま小野議員からご質問いただきました市税の状況についてご答弁申し上げます。

28年度の保険税を除く市税全体の収納率でありますけれども、96.6%でございます。滞納率は4.4%となっております。個人住民税におきましては収納率は98.1%、滞納率が1.9%です。法人市民税は収納率が99.2%、滞納率は0.8%となっております。また、固定資産税におきましては、収納率は94.7%、滞納率は5.3%となっております。市税滞納の繰越額においては年々減少しているという状況となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

小野正昭君。

○17番小野正昭君

先ほど部長の答弁で西予市の28年度の税の収納率、普通税96.56%というふうな話がありました。全国平均普通税で96.0%、県平均で96.8%、これを見ましても当市は相当頑張っておられるなというふうに、また後でも触れますけれども、考えております。未収納については文書で督促されるなど、また家庭訪問をされご苦労されていると存じております。

今回の国会予算委員会で、国税庁佐川長官の国会答弁が問題視され、ときあたかも、2月16日から3月15日の間は確定申告の期間中であります。12月の質問でも触れましたが、根本的には役所と納税者の信頼関係だと私は思っております。これでよいという数字はありませんので、なお一層の収納率向上のため、また後でも触れますけれども、人間関係構築のためご努力を期待をいたします。

次に、税収確保、自主財源の確保はどのように考えられ、また対応されているのかお伺いをいたします。

○議長

宗総務企画部長。

○宗総務企画部長

ただいまの税収確保、自主財源の確保についてどういうふうな対応をしているのかというご質問でございますけれども、自主財源のかなめであります税収の確保、そして、納税者間の負担の公平性を確保することを基本としまして取り組みを進めているところでございます。

具体的にはまず、個人住民税におきましては、現在申告中でございますけれども、旧町単位で各会場に職員が外向きまして、申告相談を行っているということで、住民の方が申告をしやすい体制に取り組んでいるところでございます。それに合わせて税収の確保を努めております。

また、法人市民税につきましては、税務署、また愛媛県と連携をとりまして、新規事業所の把握を行っているところでございます。固定資産税につきましては、土地とか家屋評価におきましては、地理情報システムを活用しまして、より正確な情報の把握に努めているというところでございます。

また、徴収につきましては、年間を通じて地方

税法に基づき、厳正な徴収整理を行うことで税収の確保に努めておりますけれども、難しい案件につきましては愛媛県地方税滞納整理機構に移管をしております、そこでの徴収を行っております。滞納がふえないように早い段階から対応しているということで、文書による催告でありましたり、ございましたような訪問でありましたり、そういったことで税収の向上、滞納額の減少、縮減に努めているという状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

小野正昭君。

○17番小野正昭君

私も、先般確定申告を行いました。対応していただいた市職員の対応はまことに親切丁寧で要領よく対応していただきました。恐らく私だけでなく、市民の皆さんにもそのような態度で接せられているんだと拝察をいたしております。

しかしながらですね、どうもその税の確保ということになりますと、国に依存の体質ではないかと思えてならないのですが、土地建物等は100%把握、課税されていると思います。固定資産税のうち消費資産、償却資産、例えばパソコン、太陽光発電、工具備品関係は調査をされ、把握をされているのか。決算の中で実績があれば、それは何%ぐらいなのかお伺いをいたします。

○議長

宗総務企画部長。

○宗総務企画部長

ただいま償却資産について調査を行っているのかというご質問いただきました。

最近ふえております太陽光発電設備の設置につきましては、これは四国経済産業局へ調査協力要請を行っております、その関係資料をもとに申告書の提出を求めているという状況でございます。また、それ以外の償却資産につきましても税務署に赴きまして、法人税の申告の関係書類の調査を行って、未申告の償却資産があれば申告書の提出を求め、固定資産税の増収に努めているところでございます。

こういったことによりまして、平成28年度におきましては、償却資産に係る調定額において約300万円ほど調定をふやしております、1.25%の増というふうな状況にもなっているところでござ

います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

小野正昭君。

○17番小野正昭君

約300万円、25%という答弁でしたかね。まだまだ伸びしろがありますので、一層のご努力をしていただいたらなというふうに思います。

それでは、前回質問ができませんでした経常収支比率についてお伺いをいたします。

この比率は、財政の弾力性を判断する指数であります。通常75%程度はまずまず、76%から85%は要注意、85%以上は危険ゾーンと言われております。ちなみに我が家の家計に例えますと生活費等、毎月必ず必要とされる支払いが一家の私の収入に対する割合ですが、その割合が多いほど臨時すなわち大きなけが、病気、災害など予期せぬ出費に充てるお金がないということでもあります。

決算状況を見ますと平成26年、27年度は85.3%、平成28年度は86.6%となっております。ますます厳しく財政を圧迫いたし、行政内容に対応しづらくなっております。

参考までに合併当時の平成16年の指数は83.9%でありましたが、これの緩和のため、経常収支比率を下げる努力、施策、対応はどのように考えているのかお伺いをいたします。

○議長

宗総務企画部長。

○宗総務企画部長

ただいまご質問いただきました経常収支比率を下げる対応はということでございますけれども、ご指摘のとおりこの経常収支比率、近年上昇傾向にございます。

現在のところ、西予市は財政的にはおおむね健全性を維持をしているという状況と言えますけれども、ご案内のとおり、普通交付税につきましても合併算定替の措置も段階的に縮減となっておりますし、人口減少の影響等によりまして、大幅に減少しているところでございます。

その一方で、大型事業等の実施に伴います起債の元利償還に係る公債費ですけれども、これは増加をしております、また補助費等の社会保障経費も増大をしております。今後経常収支比率の上昇は、財政の硬直化をますます進めていくんじや

ないかというふうなことを考えております。

そこで、経常収支比率を下げるための取り組みでございますけれども、今後、歳出につきましては、義務的な経費であります人件費、扶助費、公債費でありましても、それぞれ社会情勢とか、あるいはその地域経済の状況と鑑みながら、徐々に縮減に向けて取り組む必要があるというふうを考えております。

具体的には、組織の機構の再編でありましたり、また働き方改革の推進などによりまして、職員数の削減をして人件費の抑制を図るというふうなことにも努めたいというふうを考えておりますし、また公債費につきましては、建設事業など地域経済への影響に配慮しつつ、可能な限り起債の発行額の縮減に努めるというふうなことも必要かというふうなことで、交付税算入率の高い有利な起債等の借り入れなども大いに活用していきたいというふう考えておるところでございます。また扶助費につきましても、公平性や必要性、また他市町とのバランスも考慮しながら、見直すべきものは見直しを行いまして、適正な支出に努めたいというふうに思っています。

また、その一方で、一般財源となるその収入の確保も必要となってまいります。市税等の確実な収納をはじめまして、ふるさと納税などの積極的な推進、また、使用料や手数料、そういったもの見直しなども行いまして一般財源の確保を実現をしまして、経常収支比率の検証といたしますか、低く抑えることを行いまして、健全化に努めたいというふう考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

小野正昭君。

○17番小野正昭君

答弁の中で人件費、公債費、扶助費とありましたけれども、人件費、公債費についてはまた後段で述べさせていただきます。

次に、財政を圧迫する要因は多岐にわたると私は考えておりますけれども、大きな項目をあえて2点挙げるとすれば、人件費と医療費だと私は考えております。そのうちの人件費に係る件についてお伺いをいたします。

行政事務の人件費に係る年齢構成はどのようになっているのか。過去5年ごとの平成18年、

23年、28年の平均年齢はどのように推移しているのかお伺いをいたします。

○議長

宗総務企画部長。

○宗総務企画部長

ただいまの人件費に係る質問でございますけれども、まず年齢構成がどうなっているのか、そして過去5年ごとの平均年齢はということでございますけれども、平成29年度の給与実態調査におきましては、一般行政職に分類する職員数は403人となっております、その構成についてご説明を申し上げますと、まず20代の職員数が58人、そして30代で105人、40代が最も多くて147人、50代以上は93人となっております。特に40代の課長補佐、係長、主任の世代で職員数が非常に多くなっている構成でございます。

次に、過去5年前の一般行政職の平均年齢でございますけれども、平成18年が41.6歳、平成23年が42.4歳、平成28年が41.8歳というふうなことで特に大きな変化はないというふうなことでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

小野正昭君。

○17番小野正昭君

それでは、再質問をいたします。ちょっと私の数字が間違っと思ったらお許しを願いたいと思っておりますけれども、普通会計でですね、中長期財政推計を毎年精査されていると思います。

平成22年に作成された数値を見ますと、平成16年合併当時の普通会計、そういうことから、公営企業などを除く一般行政職員が666名でありました。同22年の実績が611名、28年が542名、29年の推計が515名であり、計画ですと、平成16年と29年の差し引きをいたしますと151名の減となっております。

この計画どおり推移されているのか。また、関連として、平成26年度より施行の再任用及び年間を通じての臨時職の直近の人数並びに平成22年度と平成28年度の人件費の推計の差はどのようになっているのかお伺いをいたします。

○議長

宗総務企画部長。

○宗総務企画部長

ただいまご質問の職員数と人件費につきましてご答弁申し上げます。

議員のご指摘の平成22年の中期財政計画におきまして、その時点で、平成29年度の推計では、一般行政職員数は515名ということにしておりましてけれども、平成29年の実人数では544名ということになっておりまして、推計より29名ほど超過というふうな状況でございます。これは近年における職員採用について、職員数の削減及び業務の増加によりまして負担が増加しているということで、退職者補充を基本としていること、また先ほどございました再任用制度によりまして、職員数はその当時の推計よりふえているというふうな状況となっております。

それと、再任用職員数は平成29年度の段階で10名という状況となっております。また臨時職員数でございますけれども、現在、市長部局そして教育部局合わせまして370名というふうな状況です。

それと、人件費の推移ですけれども、28年決算における職員数と人件費につきまして申しますと、平成22年の推計値では約41億ございましたけれども、平成28年度決算におきましては43億を超えているということで、2億ほどの差が出ておるというふうな状況となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

小野正昭君。

○17番小野正昭君

数字だけを見ますとですね、努力をされているようにはうかがえますけれどもね、先ほど聞きました再任用が10名、それから直近の年間通しての臨時が370名と言われましたかね。その数字は今の約2億の減の中には入っていないんですね。ですんでその辺のところを今少し、やはり財政を緩和する一要因として、大変難しいことでもありますけれども、一考に値するのではないかなと努力を求めるものであります。

我が国の賃金体系は年齢給、勤続給が主流だと思います。人件費の効率的な削減は、職員採用においても考慮され、努力を望むものであります。

また人件費とともに、2点目の医療費についてですが、平成28年度全体の医療費は、個人負担を含む金額は105億5950万9000円であり、1人平均

50万1854円であります。高齢者を見てみますと、9,450名の1人平均85万4694円となっております。この費用の軽減対策としても、後で触れますが、予防医療対策として、スポーツへの取り組み奨励等により1割でも2割でも軽減できれば、財政面はもとより、個人の方にとりましても医療費の持ち出しが少なくなるのではないかと考えております。

さらにもう1点は、高齢者に悪影響が懸念されているのが何種類もの薬を高齢者に投与する過剰処方であります。この件についても、あらゆる機関を通じて、機会を通じて指導助言が必要ではないかと思っております。薬づけをなくすることはしいては、高齢者の健康保持とともに、個人持ち出しの軽減になると考えております。

また、経常収支比率の低下の一方策として、人件費の効率的な削減とともに提言をいたしておきます。

次に、平成30年度の予算について質問をいたします。当初予算書の受領と一般質問の締め切りの関係で、その日数が少なく、当を得た質問ができませんのですが、市長の予算に対する、先般、今定例会の提案説明の中では、平成31年度までとなる合併特例期間の満了が近づき合併算定替による普通交付税の特例措置の段階的な縮減が進むとともに、また、旧合併特例債の適用期限が迫るなどと当初の説明にはありました。しかしながら5年間どうも延長されるようでございます。

しかしながら、平たく言えば、これは借金であります。部長言われましたけれども、実質公債比率については、この際申し述べませんけれども、どうも平成32年度あたりが、ちょっと高くなるのではないかなとこのように見ております。

前年度に引き続き、さらなる行財政改革に取り組まなければなりませんとあります。

昨年新聞報道によりますと、安倍政権は地方交付税に対し自治体の貯金に当たります基金残高がふえている理由で、政府内では、交付税は減らせるとの見方がありましたけれども、基金は防災対策などの安心安全の確保のためにも必要とし、また、全国知事会などの反対も考慮され、平成30年度の基金残高増は影響されなくなりました。

しかしながら、将来は必ずこの基金に対する国の方針は交付の算定要素になることは覚悟してお

く必要があると私は考えております。

しかしながら、今年度、基金残高が除外になったとはいえ、当市の平成30年度予算を前年度と比較すると地方交付税は2.8%の減の116億68万円であり、歳入のうち市税全体では、前年度比1.3%減、約30億7711万円となっております。さらに、厳しい財政運営となっております。

市長は事業の見直し、地方創生事業、行政改革など予算全体像として挑戦、改革、前進として西予市の次なるまちづくりに踏み出す予算とされております。

そこでお伺いをいたします。平成30年度の予算は、中長期的な展望を含めた上で、当市の最上位計画である第2次総合計画に基づいてとあります。その総合計画の副題テーマは「変革、それこそ希望を叶える唯一のすべである」とありますが、具体的に何を指しているのかお伺いをいたします。

○議長

管家市長。

○管家市長

ただいまの小野議員のご質問にお答えをさせていただきますと思います。既に第2次西予市総合計画の副題として掲げております「変革、それこそ希望を叶える唯一のすべである」ということについてどう考えてるのかということですが、日本全体で急速に人口減少や少子高齢化が進んでおります。持続可能な市政というものをその中で目指しておりますし、未来を希望と夢のあるものにしていききたいと、そのためには先ほどから言っていたとおり健全な行財政運営を維持しながら、あらゆる力を結集しまして既存の価値感や前例、そして、自治体間の横並び意識といったものに縛られずに、本市の特性を活かした独創的で質の高い施策を果敢に実行していくことが重要であると。そのためにはやっぱり改革、チャレンジ精神といった改革が必要となってまいると考えております。

平成30年度予算の編成に当たりましては、先ほども言っていたと思いますが、これまでの着実に築き上げてきたまちづくりの土台の上で、みずからの限界や壁をつくることなく、市民の皆さんとともに、常に創意と工夫をもって積極的に取り組み、西予市のまちづくりを次のステップに踏み出

す予算として、私は計上させていただきました。

今後とも変革というのをキーワードといたしまして、西予市で生活を望む人がふえまして、その望みがかなえられるまちづくり、安心が体感できるまちづくりというものを公約に掲げておりますが、それを実現するために何事においても果敢に挑戦するとともに、枠組みや従来の発想にとらわれない柔軟な姿勢で市政を運営をしまいたい、そういう考えで今回の予算を組まさせていただきます次第でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

小野正昭君。

○17番小野正昭君

本来では再質問でですね、唯一のすべは何を指しているかという質問しようと思っただけですけども、市長が細かく簡潔にその辺も触れてくれましたので、もう再質問は省略をいたします。

地方公共団体が地方税を課す法律根拠は、基本的に憲法の地方自治に関する条項を受けた地方自治法第223条において、「普通地方公共団体は法律の定めるところにより、地方税を賦課徴収することができる」とあり、これに基づく法律として、地方税法が定められていることはご案内のとおりであります。

さきにも述べましたとおり、地方公共団体の財政運営の健全性を確保する上で重要なのは財政構造の弾力性であります。さきの質問と重複をいたしますけれども、再度お伺いをいたします。

当初予算編成に当たり、税収向上につきどのように考え、施策を講じられたかお伺いをいたします。

○議長

宗総務企画部長。

○宗総務企画部長

ただいまのご質問の予算編成に当たって税収の向上についての施策でございますけれども、市県民税そして固定資産税等の普通税の徴収率、先ほど96.6%ということでしたが、これは県内の市の中では5番目というふうな状況で、高い収納率というふうな状況でございます。ただ財源の厳しい予算編成に当たりまして、さらなる新增築家屋や償却資産申告漏れの調査の強化を図ってまいりまして、地方税法に基づき厳正な

滞納整理を行うとともに、現年分の未収納に対する早期の納付の取り組みなどによりまして、滞納額の縮減に取り組んでいきたいというふうに考えております。

また口座振替制度なども活用しまして、効果的、効率的な収納体制の整備に努めたいというふうに思っておりますし、納税者の皆様から信頼される税務行政を行うことで、一層の税収向上に努めたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

小野正昭君。

○17番小野正昭君

重複をいたしましたけれどもやはり先ほども触れましたように、まだまだ見落としした点があるのではないかなど、努力をされているんですけども、そういう点があるのではないかなど、償却資産もしかりでありますので、なお一層の把握に努めていただきたいなど。

それでは次の質問に移りますが、市有財産で遊休施設、例えば学校などの利活用は財政の弾力性を図る見地から検討されているのか、またその現状と対応及び方針についてお伺いをいたします。

○議長

宗総務企画部長。

○宗総務企画部長

ただいまご質問いただきました遊休施設の利活用を検討しているのかということですが、またその現状はどうなっているのかということですが、西予市におきましては平成28年3月に西予市公共施設等総合管理計画を策定しております。公共施設の配置や利用方法を見直しまして、財政支出を抑制するためのコスト縮減に努めているという状況でございます。

特に遊休施設となりました学校施設につきましては、平成27年6月に西予市の学校施設等の跡地利活用のための基本方針を定めまして、跡地の有効活用に努めております。既に学校や保育所など遊休施設は25箇所ございまして、その内、旧狩江小学校など10施設を地域団体や市で利活用しております。今後もその利活用を推進していきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

小野正昭君。

○17番小野正昭君

平成27年6月にそういう基本方針のもとで利活用の調査をされて利活用を進めているということでもありますけれども、一つ再質問としてですね、学校ですと、学校施設なんですね。やはりいざ処分するということになれば市長部局のほうに普通財産として移管をしておかなければならないと私は思いますけれども、この辺はいかがなんでしょうか、お伺いをいたします

○議長

宗総務企画部長。

○宗総務企画部長

ただいまご質問のございました学校施設から市長部局への普通財産への移設が必要ではないかというご質問でございます。

閉校となりました学校の取り扱いにつきましては、西予市財産規則に基づきまして財産の区分の変更及び所管替えの手続を行っているところでございます。閉校となった校舎部分につきましては、公有財産の区分上は教育財産から普通財産に位置づけられるということになります。またグラウンドの部分でありましたり、屋内体育館につきましては、財産の位置づけは教育財産のまま学校施設から社会体育施設へ用途転用を行っておりまして、引き続き住民の皆様にご利用いただきたいというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

小野正昭君。

○17番小野正昭君

私が質問したのは教育校舎等ございまして、やっぱり体育館とか運動場等は社会体育として大変重要な施設ですから、市民に多く活用していただいて健康保持に役立ててもらいたいなどこのように思っております。

これ、昨日だったですかね。伊予銀の地域経済センターの調査で県内15市町104校の回答のうち36.5%、38校が活用、進行中が4校の3.8%で、廃校活用の進行中を含めて40.3%の42校というふうな新聞記事が載っておりました。

スクラップアンドビルドという言葉がありますが、このことは、老朽化して非効率的な工場設備や行政機関を廃棄して、新しい生産施設、行政機

構に置きかえることによって生産設備、行政機構の集中化、効率化などを実現することです。例えば、統合によって使われなくなった校舎や土地の売却など、有効活用を考えなければならぬ時代に来ていると思われま

す。また、年間を通じての維持管理費なども考慮されているのかお伺いをいたします。

○議長

宗総務企画部長。

○宗総務企画部長

ただいまご質問の校舎や跡地の有効利用等でございますけれども、ご指摘のとおり使われなくなった施設等につきましては、財政支出を抑制するためのコストの削減はもとよりでございますけれども、市有の経営資産というふうにとらえまして、耐震性がなくてその利活用が見込めない施設につきましては、予算等も勘案しながら順次解体をして、跡地に関しましては公共施設等の総合管理計画に従いまして、有償での売り払い、または貸し付けを行うなど、財源確保の手段としましても有効に活用をしていきたいというふうにお

ろとでございます。

以上でございます。

○議長

小野正昭君。

○17番小野正昭君

やはり何といっても、市民のための予算であることは言うまでもありませんので、市政の進展、福祉の向上、民生の安定のための執行を現に望むものであります。

次に社会体育についてお伺いをいたします。

教育を大別すると、家庭教育、学校教育、社会教育に大きくこの3点に分けられると思います。中でも社会教育のうち、社会体育の果たす役割は健康保持並びに体力の増進、親睦等の効果がありますが、そこでまず、社会体育の現状、活動状況につき教育委員会の関与についてお伺いをいたします。

○議長

松川教育部長。

○松川教育部長

ご質問は社会体育の現状、また、活動状況、それに関して教育委員会はどう関与しているのかということでございますが、まずはハード面、施設

面についてご答弁を申し上げます。

西予市では市民の皆様がスポーツに親しみ、スポーツを楽しむ環境を提供するため、社会体育施設の整備、維持管理、また、学校施設等の開放を行っているところでございます。平成28年度における市内3箇所の運動公園、また社会体育施設、小中学校の体育館等の利用状況はと申しますと、こちらで把握している人数だけでも延べ人数で27万人余りの皆様が利用されているという状況であります。

次に、ソフト面についてご答弁を申し上げます。社会体育団体であります西予市体育協会へは組織の活動支援として補助金を交付しております。旧町単位にあります各支部の大会や体育行事などスポーツ活動の運営資金として、ご活用をいただいているところであります。

総合型地域スポーツクラブにおきましては、市内で三つのスポーツクラブに対し補助金を交付しております。組織の運営や各クラブで開催される教室や大会など、その活動をサポートしているとともに、広く市民に対しスポーツに親しむ機会を提供しているところでございます。ちょうど本日も宇和体育館のほうで宇和文化の里スポーツクラブの主催によりまして、高齢者向けの体力測定会が行われておりまして、そのサポートに職員も出向しているところでございます。

また、西予市合併当初からスポーツを通じた親睦事業として実施しております西予市民体育祭などにつきましては、市が委嘱をしております西予市スポーツ推進委員協議会がその運営に携わっていただいたり、協議会独自のスポーツイベントを開催し、広く社会体育の推進に寄与していただいているところでございます。

また、インターハイ、国体、国際大会への出場選手等に対しまして報奨金を交付するとともに、高校生以下の選手には懸垂幕を掲出し、広く市民に周知し、優秀な選手などの顕彰に努めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

小野正昭君。

○17番小野正昭君

延べ27万人が利用されてる、まことに結構なこととあります。よその町の活動状況私把握してな

いんですけれども、ここに平成29年度の市体育協会三瓶支部の総会の資料と三瓶スポーツクラブの総会の資料があります。これを28年度見ますと、18事業、三瓶支部は行っておりますし、三瓶スポーツクラブはですね、26事業、14教室を実施をされてそれぞれ努力をされているようでございます。この中で体協の中で1番古いのは、第66回南予剣道大会であります。体協三瓶支部、三瓶スポーツクラブのことを述べましたけれども、この日本体育協会は明治44年、1911年のオリンピック大会を参加を契機に、大日本スポーツ体育協会として発足して初代会長はご存じの嘉納治五郎柔道会の会長であります。

余談ですけども三瓶町体育協会は、昭和24年6月20日に設立されました。県下で6番目、南予で津島町に次いで2番目に設立をされております。

また一方スポーツクラブはいつでもどこでもいつまでものもと、スポーツにより心や体の健康を発達し、生命力や活力を与えるとともに健康で豊かなライフスタイルを構築し、夢や生きがいのある社会形成を目的として、始まりは18世紀から19世紀にかけて、イギリスを中心とした西洋諸国で生まれたものであります。我が国は高齢化社会への移行に鑑み、厚生労働省と文科省とのタイアップのもと、政務として取り入れられ、当初は自治体より多くの人々が生涯を通じてスポーツを楽しめる地域コミュニティとして総合型スポーツクラブを提唱したと記録をいたしております。戦後の体育協会の目的は戦後の荒廃から立ち上げるためには、健全な体を理念として、国体を開催したのを景気に専門分野の選手の育成に重きを置いてきたものと私は思っております。年齢も小学高学年、スポーツ少年団から約60歳ぐらい、それに対してスポーツクラブは、ゼロ歳児から墓場までの、いつでも誰でもいつまでもの生涯スポーツであります。

そこで体育協会とスポーツクラブの考え方と対応についてお伺いをいたします。

○議長

松川教育部長。

○松川教育部長

ご答弁申し上げます。その前に一言お礼を申し上げます。小野議員におかれましては、西予市体

育協会三瓶支部長、三瓶スポーツクラブ設立当初からの理事長を歴任され、さらには、現在、愛媛県ターゲットバードゴルフ協会の会長としてご尽力されるなど西予市の社会体育の振興のみならず、県スポーツの振興に寄与されておりますことに対し敬意を表しますとともに感謝を申し上げるところでございます。

さて、お尋ねのありました体育協会とスポーツクラブの考え方と対応についてでございますが、西予市体育協会では西予市合併後、組織統一されたもので、各々の支部で特色ある活動も展開されておまして、体育所管課において体育協会組織運営やスポーツ活動に対しまして、支援を行っているところでございます。

スポーツは次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、人格の形成に大きな影響を及ぼすのであります。体育協会にはスポーツ少年団やジュニアチームの育成並びに指導を通して、青少年健全育成の役割も担っていただくことも期待しております。その過程ですぐれた資質を有する青少年の発掘やアスリートの育成にも力を注いでいきたいと考えております。

一方、スポーツクラブでございますが、その意義は生涯にわたってスポーツができる場を地域につくり、生涯スポーツ社会の創出とスポーツを通じた地域づくりに貢献することにあります。現在、市の対応といたしましては、健康づくり、生涯スポーツの観点から、健康づくり対策支援事業をスポーツクラブに委託するとともに、その企画運営にもかかわっていただいているところでございます。

スポーツクラブには、健康寿命の延伸、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に向け、ライフステージに合わせた生涯スポーツの振興とスポーツを楽しめる場とスポーツを楽しむ人を育てるという役割を担っていただいていると考えております。

以上、答弁とします。

○議長

小野正昭君。

○17番小野正昭君

最後の質問になりますけれども、ご案内の通り日本体育協会は平成29年6月23日に開催されました定期評議委員会において今年4月1日より公益法人日本スポーツ協会というふうに変更さ

れます。三瓶支部におきましても例年4月に総会をしておりましたが、恐らくこの件があるんでしょう、あさってですか、3月8日に常任理事会でこのスポーツ協会への名称変更が議題に上がっているところであります。そこで以前の体協とスポーツクラブですね、今後の社会体育に対する方針並びに対応についてお伺いをしたらと思います。

○議長

松川教育部長。

○松川教育部長

ご答弁を申し上げます。日本体育協会の動向は、議員が今述べられた通りでございます。愛媛県体育協会におきましても、平成30年1月22日の理事会並びに2月8日に開催されました評議委員会において、愛媛県体育協会から愛媛県スポーツ協会に名称変更が決定されました。

西予市におきましても、愛媛県から西予市体育協会の名称変更に関する調査がありましたが、基本的には、愛媛県体育協会の動向に合わせて、現段階では回答しているところでございます。最終的には今後の常任理事会で検討していくこととしております。

仮に、西予市体育協会からスポーツ協会へ名称変更をされた場合、総合型地域スポーツクラブとの整合性はとのお尋ねでございますが、体育協会の運営形態は旧5町によってそれぞれ違いがあり、各戸から会費を徴収して組織を運営する方式、一方、それぞれ個人が楽しみたい競技をするため、体育協会へ会費を納めて運営する方式の二つの形態がございます。スポーツ協会に名称が変更されたといたしましても、これまでの活動内容に変化は生じないと現段階では考えております。

スポーツクラブとの整合性でございますが、それぞれの組織の役員構成を考慮しても、お互いが主体的に行うイベント、行事におきまして、それぞれが補完、協力し合いながら実施していくという体制は変わらないものと判断をしております。お互いの活動を情報共有するとともに、競技スポーツの推進と生涯スポーツの観点に立って地域全体のスポーツの振興を図ってまいりたいと考えております。

もう1点、今後の社会体育に対する方針並びに対応についてのご質問もございました。

健やかに健康で過ごすことは誰しも願うことで

あります。多くの市民が運動、スポーツに関心を持ち、その習慣化を図るため、スポーツ部局や健康福祉部局と関係団体が一体となって行うスポーツを通じた健康増進に資する取り組みを通じて、健康で活力ある長寿社会を構築していくことが重要であります。そのためには、現在行っております社会体育団体の支援につきましても、組織やスポーツ活動の運営費に対する補助金の交付を継続することにあわせ、各地域で開催されている大会やスポーツイベントに、人的にも引き続き支援を行ってまいりたいと思っております。

また、スポーツの活動の拠点である社会体育施設等につきましても、適切な維持管理に努めていきたいとも考えております。

市といたしましては、平成19年3月にえひめ国体の開催も視野に入れまして策定しました西予市スポーツ振興計画「スポーツ立市せいよ2017」の検証結果を踏まえ、第2次スポーツ振興計画を策定することといたしております。その中で、市民のスポーツに関する現状等を的確に把握し、それぞれのスポーツライフスタイルの実現を目指すとともに健康保持増進並びに健康寿命延伸に向けた取り組みを前進させていきたいと考えているところでございます。

以上、答弁とします。

○議長

小野正昭君。

○17番小野正昭君

松川部長には長い職員期間中最後の答弁、思い出深い答弁だったかと思えます。今、心臓が悪いリングが鳴りました。時間がなくなりました。

去る2月27日の議会の初日にですね、平成30年度における市長所信表明の中で、市長は就任以来、折り返し地点を迎えている、この2年間市政運営に厳しさと重要性を痛感しその責任を強く受けとめておると言われました。私も12月議会にはそのような話をさせていただきましたけれども、市長ですね、あなたは行政のトップであると同時に政治家の面を持っております。これは前の三好市長にも言いました。重責から気遣いをして多方面にいろいろこうされるのは結構ですけど、やはり、心の中で指名停止をして、交通整理をして西予市のトップとしての言動をしていただきたいなど。

やはりさきにも言いましたけれども、1番世の中で難しいのは人間関係であります。先般、こういう話を聞きました。ある業者があるお客さんに注文をしたらその日、朝になって注文がかえられました。BからCに。その注文を受けたBの方は大変責任感の強い方で、男気のある方です。もうその人の気持ちを考えたや、私は啞然といたしました。それは、Cの業者が悪いとは言わんのです。そういう配慮がですね、ぜひ、していただきたいなど。こういうことがあります。「人生行路難、山にあらず川にあらず、ただあり人情反復の間」これは1200年位になりますかね、中国の詩人の白居易、白樂天の言葉です。人生というものは高い山を登るよりも深い川を渡るよりも、それは人間関係ですと、こうおっしゃってるわけです。そのように一つ心がけていただいたらと思います。何はともあれ2代目市長として後世にあああの2代目の市長は良かったなど言ってもらうために、老婆心ながら苦言を呈しました。

時間が2分30秒。この席上で河野副市長初め4人の部長さん、さらに7名の職員の方が退職されようとしております。河野副市長におかれましては長年の行政生活の中、そして市長の女房役として、大変ご苦労さまでございました。また、部長さんにいたしましても、議員の愛情あふれる厳しい質問にも適格に答弁をしていただきました。部長さんたちは行政のプロでありますので、その経験を地域のために西予市のために一層お力添えをいただくことを切にお願いをして、今回の質問を終わります。

○議長

以上で、一般質問を終結といたします。

暫時休憩いたします。(休憩 午後0時04分)

○議長

再開いたします。(再開 午後1時00分)

宗総務企画部長。

○宗総務企画部長

午前中の一般質問の小野議員の答弁の中におきまして、滞納率の状況についてご説明申し上げましたけれども、その収納率は96.6%で、滞納率は4.4%と申し上げましたけれども、この4.4%の滞納率は、保険税を含めての滞納率でございます。保険税を除きますと3.4%、普通税では3.4%となりますので、そのようにご理解をいただいたらと

いうふうに思います。

○議長

ただいまから議案順に質疑を行います。質疑内容については大綱のみに願います。

(日程2)

○議長

日程第2、議案第6号「西予市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例制定について」から議案第31号「西予市新市立病院建設基金条例を廃止する条例制定について」までの26件を一括議題といたします。

まず、議案第6号「西予市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例制定について」に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

次に、議案第7号「西予市部設置条例の一部を改正する条例制定について」から議案第27号「西予市消防本部職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について」までの21件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

次に、議案第28号「西予市野村町地域高齢者等肉用牛貸付けに係る基金条例を廃止する条例制定について」から議案第31号「西予市新市立病院建設基金条例を廃止する条例制定について」までの4件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

ただいま議題となっております、議案第7号から議案第11号まで、議案第26号、議案第27号及び議案第31号は、総務常任委員会へ、議案第6号、議案第12号から議案第23号まで、議案第25号及び議案第30号は、厚生常任委員会へ、議案第24号、議案第28号及び議案第29号は、産業建設常任委員会へそれぞれ付託いたします。

(日程3)

○議長

次に、日程第3、議案第32号「西予市乙亥の里の指定管理者の指定について」から議案第36号

「西予市惣川高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について」までの5件を一括議題といたします。

これより本案5件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

ただいま議題となっております、議案第33号から議案第36号までは、厚生常任委員会へ、議案第32号は、産業建設常任委員会へ、それぞれ付託いたします。

(日程4)

○議長

次に、日程第4、議案第37号「市道路線の変更について」及び議案第38号「市道路線の廃止について」の2件を一括議題といたします。

これより本案2件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

ただいま議題となっております、議案第37号及び議案第38号は、産業建設常任委員会へ、それぞれ付託いたします。

(日程5)

○議長

次に、日程第5、議案第49号「平成30年度西予市一般会計予算」を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議長

14番中村敬治君。

○14番中村敬治君

予算書の185ページ教育費でございますが、公民館耐震化事業というのがこの事業概要の中に記載されておまして、金額が1億2535万8000円となっております。公民館、ここの説明でも聞きましたが、財政課長さんからの説明の中でですね、西予市の公共施設耐震化計画に基づき事業を進めているという中でのこの予算だろうと思いますが、これ田之筋公民館と横林公民館の耐震化を図るという説明であったように思います。公民館は我々のところ石城地区でもそうですけれども、駐

在所もなくなって、また小学校もいづれなくなるおそれがあるというような状況になっておまして、西予市内ではほとんど小学校の再編ということで学校がなくなるということで残された公民館というのが地域の方々にとっても非常に大切な拠点施設となっておるわけです。そういうことで、公民館といいますのやはり我々のところも同じですけれども、南海トラフの地震が来たときには、避難地でありまた、避難所、つまり生活をする場というような形に位置づけられてもおります。そうなりますと、非常に南海トラフの地震も以前はここ30年以内に70%程度と言われておったものが、最近になって10%ほど、30年以内の発生確率が80%ぐらいではなかろうかというようなことを聞き及んでおります。そういう非常に危機感をあおるといふか、実際はそうなんかもしれないけれども、そうなりますと、早急にこの公民館の耐震化ということを進めてもらいたいわけですけれども、実際25箇所ある公民館がですね、耐震化あるいは老朽化しておるものの長寿命化とか、いろいろ工事の内容はあろうと思えますけれども、そういう意味でですね、安心して避難地、避難所として利用できる立派な公民館に再生できているのかどうか、その辺、25箇所のうちの進捗状況の概要をお知らせ願ったらと思います。

○議長

松川教育部長。

○松川教育部長

ご答弁を申し上げます。

議員おっしゃるとおりこの事業は、公共施設耐震化計画に基づき実施するものでありまして、公民館は社会教育及び生涯学習の拠点施設であるとともに、災害の避難所ともなっております。地域の重要な役割、地域づくりの拠点施設と言うべき施設でございます。平成30年度におきましては、田之筋公民館、そして横林公民館の耐震化工事と、あわせて両公民館とも長寿命化を図るための工事を行うこととしております。

議員お尋ねの市内公民館の耐震化の状況についてのお尋ねでございますが、市内公民館数は25箇所ございます。そのうち、単独の施設として公民館機能を有しているのは単独の施設としては23公民館でございます。平成30年度に、この2つの公民館の耐震化、長寿命化を行うことによりまして、

30年度末には4公民館が耐震化工事を終えてないという状況になります。残りの4公民館につきましても、随時、耐震化計画、また移転等の協議も含めまして、安心安全な施設になるよう整備をしていく考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

中村敬治君。

○14番中村敬治君

大変ありがとうございました。残すところ4箇所ということをお聞きしまして、大変安心といたしますか、進捗率がかなりいいのかなと思っております。

それで、防災関連でもう1点だけ質問させていただきます。

予算書の125ページ農地費のところでございますが、ため池等農地災害危機管理対策事業1325万円というのが記載されておりますが、これについてお尋ねいたします。防災のソフト対策事業ということで、ハザードマップをつくるという説明がございました。それ以外にもいろいろ老朽化したため池の改修とかあるいは、耐震対策とかいろいろ説明が財政課長さんからあったわけですが、やはり1番そのソフト対策としてこのハザードマップをつくるのが1番どちらかというと経費もかからないし、早く対応できる事業ではないかと思っておりますので、こういうところに力を入れていただくのは大変ありがたいことかなと思っております。私の地元の宇和町山田でも比較的大きい山田大池というのがございまして、約貯水量が21万トンほどございます。そういう関係から非常に3、4年前に関地池などと一緒にハザードマップが配られてまいりました。そういうことで、比較的早くから着手されておるのかなと思うんですけども、実際今でもこうやって予算を上げられるということについては、まだまだ数が多い中で進捗が悪いのかなと、このハザードマップをつくるということについては、これは被害予測地図ということで日本語では訳されておりますけれども、被害の程度を予測して、範囲をこれも予測した上で、災害の発生日からいかに避難して、被害の拡大を防ぐかというような避難経路とか避難地とかいろいろ書いてございまして、非常に手っ取り早いものでございまして、この防災対策の

研修会や避難訓練とかいろいろなものにも、これ活用できるものでして、どうしても時間的にハード対策というのは時間と金がかかって見通しがなかなか立たない中で、行政主導でハザードマップはできると思いますので、ぜひとも早く取り組んでいただいでですね、これを活用して避難につなげて人命を守ることが、先ではないかと私は思っております。

ですから、ハザードマップのですね、進捗状況といいますかそういうもの、あまりため池いまましても、土堰堤の高さが低いものはこれは多分除外されておると思いますが、例えば5メートル以上とかいろいろ基準があろうと思いますが、そういう対象としておるものについてどの程度進捗しておるのかなと思ひまして、お尋ねいたします。

○議長

山岡産業建設部長。

○山岡産業建設部長

中村敬治議員のお尋ねにお答えしたいと思います。

市で行っておりますため池のハザードマップの作成でございますが、防災重点ため池17池について行っているものでございます。防災重点ため池と申しますと、先ほども言われましたが、規模が大きいものということで、規格としてはですね、堤高が10メートル以上、貯水量が10万トン以上で、または下流に住宅や公共施設等があり、施設が決壊したときに影響が大きいものという位置づけでございます。市内にある池のうち、さきほど言いました17池についてその位置づけを行いまして、そこについてハザードマップを作成しているところで、30年度に6池ハザードマップつくりますがそれで全てが完了する予定です。県内ではですね、この位置づけの池が355あってその半分までしかできてないというところでして、西予市としては、来年度進みますので非常に早く進むという状況でございます。

ただ、議員のほうもご指摘ありましたように、ハザードマップつくって全戸配布して公開しても、効果をしっかりと生み出すように仕組んでないと効果が上がらないということで避難訓練等、具体的な地域の防災活動につなげることが必要というような活動を今後あわせて行っていきたいというふうに思っております。先般も、3月4日

でございますが、県主催で信里地区の閑地池について、この防災型のワークショップを実施したところでございます。今後、この17池につきましては、ハザードマップの活用とあわせて、そういったような展開を図っていくように考えておるところでございます。

また、防災重点ため池以外のため池につきましては現在のところ計画はありませんけれども、今後、必要性を検討しながら対応してまいりたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

15番二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

それでは、ちょっと所管以外の3つの事業についてちょっとお伺いをしたいなと思っております。

1点目は予算書75ページ、小規模多機能自治活動拠点施設整備事業110万6000円についてでありますけれども、小規模多機能自治拠点というのは、去年ぐらいから、管家市長が事あるごとにお話しされて、ちょっと私もどういものなんかなというのをちょっと調べて見ておったんですけども、今回、予算の中に入って検討委員会を設置されるというふうなことを説明を受けました。全国のネットワークの中に加入したということがホームページにもありましたけれども、この検討会を大体どのぐらいの期間で結果を出して、この小規模多機能自治拠点施設に向かって進もうとされておられるのか、わかっている範囲でお答えをいただきたいというのが1点と。

2点目が予算書198ページ、文化の里諸施設管理運営事業であります。1905万8000円。これは末光家住宅、そして旧武蔵、そして休憩所、この3箇所というふうに書いてありましたけれども、特に末光家住宅、市のほうに寄贈していただきました、整備もされました。また旧武蔵も市が購入をして整備を改築をしましたが、実際に活用されているのは、イベントしかないというのが現状やないかなと思っております。当初から、委員会等で、せっかくの設備なんで、常時活用して来ていただく方に利用していただくようにしたいんじゃないかというふうなことは申し上げておったんですけども。今回の予算の中で、そういう

ふうな方向にはなっているのかどうかというのを1点お伺いをしたいなと思っております。

3つ目に予算書205ページ、教育費の給食費のところですけども、地産地消推進補助事業の中で、36万7000円。特別栽培米と普通米の差額という説明がありました。金額見てえらいちょっと少ないなというふうに思ったんですけども、この36万7000円の、要は差額の金額と数量ちょっと教えていただきたいなと思います。

この3つ、よろしくお願ひします。

○議長

宗総務企画部長。

○宗総務企画部長

二宮議員お尋ねの1点目でありますけれども、小規模多機能自治活動拠点施設整備事業費110万6000円でございますけれども、この事業につきましては、現在、公民館を中心に地域人材を活用し、自立した地域活動の推進を図ることを基本戦略としまして、地域が持つ多様な課題につきましては、教育面からのアプローチ、今までの公民館を中心としたアプローチだけではなくて、行政的な課題として取り組めるように、組織体制と自治センター化等の見直しを検討をしていくものでございます。30年度は、市民を主体とした検討委員会を設置することとしておりまして、小規模多機能自治活動拠点施設のあり方についての協議をしていただきたいというふうに考えているところでございます。現在のスケジュール間と申しますか、計画では、今年度中に素案的なものを作成をして30年度の夏場ぐらいまでに、ある程度それを固めていきまして、そのあと、地域の皆様のご意見をいただくということで、市政懇談会等を開催をしてご意見をいただきたいというふうに思っております。それのご意見をいただいた上でさらに、内容の検討をしまして、31年度には、さらに詳細なあり方、検討を含めて検討しまして、32年度ぐらいから、そういった方向で進めていけるように、現在スケジュール間としては、もっているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

山岡産業建設部長。

○山岡産業建設部長

二宮議員からの2点目の質問でございますが、

町並みの活用、振興についてということですが、4月からは非常にパワーアップというか、充実させて進めていきたいと思っておるところでございます。特に、もうご案内のように休憩所のほうが12月に完成したところで、隊員を募集していたわけですが、採用に至りませんでしたので改めて募集をしまして、4月以降の隊員によって運営を委ねるようにしております。そのほか、クラウドファンディングを受けた春名のほうも連休前にはオープンするというところで準備を進められているというふうに向っております。

昨日の二宮議員のジオパークを活用した観光振興という中でもそういった体験型というか、そういったことの活用の重要性について改めてこう認識させていただいたところでございますが、そういったことを積極的に進めてまいりたいというふうに思っております。具体的には、末光家住宅では従来の内容でもありますが、着付けグループにより、着付けと食事、和の作法、教育がセットになったプログラムを展開しているほか、大人向け、子ども向け、別々に行うなど、そのほか西予市の開成塾あるいは講座なども取り組んでいるところがございます。また武蔵では、昔の暮らしの体験のほか、木工教室、今後は季節ごとの昔ながらのプログラムを再現していこうというふうに考えているところがございます。

そういったことについて、今までも各会議等の利用、利活用ありますけれども、今後、庁内庁舎内各部署横断的にさらに連携しまして、学校など、教育機関や各団体においても周知するなど、さらに情報発信、広報に努めまして、利活用を進めてまいりたいと思っております。あわせて先ほども言いましたけど体験プログラムというものをつくっていくよう努めてまいりたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

松川教育部長。

○松川教育部長

二宮議員からの3点目、地産地消推進事業についてのお尋ねにご答弁申し上げます。

この事業は平成30年度からの新規事業でございます。事業の紹介とあわせてご答弁をさせていただきます。この事業は、学校給食にお

ける地産地消の推進及び子どもたちの食育と地域の農業に対する理解を促進するために、エコ愛媛農作物に認定されています減農薬、減化学肥料で生産されたコシヒカリの特別栽培米を学校給食に利用する費用を計上したものでございます。現在、学校給食で使用している米は西予市産コシヒカ리를愛媛県学校給食会を通じて納入しているところでございますが、来年度からは、東宇和農業協同組合から直接、今ほど申しました特別栽培米を納入する予定でありまして、その差額分を市が支援するものであります。

ご質問にありました差額の金額ですが、10キロ当たり換算しますと、141円でございます。数量はと申しますと、せいよ西学校給食センターで2万2000キロ、そして三瓶学校給食センターで4,000キロ、あわせて2万6000キロの特別栽培米と、地元産米の差額を補填する費用を計上しているものでございます。

以上、答弁とします。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ありがとうございます。

ちょっと1番最初の宗総務部長の説明の分の小規模多機能自治拠点施設の事業ですけれども、スケジュールはお伺いをしたんですけども、32年度、もし順調にいけばですが、全地域一斉に考えられておられるのか、ご理解いただいた地域から進めようと思っておられるのか、その1点だけちょっとお伺いをいたします。

○議長

管家市長。

○管家市長

ただいま二宮議員からのご質問ですが、今研究を職員がプロジェクトを組んでやっていただいております。そこで1番最初の基礎の分を先進地視察を含めて行っているところがございます。

それで、言われました一斉かということなんです。私としては、やはりこれは地域の意欲というものがやっぱ大事であるんで、一斉ではなくて、やはり意欲のあるところから、やらしていただきたいという気持ちを今のところ考えているところでございます。先ほどの説明のありましたように、30年に各地域のほうへ出向きまして、ある

程度ご説明をさせていただき、地域のご意見を賜りながら、31年度で練っていき、できれば一斉にできるようにしたいとは思いますが、やはりそこには地域のご意思というのは1番大切やなかろうかなど。そのように思っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

二宮一朗君。

○15番二宮一朗君

ありがとうございました。

私も今の市長のご意見に賛成ということで今のところ思っておりますのでぜひ進めていただきたいと思います。

もう1点、山岡部長が答弁いただきました文化の里の件ですけども。いろんなイベントを数多くしていただくというのは大体わかったんですが、せっかくなんで、市内の人にわかってもらうのは当然なんですけども。市外からせっかく来ていただいた方がお土産買ったりちょっと休憩したりというようなのに、末光家住宅、そして、武蔵を活用して、言うたら常設というのが毎日がいいのかどうかかわからないんですけども、せめて、金土日とか、そういうふうな感じで定期的にあいているとか活用しているというふうな方向を私は希望しておりますので、ぜひまたご検討をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長

山岡産業建設部長。

○山岡産業建設部長

私のほう先ほどの答弁の中でちょっと不足していた部分ではございますが、説明の中で申し上げました文化の里休憩所につきまして、ここを拠点にしていきたいというふうに考えておりますが、それぞれあそこのエリアにある施設は全て職員も連携していろんな動きをしているわけでございますが、その拠点になる施設につきましては、今のところ土日でもすね、ずっとあけて拠点としていく。また、言われたようなことも取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

ほかにありませんか。

12番井関陽一君。

○12番井関陽一君

予算書106ページ、新規事業のカーボン・マネジメント体制整備事業なんですけども。

温室効果ガスの排出量を把握して、その後、削減に向けた目標を立て、実施計画を練るということでございますが、この把握した後、この実施計画を立てるにしましても、こういった内容があるのかというのがちょっとぴんとこないんですが、どういうことを考えておられるのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長

酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長

まず初めにこのカーボン・マネジメント体制整備事業について地方公共団体において地球温暖化対策の推進に係る法律第21条1項の規定に基づく地方公共団体実施実行計画を策定し、温暖化対策の取り組みの強化を行うという事業でございます。

まさしくただいま、環境省のほうへうちの職員が2人ほど出向きまして、どのような方法で計画を立てるかということをご指導いただいているところでございまして、まずはその段階でございますので、その計画ができた後に何をやるんだというところまでまだ練ってないところでございますが、ご指導いただきながらいい計画にしていく、それを実行できるように計画を立てていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

井関陽一君。

○12番井関陽一君

大変カーボンオフセットといいますか、CO₂を減らすことは大切なことだと思いますので、ぜひよろしく願いしたらと思います。

もう1点、予算書190ページになりますが、社会教育複合施設の建設事業でございますが、これ朝質問に立たれました山本議員の質問の中でも、ジオミュージアムのほうは鉄骨造りになるということでございましたが、ここはCLTを使った木造ということでございますが、ここにおかれましても、建設方法の違いによる金額の差っていうのは出たんじゃないかなと思うんですがもし試算を

されておりましたら、CLTで行うのとほかの方法で建てられるとの試算の差があるようでしたらそこをお教え願いたいと思います。

○議長

松川教育部長。

○松川教育部長

ご答弁を申し上げます。

ご質問にいただいた数字、金額は持ち合わせておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

ほかにありませんか。

13番菊池純一君。

○13番菊池純一君

予算書の125ページ新規事業、農地中間管理機構関連農地整備事業。これは一般財源500万の予算が出ておりますが、この事業は多分国からの事業だと思います。

これのことについてちょっとお尋ねしたいんですけどこれは継続性はどんなのかと。これからこの事業が続いていくのをどういうふうに見ているのかということと、それから、今回のこの予算の対象地区は、どの地区を想定しているのか。

それからこの500万は、この事業の中でどういうところに使うのかというこの3つをお尋ねいたします。

○議長

山岡産業建設部長。

○山岡産業建設部長

ただいまの菊池議員のお尋ねについて答弁をさせていただきますと思います。

3点あったかと思いますが、まず、事業の見通しについてでございます。

農地中間管理機構のこの事業につきましてはご案内のように、新しい取り組みでございまして、いわゆる地元負担が要らないというふう広報されている事業でございます。この事業の狙いは農地の集約をさらに上げていくということと収益力を高めるということで、今の農業の問題解決につなげていこうとするものでございます。今後、どれぐらい続くかという点につきましては正直私認識までできておりませんが、一定期間の事業継続があるものと自分では思っているところでございます。

次に、この事業の概要でございますが、概要につきましては、2地区の事業でございます。宇和地域の伊延西地区、そしてもう1地区は、野村地区でございます。前者のほうが、約19ヘクタール、野村地区が9ヘクタールの事業でございまして、そういった農地整備を行うものでございまして、この予算につきましては、市の負担で事業費の25%ということで、それぞれ事業計画の策定でございまして、それぞれ1000万の事業費で25%ずつということで、250万ずつ合わせて500万ということで、予定をしているものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

ほかにありませんか。

17番小野正昭君。

○17番小野正昭君

もうやめろうと思たんですけど、1点の質問と1点の要望をさせていただきます。

ページは116ページですけども、ふるさと就業創出奨励事業、これ昨年度から実施をされておりますけれども、今年度468万円計上されておりますけれども、大体これは昨年度と同じ概要なのか、まずその点をお聞きをしたらと思います。

○議長

山岡産業建設部長。

○山岡産業建設部長

小野議員のお尋ねについてお答えしたいと思います。

今回予算計上しとりますのは拡充をしております。従来、市内の学校ということだけに限ってございましたが、来年度からは市内の方が県内の学校に行かれてもということをご当にしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

小野正昭君。

○17番小野正昭君

その辺のところは二宮議員か誰かの質問で、そうしたらどうかというふうな質問があつてこうなったと思うんですけども、私が聞きたいのは、1人1箇所幾らで何年間その対象になるのかが聞きたかったのですね。それともう一つはですね、さきの一般質問にもしましたけれども、ご案内のようにちぬやさんが2月の15日だったですか、起工式されましたですね。4月の1日開業に向けて鋭

意工事を進められると思うんですけども、昨年度三瓶高校から本社へ行かれた方がおるんですよ。その方は市内業者やないからいかんのですけれども、もし本社登録を西予市にさせていただいて、西予市の工場に就職する生徒であれば、仮に3箇月間研修で本社へ行ってもずっと常用は西予市にいわゆる就業される方はですね、やっぱり若年労働者の確保とともに、そういうことを西予市の担当者としても、募集担当の職員さんに通知をさせていただいて、採用の一助にさせていただきたいなと思いますので質問をしました。

その点どうなのかまずお願いします。

○議長

山岡産業建設部長。

○山岡産業建設部長

小野議員のお尋ねにお答えをいたしたいと思えます。

額につきましては月1万円、年12箇月の12万円ということでございまして期間は3年でございまして、この点については変わりがございませんでしたので、ご説明は省かせていただきました。

あとのご質問につきましては、できるだけこの趣旨に沿って、そういったこと幅広く対応していきたいと思えますが、個別の案件でございまして、今の件に関しましては担当とも相談した上で、個別にお答えをさせていただきたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

小野正昭君。

○17番小野正昭君

あんまりすると行政の立場もありますのでいけませんですけどね、募集については職員にさせていただいたらええと思うんですよ、ちぬやの募集担当者に。

それとお願いですけどもね。これお願いです。何ページやったかな、このいわゆる予算説明資料のですね、22ページですが、1枚めくってらって24ページには旧町単位の括弧書きがあるんですよ。いわゆる、市道新設・改良事業のところには、旧5町単位の括弧書きに記されとりますけれども、この22ページの林道開設・舗装等事業は、事業名だけで旧町単位がないんですよ、町名が。できたら、その次から入れていただいたらな

という要望です。

○議長

ほかにありませんか。

11番源正樹君。

○11番源正樹君

11番源正樹、2点の事業についてお尋ねをさせていただきます。

まず予算書53ページ、2款総務費、1項総務管理費のうち、事業概要、昇任試験事業についてなんですけれども、来年度より新規に導入されるということですが、この試験の内容と対象となるのが、職員さん何名ぐらいいらっしゃるのか。

また、県内ですと、松山市のほうが平成14年度から、いわゆる課長昇進試験のほうを導入され、現在係長のほうまで広げられているかと思えます。西予市として、今後、この昇任試験のほうをどういった形で考えられていらっしゃるのか、そのあたりをお伺いしたいと思います。

○議長

宗総務企画部長。

○宗総務企画部長

ただいま源議員のご質問の新規で行います係長昇任候補者名簿登録試験についてでありますけれども、まずこの試験の目的であるんですけども、公正そして適正な昇任とあわせまして、意欲のある職員の積極的な係長登用による組織の活性化を図ることを狙いとして新しく行うものでございまして。この対象となる職種としましては、一般行政の事務職員のうち、職務が主任の者、そして技術職員のうち、主任技師の者が対象というふうなことに想定をしております、来年度のその対象となる人数の予測でありますけれども、86名程度がその該当になるのじゃないかというふうに思っております。内容としましては、筆記試験、そして作文試験、また面接試験と、人事評価等を加えまして、総合的に評価をしていくというふうなことで進めたいというふうに考えております。

なおまた、ほかの階級の試験にも広げるのかということでもありますけれども、現段階では、この係長への登用という試験のみで想定をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長

源正樹君。

○11番源正樹君

ありがとうございます。大変よくわかりました。

もう一つ事業なんですけれども、予算書の58ページ、同じく2款総務費、1項総務管理費のうち、野村支所庁舎建設事業5414万円についてお尋ねをしたいと思います。

平成30年度は、既存施設の解体が予定されているということですが、工事日程や完成予定など、今後の整備予定がどうなっているのかお尋ねをしたいと思います。

○議長

尾下野村支所長。

○尾下野村支所長

源議員お尋ねの今年度の予算でございますけれども、平成30年度は野村公会堂、旧野村図書館の解体工事を行います。今後のスケジュールでございますけれども、解体工事が終わりました、平成31年度に本体工事に着手をいたしまして、平成32年度に業務開始予定でございます。

以上でございます。

○議長

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

ただいま議題となっております、議案第49号については、関係各常任委員会へそれぞれ付託いたします。

(日程6)

○議長

次に、日程第6、議案第50号「平成30年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」から、議案第60号「平成30年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」までの11件を一括議題といたします。

これより、本案11件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議長

12番井関陽一君。

○12番井関陽一君

国民健康保険特別会計でございますが、前年度の当初予算と比べまして、9億6000万ほどの減額となっておりますけれども、金額が大きいんです

が県の事務組合に変わるということからこれぐらいの金額の差が出たのか、この金額がちょっと大きいので説明をお願いしたらと思います。

○議長

酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長

井関議員のご質問にお答えをいたします。

金額的に9億円近くで大きいですけど、歳出も9億円減りますが、歳入も9億円減るというようなことで、おっしゃるとおり愛媛県の連合になるので、補助事業の関係が変わってきまして、支払うお金も減るということでございます。プラスマイナスゼロでございます。

○議長

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております、議案第51号は、総務常任委員会へ、議案第50号、議案第52号から議案第54号まで及び議案第57号から議案第60号は、厚生常任委員会へ、議案第55号及び議案第56号は、産業建設常任委員会へ、それぞれ付託いたします。

(日程7)

○議長

次に、日程第7、陳情第1号「住宅宿泊事業法の条例化についての陳情」及び、陳情第2号「浜筋田之筋線全線改良の早期実現を求める陳情」の2件について、一括議題といたします。

本陳情2件につきましては、お手元に配信しております陳情文書表のとおり、産業建設常任委員会へ付託いたします。

各常任委員会においては、各議案及び陳情について十分に審査を行い、最終日の本会議において、委員会審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めることといたします。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

3月20日は午後2時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後1時51分

第 4 日

3月20日（火曜日）

平成30年第1回西予市議会定例会会議録(第4号)

- | | | | |
|----------|------------|---------|---------|
| 1. 招集年月日 | 平成30年3月20日 | 城川支所長 | 高橋 司 |
| 1. 招集の場所 | 西予市議会議場 | 三瓶支所長 | 中須賀 敏 幸 |
| 1. 開 議 | 平成30年3月20日 | 消防本部消防長 | 西川 傳 |
| | 午後 2時00分 | 総務課長 | 宇都宮 裕 |
| 1. 閉 会 | 平成30年3月20日 | 財政課長 | 山住 哲 司 |
| | 午後 4時10分 | 監査委員 | 正 司 哲 浩 |

1. 出席議員

- 1番 宇都宮 久見子
- 2番 信 宮 徹 也
- 3番 宇都宮 俊 文
- 4番 加 藤 美 香
- 5番 中 村 一 雅
- 6番 河 野 清 一
- 7番 佐 藤 恒 夫
- 8番 山 本 英 明
- 9番 竹 崎 幸 仁
- 10番 小 玉 忠 重
- 11番 源 正 樹
- 12番 井 関 陽 一
- 13番 菊 池 純 一
- 14番 中 村 敬 治
- 15番 二 宮 一 朗
- 16番 兵 頭 学
- 17番 小 野 正 昭
- 18番 宇都宮 明 宏
- 19番 森 川 一 義
- 20番 藤 井 朝 廣
- 21番 酒 井 宇之吉

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|---------|---------|
| 市 長 | 管 家 一 夫 |
| 副 市 長 | 河 野 敏 雅 |
| 教 育 長 | 保 木 俊 司 |
| 総務企画部長 | 宗 正 弘 |
| 会計管理者 | 山 口 正 人 |
| 公営企業部長 | 三 好 敏 也 |
| 産業建設部長 | 山 岡 薫 彦 |
| 生活福祉部長 | 酒 井 信 也 |
| 教 育 部 長 | 松 川 伸 二 |
| 明浜支所長 | 山 下 玉 |
| 野村支所長 | 尾 下 孝 二 |

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

- | | |
|--------------------|---------|
| 事務局長 | 道 山 升 文 |
| 議 事 係 | 三 好 祐 介 |
| 1. 議 事 日 程 | 別紙のとおり |
| 1. 会 議 に 付 し た 事 件 | 別紙のとおり |
| 1. 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり |

議 事 日 程

- | | | | | |
|---|---------|---|--------|--|
| 1 | 議会報告第1号 | 西予市創生特別委員会報告
について | | 運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例
制定について |
| 2 | 議案第 6号 | 西予市指定居宅介護支援等
の事業の人員及び運営に関
する基準等を定める条例制
定について | 議案第19号 | 西予市介護保険条例の一部
を改正する条例制定につい
て |
| | 議案第 7号 | 西予市部設置条例の一部を
改正する条例制定について | 議案第20号 | 西予市指定地域密着型サー
ビスの事業の人員、設備及
び運営に関する基準等を定
める条例の一部を改正する
条例制定について |
| | 議案第 8号 | 西予市行政手続における特
定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用に
関する条例の一部を改正す
る条例制定について | 議案第21号 | 西予市指定地域密着型介護
予防サービスの事業の人員、
設備及び運営並びに指定
地域密着型介護予防サー
ビスに係る介護予防のため
の効果的な支援の方法に関
する基準等を定める条例の
一部を改正する条例制定に
ついて |
| | 議案第 9号 | 西予市職員等の旅費に関す
る条例の一部を改正する条
例制定について | | |
| | 議案第10号 | 西予市立学校給食センター
及び学校給食調理場条例の
一部を改正する条例制定に
ついて | 議案第22号 | 西予市指定介護予防支援等
の事業の人員及び運営並び
に指定介護予防支援等に係
る介護予防のための効果的
な支援の方法に関する基準
等を定める条例の一部を改
正する条例制定について |
| | 議案第11号 | 西予市営プール条例の一部
を改正する条例制定につい
て | | |
| | 議案第12号 | 西予市立幼稚園における保
育料等徴収条例の一部を改
正する条例制定について | 議案第23号 | 西予市包括的支援事業の実
施に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例制
定について |
| | 議案第13号 | 西予市ひとり親家庭医療費
助成条例の一部を改正する
条例制定について | 議案第24号 | 西予市宝泉坊ロッジの設置
及び管理に関する条例の一
部を改正する条例制定につ
いて |
| | 議案第14号 | 西予市乳幼児及び児童医療
費助成条例の一部を改正す
る条例制定について | 議案第25号 | 西予市病院事業の設置等
に関する条例の一部を改正
する条例制定について |
| | 議案第15号 | 西予市重度心身障害者医療
費助成条例の一部を改正す
る条例制定について | 議案第26号 | 西予市消防本部及び消防署
の設置等に関する条例の一
部を改正する条例制定につ
いて |
| | 議案第16号 | 西予市隣保館条例の一部を
改正する条例制定について | 議案第27号 | 西予市消防本部職員の特殊
勤務手当に関する条例の一 |
| | 議案第17号 | 西予市後期高齢者医療に関
する条例の一部を改正する
条例制定について | | |
| | 議案第18号 | 西予市特定教育・保育施設
及び特定地域型保育事業の | | |

	部を改正する条例制定について		陰特別会計予算
議案第28号	西予市野村町地域高齢者等肉用牛貸付けに係る基金条例を廃止する条例制定について	議案第55号	平成30年度西予市農業集落排水事業特別会計予算
議案第29号	西予市城川町地域高齢者等肉用牛貸付けに係る基金条例を廃止する条例制定について	議案第56号	平成30年度西予市公共下水道事業特別会計予算
議案第30号	西予市東部衛生センター施設等整備基金条例を廃止する条例制定について	議案第57号	平成30年度西予市簡易水道事業特別会計予算
議案第31号	西予市新市立病院建設基金条例を廃止する条例制定について	議案第58号	平成30年度西予市水道事業会計予算
議案第32号	西予市乙亥の里の指定管理者の指定について	議案第59号	平成30年度西予市病院事業会計予算
議案第33号	西予市游の里デイサービスセンターの指定管理者の指定について	議案第60号	平成30年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算
議案第34号	西予市游の里健康センターの指定管理者の指定について	陳情第2号	浜筋田之筋線全線改良の早期実現を求める陳情
議案第35号	西予市游の里ふれあい広場の指定管理者の指定について	3	委員会の閉会中の継続審査の件
議案第36号	西予市惣川高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について	追加	議案第61号 平成29年度西予市一般会計補正予算(第11号)
議案第37号	市道路線の変更について	議案第62号	平成29年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第6号)
議案第38号	市道路線の廃止について	議案第63号	平成29年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)
議案第49号	平成30年度西予市一般会計予算	議案第64号	西予市長及び副市長の給料の減額に関する条例制定について
議案第50号	平成30年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	議案第65号	西予市副市長の選任について
議案第51号	平成30年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算	議案第66号	西予市固定資産評価員の選任について
議案第52号	平成30年度西予市国民健康保険特別会計予算	発議第1号	西予市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
議案第53号	平成30年度西予市後期高齢者医療特別会計予算		議員派遣の件について
議案第54号	平成30年度西予市介護保		

	本日の会議に付した事件		運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例 制定について
1	議会報告第1号 西予市創生特別委員会報告 について		
2	議案第 6号 西予市指定居宅介護支援等 の事業の人員及び運営に関 する基準等を定める条例制 定について	議案第19号	西予市介護保険条例の一部 を改正する条例制定につい て
	議案第 7号 西予市部設置条例の一部を 改正する条例制定について	議案第20号	西予市指定地域密着型サー ビスの事業の人員、設備及 び運営に関する基準等を定 める条例の一部を改正する 条例制定について
	議案第 8号 西予市行政手続における特 定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律 に基づく個人番号の利用に 関する条例の一部を改正す る条例制定について	議案第21号	西予市指定地域密着型介護 予防サービスの事業の人員 、設備及び運営並びに指 定地域密着型介護予防サー ビスに係る介護予防のため の効果的な支援の方法に関 する基準等を定める条例の 一部を改正する条例制定に ついて
	議案第 9号 西予市職員等の旅費に関す る条例の一部を改正する条 例制定について		
	議案第10号 西予市立学校給食センター 及び学校給食調理場条例の 一部を改正する条例制定に ついて	議案第22号	西予市指定介護予防支援等 の事業の人員及び運営並び に指定介護予防支援等に係 る介護予防のための効果的 な支援の方法に関する基準 等を定める条例の一部を改 正する条例制定について
	議案第11号 西予市営プール条例の一部 を改正する条例制定につい て		
	議案第12号 西予市立幼稚園における保 育料等徴収条例の一部を改 正する条例制定について	議案第23号	西予市包括的支援事業の実 施に関する基準を定める条 例の一部を改正する条例制 定について
	議案第13号 西予市ひとり親家庭医療費 助成条例の一部を改正する 条例制定について		
	議案第14号 西予市乳幼児及び児童医療 費助成条例の一部を改正す る条例制定について	議案第24号	西予市宝泉坊ロッジの設置 及び管理に関する条例の一 部を改正する条例制定につ いて
	議案第15号 西予市重度心身障害者医療 費助成条例の一部を改正す る条例制定について	議案第25号	西予市病院事業の設置等 に関する条例の一部を改正 する条例制定について
	議案第16号 西予市隣保館条例の一部を 改正する条例制定について	議案第26号	西予市消防本部及び消防署 の設置等に関する条例の一 部を改正する条例制定につ いて
	議案第17号 西予市後期高齢者医療に関 する条例の一部を改正する 条例制定について		
	議案第18号 西予市特定教育・保育施設 及び特定地域型保育事業の	議案第27号	西予市消防本部職員の特殊 勤務手当に関する条例の一

	部を改正する条例制定について		険特別会計予算
議案第28号	西予市野村町地域高齢者等肉用牛貸付けに係る基金条例を廃止する条例制定について	議案第55号	平成30年度西予市農業集落排水事業特別会計予算
議案第29号	西予市城川町地域高齢者等肉用牛貸付けに係る基金条例を廃止する条例制定について	議案第56号	平成30年度西予市公共下水道事業特別会計予算
議案第30号	西予市東部衛生センター施設等整備基金条例を廃止する条例制定について	議案第57号	平成30年度西予市簡易水道事業特別会計予算
議案第31号	西予市新市立病院建設基金条例を廃止する条例制定について	議案第58号	平成30年度西予市水道事業会計予算
議案第32号	西予市乙亥の里の指定管理者の指定について	議案第59号	平成30年度西予市病院事業会計予算
議案第33号	西予市游の里デイサービスセンターの指定管理者の指定について	議案第60号	平成30年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算
議案第34号	西予市游の里健康センターの指定管理者の指定について	陳情第2号	浜筋田之筋線全線改良の早期実現を求める陳情
議案第35号	西予市游の里ふれあい広場の指定管理者の指定について	3	委員会の閉会中の継続審査の件
議案第36号	西予市惣川高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について	追加	議案第61号 平成29年度西予市一般会計補正予算(第11号)
議案第37号	市道路線の変更について		議案第62号 平成29年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第6号)
議案第38号	市道路線の廃止について		議案第63号 平成29年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)
議案第49号	平成30年度西予市一般会計予算		議案第64号 西予市長及び副市長の給料の減額に関する条例制定について
議案第50号	平成30年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算		議案第65号 西予市副市長の選任について
議案第51号	平成30年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算		議案第66号 西予市固定資産評価員の選任について
議案第52号	平成30年度西予市国民健康保険特別会計予算	発議第1号	西予市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
議案第53号	平成30年度西予市後期高齢者医療特別会計予算		議員派遣の件について
議案第54号	平成30年度西予市介護保		

開会 午後2時00分

○議長

ただいまの出席議員は、21名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配信のとおりであります。

(日程1)

○議長

日程第1、議会報告第1号「西予市創生特別委員会報告について」を議題といたします。

西予市創生特別委員会委員長二宮一朗君の報告を求めます。

二宮一朗君。

○二宮一朗創生特別委員長

西予市創生特別委員会報告をさせていただきます。

まず最初に、西予市創生特別委員会設立とその経過についてご報告を申し上げます。

地方創生の取り組みは、もともと政府が平成26年に打ち出した人口減少の克服と東京一極集中の是正を目指すものであり、主体的に取り組むを行う地方自治体を交付金で支援をするという政策であります。西予市でも第2次総合計画と連携をした地方版総合戦略、「西予市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定、各種取り組みを行うこととなりました。

西予市創生特別委員会は、上記の経過を踏まえ、改選前に引き続き、平成28年第2回定例会において設立をされました。平成29年6月において委員の改選もありましたが、設立以降、委員10名体制により、約2年間をかけて先進地の視察研修、委員会を開催し調査研究を取り組んでまいりました。委員を5名ずつ2班編成とし、取り扱ってきた調査テーマは以下のとおりであります。

テーマ1「学校給食の地産地消」を1班に、テーマ2「移住・定住と空き家対策」を2班として委員会では、平成29年第1回定例会において中間報告を行ったほか、視察により得られた成果をもとに、当委員会、一般質問、常任委員会審査などを通じて行政関係部署への提言を行ってまいりました。

以下に班ごとにおいて行われた調査研究と成果について述べたいと思います。

学校給食の地産地消の調査研究と成果について

でございます。平成28年8月19日に今治市を視察をいたしました。同市では早くから学校給食の地産地消に取り組むとともに、旧今治市で制定していた食料の安全性と安定供給体制を確立する都市宣言を合併後の平成17年に改めて宣言をし、全市を挙げて、より安全な食料の安定生産を積極的に推進をしてきました。特に、学校給食の現場では、野菜が重量ベースで70%、パン、米に至っては100%の地元産食材の使用率により、学校給食を提供をされておりました。

ほかにも、平成21年度より毎年11月から12月を地産地消今治ブランド月間と位置づけ、その間は、市内のどこかの調理場で、1週間全て今治市産の食材、ただし調味料・乳製品は除きますけれども、を使用した給食提供を行うといった試みも行われており、調査研究を行うに当たり、非常に参考になりました。

また、平成28年11月7日の神奈川県茅ヶ崎市における視察では、食育を学校教育の根幹に据えた取り組みを事例として学ぶことができました。市内の学校給食の現場では、生産者、仕入れ業者、学校単独調理場との連携で地域一体となった地産地消の取り組みを行っている事例でありました。

平成30年1月17日の北海道東神楽町における視察においては、文部科学省のスーパー食育モデル事業について研修を行っております。

ほかにも1月19日の千葉市の学校給食における地産地消の取り組みでは、生産者による出前授業と学校給食事業38億円ビジネスを共同調理場のPFI事業や民間委託へ移行する取り組み、また、千葉産農産物にこだわったメニューを開発し、年8回共通メニューで提供をしている取り組み等について調査をすることができました。

成果と今後の展望についてでありますけれども、こうして1班が調査研究を重ねる中、我が西予市では、平成29年3月3日に宇和、明浜両地域にある9小中学校の給食を調理、提供するせいよ西学校給食センターが落成をし、同年4月から稼働を始めました。

これまでの調査研究を踏まえ、提言を行った成果として、せいよ西給食センターでは以下のことが可能となっております。

卯之町青果協同組合がJA東宇和から仕入れることができるように、タマネギは西予総合福祉会

からも仕入れることが可能に、城川ファクトリーからユズ果汁のほか、タケノコの水煮なども仕入れることが可能に、平成30年度から米も西予市産特別栽培米と通常の米との差額分の補助がつくようになったことのほか、米をJA東宇和から直接仕入れることが可能になりました。

以上のような成果を得ることができた一方、県の設定の目標である地産地消達成率18%については、年間を通して目標値に届いていないのも現実であります。これからの学校給食における地産地消を促進するためには、せいよ西給食センター、9月から供用開始のせいよ東給食センターを中心として、西予市の農産物を少しでも多く提供できる仕組みを整備するとともに、市産品による共通メニューをふやすといった取り組みを行うことで、未来を担う子どもたちの健やかな育成を図っていかねばなりません。

また、給食センターで発生する生ごみから堆肥をつくり、田畑に返して農産物を育てるといった、西予市版食と農の循環リサイクルの確立についても、我々議員は、行政と一丸になって取り組む必要があると考えます。

加えて、食育の分野では海里山の西予市の生産者による食育の出前授業などにより、西予市の農産物への理解、食の重要性について理解を深めていかねばならないと考えております。

次に、移住定住と空き家対策について調査研究また成果についてのご報告を申し上げます。

平成28年8月19日において、高知県香美市で定住推進課の取り組みを視察をさせていただきました。空き家の賃貸や売買希望物件の情報を市のホームページ等に掲載し、移住希望者へ物件情報を一括して提供する市の登録制度である空き家バンクを設置するほか、集落支援員を6名置くなど、移住定住の体制強化を図っておられました。

また、衰退する地域の活性化や持続可能な社会づくりを行うため、地域住民や地域に関心を持つ人たち等を対象として、移住促進、地域資源の保全と活用、社会教育、社会システム構築、情報発信等を行うことを目的として設立された、NPO法人いなかみの取り組みについて学ぶことができました。香美市からの業務委託により連携体制を整え、高知県の補助金を活用する形で実施をされたウェブでの情報発信、地域との交流、子育て支

援団体との連携、移住体験者へのアフターフォロー、移住体験ツアーといった各種の取り組みは、平成25年に12名、平成26年に17名、平成27年に38名の移住実績を生み出すものであります。

平成28年11月7日から9日において実施された視察では、東京都有楽町のふるさと回帰支援センター、長野県伊那市において研修を実施しております。

ふるさと回帰支援センターは全国46道府県の市町村がブースを連ね田舎暮らしの相談窓口として、地方暮らし、I・J・Uターンをサポートする聖地となっております。高橋公理事長から同センターの活動状況、現在の移住交流の実態についての説明を受けたほか、自治体として当施設へ、というのは回帰支援センターですけども、加入を勧められました。移住相談を受ける際に、加入会員となった自治体の支援情報を提供し、都市と農村の橋渡しを行うことができるということであります。西予市も平成29年4月から会員になりました。

長野県伊那市では、平成25年に策定した移住定住促進プログラムについて研修をいたしました。10年間で計画期間とし、前期5年、後期5年にそれぞれ推進目標数値を設定、各種計画を進めておられました。中でも、シティープロモーション戦略は伊那市の知名度、認知度、好感度アップを向上させるもので、市民や都市住民に対し多様な媒体を通じて、伊那市の魅力を発信することで、伊那市で暮らしたいという意識の醸成と行動へ結びつけを図っておられました。

本年1月17日では20年間で人口が1,000人ふえている北海道東川町にて視察研修を行っております。

写真の町ひがしかわ株主制度では、東川町を応援しようとする方が東川町へ投資、寄付によって株主となり、まちづくりに参加する制度であります。東川町ならではのプロジェクトの中から投資したい事業を選定することができ、株主証となるカードの発行や株主優待のほか、自治体への寄付に該当するため、ふるさと納税として住民税など税法上の控除を受けることもできるユニークな制度で、毎年株主総会には150名ほどの参加があるほか、昨年11月末現在の株主総数は2万2775人、投資総額は4億5584万9000円を誇っております。

「東川町の株主はあなたです」というキャッチコピーにあるように、住民一人一人が東川町をつくるのだという意識を醸成することで、文字どおり住民参加型のまちづくりにつながっている素晴らしい事例と言えます。移住者事業でも、美しい景観と住みやすい環境を生かし、事業を展開される方もふえている模様で、東川町の徹底した定住移住対策には目をみはるものがありました。

今後の展望についてでありますけれども、議会からの提言、要請を受けた結果、移住定住について西予市でも進展をした内容とか成果は以下のとおりであります。

「海/里/山の憧れ暮らし」西予市移住定住サイトを公開、西予市お試し移住体験交流施設のオープン、移住コーディネーターによる移住サポート、これらの取り組みにより、移住定住に向けた各種体制が整いつつありますが、今後も西予市に目を向けてくれた人へのアピールとアプローチが大切になると考えます。

空き家対策関連の事業については進展した内容成果は以下のとおりであります。

空き家実態調査をAからEまでの5段階に分類、活用可能な空き家を改修しお試し移住体験施設に、活用可能な物件のホームページへの掲載、特定空き家等対策行動マニュアルの作成と調査、今後、閣議決定をされた民泊新法の活用も研究しながら、全国に目を向けた移住、定住、空き家対策に係る各種事業を行っていく必要があります。移住、交流、空き家対策は全国の地方自治体が人口減少対策として取り組みをしておりますが、ベターな手法を常に追求め続けていくことこそが東京圏を初めとする都市部への一極集中化を緩和させ、人と人との交流と活力を生み、真の地域活性化へつながるものであると考えます。

当委員会に託された調査研究テーマは、以上の二つでありましたけれども、地方創生の取り組みには限りはありません。

市議会では今後も西予市に必要とされる取り組みに優先順位をつけながら研究を重ね、行政に対しての提言、アイデアの提供などを行っていく必要があると考えます。

以上で、西予市創生特別委員会の報告を終わります。

平成30年3月20日、西予市創生特別委員会委員

長二宮一朗。2年間大変お世話になりました。

○議長

以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

以上で質疑を終結といたします。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいまの委員長の報告をもって、西予市創生特別委員会の調査、研究を終了することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長

ご着席ください。

起立多数であります。よって、西予市創生特別委員会の調査、研究は終了することに決定いたしました。

（日程2）

○議長

次に、日程第2、議案第6号「西予市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例制定について」から議案第38号「市道路線の廃止について」までの33件及び議案第49号「平成30年度西予市一般会計予算」から議案第60号「平成30年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」までの12件、並びに陳情第2号「湊筋田之筋線全線改良の早期実現を求める陳情」の計46件を一括議題といたします。

各委員会における審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長菊池純一君。

菊池純一君。

○菊池純一総務常任委員長

委員会審査報告。

去る3月6日の本会議において当委員会に付託されました議案10件について、3月9日と3月12日に審査を行いましたので報告いたします。

審査の結果は、お手元に配信の委員会報告書のとおりであり、議案10件は原案のとおり可決決定

いたしました。

全議案の中の委員からの質疑及び関係部課長の答弁を抜粋して報告します。

議案第7号「西予市部設置条例の一部を改正する条例制定について」では、産業建設部を2つの部に分けるということだが、職員の数に増減があるのかとの質疑があり、産業建設部を第1次産業や観光等を取り扱う産業部と土木建築や水道等の専門知識を有する建設部へと再編し、公営企業部水道課を建設部上下水道課へ統合するため、人の動きはあるが、実質の職員数に変動はないとの答弁でした。

議案第8号「西予市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について」では、マイナンバーを行政サービスの簡素化に使っていくことはいいことだが、図書カードとか病院の診察券などをマイナンバーに統一していくつもりはないのかとの質疑があり、他の自治体では、自治体ポイントや商店街ポイントがたまる仕組みを実証実験してるところもあるようなので、西予市においても、カード普及推進にあわせ、庁内の関係部署と協議をしながら、利便性向上について検討していきたいとの答弁がありました。

議案第26号「西予市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について」では、明浜、城川に准救急隊員制度を導入することによって、野村の勤務体制が5人体制となっているのだが、救急隊出動必要数3人が出動しているときは、残り2人で火災対応となるが大丈夫なのかとの質疑があり、2名での対応となるが、城川町、明浜町においては、支所の一般行政職員で構成する特化型機能別消防団を置いて対応する。野村においては、非番の職員を招集して対応するとの答弁がありました。

次に、議案第49号「平成30年度西予市一般会計予算」の総務常任委員会所管分について抜粋して報告いたします。

総務課所管分では行政連絡等委託料4786万8000円について、1戸当たり幾らか。また人口の多い地域、高齢化人口減少が進んでいる地域、区長のなり手不足等、自治会運営上いろいろな課題がある中で、今後、課題解決に向けてどのように

配分されていくつもりかとの質疑があり、現在均等割として3万8000円、世帯割ということで、1世帯1,800円という形で進めているが、行政連絡協議会で検討を重ねており、平成31年度から世帯数に加え、自治会数や高齢化率を加味して配分していくとの答弁がありました。

危機管理課所管分では、福祉施設に防災倉庫を設置される予定だが、まず、どこの施設につくる予定なのかとの質疑があり、福祉避難施設16箇所に3年かけて設置する予定である。施設は、松葉寮、あけはま荘、皆樂園、しいのき園、法正園、つくし苑、奥伊予荘、三樂園、ケアハウスはまゆう、ケアハウスれんげ、惣川高齢者生活福祉センター、希望の森、松葉学園、野村育成園、野村学園、寿楽苑です。本年度設置場所についてはまだ協議中であるとの答弁がありました。

まちづくり推進課所管分では木育推進事業で145万7000円を組んでいるが、市内で誕生した子どもにウッドスタートを兼ねて、木製おもちゃを進呈するようだが、その数と1個当たりの金額について質疑があり、西予市では、4月1日に城川の保育所で開所式に合わせてウッドスタート宣言を行い、実際におもちゃを配布する予定です。1年間に生まれる約220から230名のお子さんにプレゼントする予定で、市内業者にて1個約5,000円で作成するとの答弁でした。

教育総務課所管分では生徒国際交流事業費1042万5000円について、この事業は、決算審査特別委員会時にも生徒の派遣人数について話題となったが、今年度予算額と比較すると、おおむね200万円の増額となっており、これは派遣生徒数をふやしたのかとの質疑があり、平成28年、29年度は、生徒13人を派遣したが、来年度は5人ふやして18人を派遣する計画であるとの答弁がありました。

また、今年度から始まった小学生夢チャレンジサポート事業では、今年度はどのような夢に取り組んだのか、また来年度の予定はどの質疑があり、この事業は各小学校児童から自分たちがかなえたい夢を募集し、その中から選定委員会を選定した夢を実現していくという事業であり、今年度は大野ヶ原小学校児童の東京で大野ヶ原を宣伝したいという夢を選定し、大野ヶ原小学校児童みずから大野ヶ原大根の販売など、大野ヶ原の宣伝

を行うとともに、東京大学で相撲体験などを行った。来年度においても今年度と同様に、募集や選定等を行い、時には地域の支援を得ながら、児童の夢が実現できるよう取り組んでいきたいとの答弁がありました。

生涯学習課所管分では、公民館の耐震化事業で残っているところはどこかの質疑があり、平成30年度末までに2館を実施すれば残り4館となる。その内訳は、既に耐震化診断を終えている明間公民館と貝吹公民館、そして、耐震化診断が未実施となっている土居公民館と三瓶北公民館であるとの答弁でした。

文化体育振興課所管分では、全国大会出場選手支援事業において、支援対象年齢と1人当たりの補助額はとの質疑があり、小学生以上一般の方が対象となり、予選会を経て全国大会に出場した選手に対して上限1万5000円であり、国際大会、国体等については2万円が上限となっているとの答弁でした。

以上、総務常任委員会審査報告とします。

平成30年3月20日、総務常任委員会委員長菊池純一。

以上です。

○議長

次に、厚生常任委員会委員長中村一雅君の報告を求めます。

中村一雅君。

○中村一雅厚生常任委員長

厚生常任委員会審査報告。

去る3月6日の本会議におきまして、当委員会に付託されました議案について、3月9日及び12日に委員会を開催し、審査をいたしましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

お手元に配信のとおり、議案28件につきましては、いずれも全会一致で原案可決決定いたしました。

これより、審査の過程において委員より出された質疑並びに部課長の答弁を抜粋してご報告申し上げます。

議案第19号「西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について」では、担当課から、第7期介護保険事業計画策定により、平成30年度から介護保険料の改定などに伴い、条例の一部を改正

するものであり、平成30年度から平成32年度の間、介護保険料の月額基準額を現行の5,600円から5,900円に改定するとの説明がありました。

委員から、介護保険料の月額基準額は9段階中の第5段階の区分に該当すると思うが、西予市の被保険者の階層の人数はどうなっているのかとの質疑があり、西予市では、第1段階は3,101人、第2段階は2,598人、第3段階は1,782人、第4段階は1,553人、第5段階は2,881人、第6段階は2,180人、第7段階は1,234人、第8段階は456人、第9段階は370人であるとの答弁がありました。

議案第33号「西予市游の里デイサービスセンターの指定管理者の指定について」、議案第34号「西予市游の里健康センターの指定管理者の指定について」及び議案第35号「西予市游の里ふれあい広場の指定管理者の指定について」の3件では、それぞれ指定管理者の指定期間が1年間となっているが、これは温浴施設再生会議の意見を反映したものなのかとの質疑があり、今回の1年間という指定期間は、温浴施設再生会議の意向を受けた期間ではなく、あくまでも指定管理者が経営について常に緊張とスピード感を持った自主運営を再認識し、研究検討してもらうために設定した期間であるとの答弁がありました。

議案第49号「平成30年度西予市一般会計予算」における健康づくり推進課所管分では、三瓶町における一次救急休日夜間診療に伴う負担金について質疑があり、三瓶町の救急消防事業は、合併当初から八幡浜施設事務組合に加入しており、一次救急休日夜間診療運営に伴う負担金割合は、組合加入当初の人口割により12%に決定し、八幡浜施設事務組合へ負担金を支払っている。平成30年度は、一次救急休日夜間診療にかかる八幡浜施設事務組合の運営経費が745万7000円であり、その12%に当たる894万6000円を予算計上しているとの答弁がありました。

市民課所管分では、マイナンバーカード交付に関する申請方法について、国が変更するという話はないのかとの質疑があり、申請方法の変更については現在のところ情報が入っていない状況だが、当市では、子育て支援課での手続や公営住宅の窓口申請の手続などにマイナンバーを利用することで、手続の簡素化ができることにしており、

今後もさらに活用が図れると考えているとの答弁がありました。

環境衛生課所管分では、田園ロマンの里づくり推進事業の活動の中で、平成30年度に新たに計画している子どもたちの活動支援計画について質疑があり、山口県周南市にある八代小学校では、ツルが餌をとっているところやねぐらの見学など、昔からツルを地域資源とした学校活動に取り組んでおり、当市のツル飛来地が石城地区にあり、環境学習が始まったばかりの石城小学校の子どもたちが、実際に現地へ行き交流を行うことで、さらなる環境学習につながると考えている。その結果をもとに、石城小学校の中でツルの見守り学習などへ展開していきたいとの答弁がありました。

また、可燃ごみ処理委託料について、人口減少となっているのに、ごみ量が増加していると説明があったが、ごみを削減するためにはどのような対策が必要なのかとの質疑があり、直接的な要因につながるか不明であるが、今年度は愛媛国体が開催され、ボランティア活動や奉仕作業等が行われたこともあり、平成29年度のごみ総量が微増となっているのではないかと。可燃ごみの中には、水分を含んでいる残飯等が含まれており、各家庭で残飯をぎゅっと一握り絞っていただくだけでも水分が減り、西予市全体のごみの重さも減ってくる。また、資源ごみになるごみが可燃ごみとして出されていることもあり、ごみの減少に向けた取り組みを市民へPRしていきたいとの答弁がありました。

福祉課所管分では、生活保護者の医療費は、扶助により無料であるが、費用抑制の対策は行っているのかとの質疑があり、生活保護者は無保険のため全額医療扶助費から支給されており、月平均で2200万円程度の医療費が支払われている状況である。このうち4分の3は国の補助であるが、医療費の適正化を図るため、内科医や精神科医と嘱託医契約を行い、医療が適正かどうか確認をしている。また、ケースワーカーが訪問した際には、健康管理には十分注意するよう、必ず指導しているところであるとの答弁がありました。

また、生活困窮者世帯の子どもに対する学習支援事業について、教育委員会との連携はとれているのかとの質疑があり、当事業は、生活困窮等により家庭内での生活環境が劣悪な状態となり、心

身にさまざまな問題を抱えている子どもに対して、学習支援が必要と認められた場合に、子ども支援員が家庭訪問し、子どもが抱えている悩みの相談や学習支援を行うことで、子どもの健全な育成を促すことを目的としており、学校と福祉事務所が密な連携をとって支援を行っているとの答弁がありました。

さらに、生活困窮者自立支援事業について質疑があり、生活困窮者の自立支援のための相談窓口として、福祉事務所内に福祉総合相談支援センターを設置しており、その費用を計上している。平成29年度は月に3回程度相談者が来られているとの答弁がありました。

子育て支援課所管分では、子育て支援センター事業で、平成30年度から新たに組み込むきずなメール配信サービスについて質疑があり、当サービスは、妊婦から子育て世代への支援の充実を図ることを目的とし、新たにLINEを利用したサービスで、活動拠点は宇和児童館となるが、配信の対象者は市内全域の子育てをする保護者となるとの答弁がありました。

また、平成30年4月から西予市民病院の事業所内保育所として開設されるスマイル保育園の現状の受け入れ状況について質疑があり、現時点では、平成30年4月1日から入所される方は、事業所枠1名、地域枠1名の計2名となっており、4月中に入園希望の問い合わせが1件入っている状況であるとの答弁がありました。

議案第52号「平成30年度西予市国民健康保険特別会計予算」では、平成30年4月1日から国民健康保険の広域化が開始され、事業主体が西予市から愛媛県となるが、加入者に対する変更点はあるのかとの質疑があり、国民健康保険被保険者が持たれている保険証が更新になり、記載が若干変更となるが、それ以外は変更点はないとの答弁がありました。

また、西予市の現在の国民健康保険料は、県内他市町と比べて安く、将来的に県内全ての市町の保険料率が同じになる流れになると思うが、将来の保険料の見通しはどの質疑があり、保険料については、標準保険料、統一保険料という話が出てくるが、2、3年先、10年先に決まるといった情報が全く入っておらず、いつからということを示されていない状況である。保険料について

はしばらくの間、西予市が決定していくことになるとの答弁がありました。

これらを受け、委員から平成30年4月1日から国民健康保険制度が改正となることから、市民の方へ幅広くわかりやすい周知や啓発をしてほしいとの要望がありました。

議案第54号「平成30年度西予市介護保険特別会計予算」では、権利擁護事業における困難事例とは具体的にどういったものなのかとの質疑があり、困難事例とはさまざまなケースがあり、一くくりで説明するのが難しいが、一つの例として、高齢者世帯のごみ屋敷化などのごみ問題などがある。社会福祉協議会や包括支援センターなど関係機関と連携しながら、年に数件対応している状況であるとの答弁がありました。

また、西予市において成年後見制度は問題なくできているのかとの質疑があり、成年後見については、今年度より西予市社会福祉協議会が法人後見業務を開始するなど、スムーズに進んでいると認識しているとの答弁がありました。

議案第58号「平成30年度西予市水道事業会計予算」では、市内配水池の耐震未改修の施設はどのくらいあるのかとの質疑があり、平成30年度に、宇和地区の上松葉配水池の改修工事が終了すると基幹配水池の未改修施設は残り4施設となるとの答弁がありました。

また、先般の断水時の際に、量水器のバルブが古く、なかなか回らないところやハンドルがないところがあり、交換に苦労したと聞いているが、バルブの交換は計画しているのかとの質疑があり、計量法により、メーター器を8年に1回交換する必要があるが、バルブについては、居住者が改修等により不具合が出て申し出があった場合に交換している。今回の件を踏まえ、今後、バルブ交換についても検討していくとの答弁がありました。

議案第59号「平成30年度西予市病院事業会計予算」では、医療事務の人材派遣にかかる費用はどのくらい計上しているのか。事務職員や医療事務従事者に正規職員をふやしてはどうかとの質疑があり、現在、両病院ともニチイと委託契約を締結しており、委託費用は、西予市民病院が4372万8000円、野村病院が3589万9200円となっている。野村病院については、平成30年度から医療事務の

委託を廃止し、市が直接臨時職員を任用することでコスト削減を図っているとの答弁がありました。

また、将来的に二次救急を西予市民病院へ一本化される計画はあるのかとの質疑があり、二次救急の一本化については、平成32年度の開始に向けて進めているが、二次救急を行う外科系医師や看護師の確保が必須である。看護師の確保については、市内の中学校や県内外の看護学校に奨学金制度に関するパンフレットを配布し、周知を行っているとの答弁がありました。

議案第60号「平成30年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」では、入所定員を20床増床したが、増床した分のサービスは賄えるのかとの質疑があり、国の職員配置基準は、入所者3人に対して1名となっているため、当施設の介護職は最低38人必要となる。現在、46人の職員がいるため、基準は満たしており、何とか運営できているが、満足したサービスを提供するためにもう1人職員をふやしたいと考えているとの答弁がありました。

以上、委員会審査報告といたします。

平成30年3月20日、厚生常任委員会委員長中村一雅。

○議長

次に、産業建設常任委員会委員長宇都宮俊文君の報告を求めます。

宇都宮俊文君。

○宇都宮俊文産業建設常任委員長

それでは産業建設常任委員会よりご報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、3月9日、3月12日、2日間にわたり委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

審査した議案第24号から第56号までの9議案につきましては、お手元に配信のとおり、原案どおり可決決定いたしました。

それでは、陳情第2号「溪筋田之筋線全線改良の早期実現を求める陳情」については、本市道が長谷地区における重要な基幹道路であることに加え、避難道としての役割を果たすことも考えると、通行の安全性を確保するためにも改良すべきとの意見があり、全会一致で採択と決定いたしました。

続きまして、審査経過及び意見等を申し上げます。

議案第24号「西予市宝泉坊ロッジの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について」は、主に宿泊料金の改定に関する提案について、施設の経営状況を含め慎重な意見が交わされました。今回の料金改定に関する提案はあくまで条例で定める料金の上限値であり、物価上昇や光熱水費、消費税増税があっても1,000円の範囲内で調整して料金設定を行うものであるとの説明がありました。

また、宝泉坊ロッジでは、朝食を含めた全体的なサービスの向上を図るために、施設改修を含むさまざまな取り組みがなされており、広報活動、情報発信に力を入れていきたいとの答弁がありました。

議案第28号「西予市野村町地域高齢者等肉用牛貸付けに係る基金条例を廃止する条例制定について」及び議案第29号「西予市城川町地域高齢者等肉用牛貸付けに係る基金条例を廃止する条例制定について」は、関連性が高い内容であるため一括で説明を求めました。

これらの基金は、地域限定の基金であったため、平成19年12月25日付けで新たに「西予市肉用牛産地強化支援事業等肉用牛貸付基金条例」を制定し、西予市全域で繁殖面からの畜産農家の経営支援を図り、和牛生産基盤の強化を行う基金づくりが行われています。その際に、議案28号、議案29号に関する基金は貸付償還等運用が終了した時点で廃止することにしていたため、このたび、基金条例を廃止するものであるとの説明がありました。

議案第32号「西予市乙亥の里の指定管理者の指定について」は、他の三つの温浴施設を含め、今年度から再生会議を開催し、委員から意見をいただきつつ、将来の方針を模索する中、指定管理者とともに今後の方向性をしっかり見定めていくためにも、指定管理期間を1年としているとの説明がありました。

議案第37号「市道路線の変更について」及び議案第38号「市道路線の廃止について」は関連があるため2路線の変更と2路線の廃止について、図面資料に基づき一括で説明を受けました。

その中で市道朝立1号線については、地元区か

ら災害時緊急避難場所として、三瓶公園を追加申請されたことによる道路整備要請に基づく路線の変更で、路線延長を500メートル延長し、875メートルとするものであるとの説明がありました。

次に、議案第49号「平成30年度西予市一般会計予算」のうち、経済振興課所管分では、プレミアムダイニング事業300万円について詳細な説明を求めるとともに、委員より、継続的な取り組みとしてほしい。また、宿泊をセットにしたプランの提示をとの要請がありました。

また、米博物館管理運営事業では利用者の現状に触れ、入館者数、カフェの利用者数、焙煎機の活動状況、サテライトオフィスの現況などについて、細かなデータ分析を交えつつ今後の事業展開のあり方について意見が交わされました。

次に、農業水産課所管分では、農地中間管理機構関連農地整備事業500万円について質疑がありました。本事業については、地元負担が生じないため、今後、多くの要望が寄せられた場合、市としてどのような対応を行うのかとの質疑に対し、業務の増加に対しては組織機構検討委員会の中で、農業土木の係を1名増員し対処することを計画しているとの答弁がありました。本事業は県営事業であり、県との間に立った地元調整や換地業務といった業務がふえることが想定されるため適切に対処していきたいとのことでした。

また、農村環境保全向上活動支援事業1億7309万4000円の事業内容について詳細な説明を求めました。この交付金は、利用に当たって農地維持支払、資源向上支払の共同分、長寿命化分の三つに分類される内容が対象となるもので、活動組織で利用されている主な事業実績としては、草刈り作業、維持修繕事業が多くを占めているものの、長寿命化を目的とした農道舗装、水路改修などの事業にも利用できるとの説明がありました。

ほかにも各種補助事業制度については、農業者に対し、窓口対応を強化するとともに、広報を周知徹底するよう求めました。

次に、林業課所管分では、森林整備担い手確保育成対策事業877万7000円に対し、どういう支援が行われているのか質疑がありました。本事業は林業技術の習得や資格取得を促進させる事業ですが、制度に基づく研修などを通して、技術習得した人が林業に就業、定着していただくよう、本制

度の有効活用に努めてもらいたいとの意見が出されました。

また、木育推進事業のうち、学校を対象とした林業教室の取り組みに関して説明を求めました。本事業では旧町単位の小学校各1校ずつを選定し、地元の林業研究グループの方々を講師として、地元の林業の成り立ちや森林資源の重要性を教えていただくとともに、木工教室などを通して、木材に親しんでいただく取り組みであるとの説明がありました。本事業は森林面積約75%を有する西予市にとって重要かつ継続的なものになることから、総合的なビジョンを持つとともに、さまざまなアイデアを取り組み推進を図るよう要請しました。

次に、建設課所管分につきましては、市道石城地区209号線改良事業について、渡り鳥の飛来に対する配慮に関し質疑がありました。渡り鳥が飛来する時期では監視員、地元保護団体と協議しながら、現地施工に努めているとの答弁がありました。

また、都市計画策定管理事業200万円と都市計画変更事業（西予都市計画用途地域）7万9000円について詳細な説明を求めました。この事業については都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の見直しをかけているとの答弁がありました。

ほかにも西予市では4月1日に予定しているウッドスタート宣言により木育推進の取り組みが始動していますが、今以上に公共施設整備における西予市産材の積極的な利活用を図るよう求めました。

下水道課所管分につきましては、三瓶地区雨水公共下水道事業4400万円について詳細な説明を求めました。本事業については、平成29年度に都市計画変更手続と事業認可を進めており、平成30年度は管渠の詳細設計、ポンプ場の基本設計、また、31年度から34年度までの4箇年で工事を進めるとの答弁がありました。

農業委員会所管分では遊休農地に関してどのように実態把握と対策に努めているのか質疑がありました。近年、山間部において遊休農地がふえているため、年に1回利用状況調査を行い、実態調査に努めるほか、農地転用の取り組みにも力を入れているとの答弁がありました。完全に、原野化している農地は農業委員会から地権者に対し、非

農地通知を出すことで登記による地目変更を促進させ、農地からの除外を働きかけているとのことでした。

その他にも農地利用の最適化に向けた取り組みについて活発な意見交換が行われました。

議案第55号「平成30年度西予市農業集落排水事業特別会計予算」では、宇和7処理区及び野村3処理区の施設維持管理事業に合計1億2417万4000円を計上しているとの説明があったほか、議案第56号「平成30年度西予市公共下水道事業特別会計予算」では、施設管理費として、宇和处理場で7935万4000円、野村処理場で4555万円、企業会計移行事業で1422万円、合計1億3912万4000円を計上しているとの説明がありました。

ほかにも今後の重点的取り組みとともに、将来的には、農業集落排水を公共下水道に統合するため、平成30年度から下水道事業運営審議会を立ち上げて検討を行うよう予定していることや、国の指針に基づき、公共下水道事業は平成32年度から地方公営企業法を適用とするため、特別会計から企業会計への移行準備を進めていることなどについて説明がありました。

以上、産業建設常任委員会審査報告といたします。

平成30年3月20日産業建設常任委員会委員長、宇都宮俊文。お世話になりました。

○議長

以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

以上で、質疑を終結といたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結といたします。

これより議案順に採決を行います。

まず、議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第6号「西予市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例制定について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第7号から議案第31号までの25件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第7号「西予市部設置条例の一部を改正する条例制定について」から議案第31号「西予市新市立病院建設基金条例を廃止する条例制定について」までの25件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第7号から議案第31号までの25件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第32号から議案第36号までの5件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第32号「西予市乙亥の里の指定管理者の指定について」から議案第36号「西予市惣川高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について」までの5件について、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。

次に、議案第37号及び議案第38号の2件を一括採決いたします。

お諮りいたします。

議案第37号「市道路線の変更について」及び議案第38号「市道路線の廃止について」の2件について、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。

よって、議案第37号及び議案第38号の2件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第49号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第49号「平成30年度西予市一般会計予算」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。

よって、議案第49号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第50号から議案第60号までの11件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第50号「平成30年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」から議案第60号「平成30年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」までの11件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第50号から議案第60号までの11件は、原案のとおり決定いたしました。

次に、陳情第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

陳情第2号「溪筋田之筋線全線改良の早期実現を求める陳情」については、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、陳情第2号は、採択することに決定いたしました。

(日程3)

○議長

次に、日程第3、委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

産業建設常任委員会委員長から、委員会において審査中の陳情第1号「住宅宿泊事業法の条例化についての陳情」について、会議規則第110条の規定により、お手元に配信いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査としたい旨の申し出がありました。

本申し出について、産業建設常任委員会委員長

宇都宮俊文君の説明を求めます。

宇都宮俊文君。

○宇都宮俊文産業建設常任委員長

去る3月6日の本会議において当委員会に付託されました陳情第1号「住宅宿泊事業法の条例化についての陳情」については、3月12日に委員会を開催し慎重に審査いたしました。

本件に関しましては、従来の旅館業法に基づく民泊の制度に加えて、新たに本年6月15日から住宅宿泊事業法に関する民泊の新制度、別名民泊新法が施行されることから、予想される懸案事項に対し、愛媛県独自の条例を制定するよう求めるという陳情内容になります。

委員からは、民泊推進により文化、慣習の違いなどから、外国人旅行者と住民とのトラブル発生が懸念されるというのは理解できるが、民泊新法の施行が開始されていない現段階において、本陳情に対し、結論を出すことは難しいのではないかと。また、施行後の経過を見つつ結論を出すべきではといった意見が大勢を占めたことから、今回、継続審査とすることに決しました。

以上、審査の経過並びに申し出の説明といたします。

○議長

委員長の説明は終わりました。

これより本申し出に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結といたします。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

陳情第1号「住宅宿泊事業法の条例化についての陳情」については、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。よって、陳情第1号については、閉会中の継続審査とすることに決定いた

しました。

暫時休憩いたします。(休憩 午後3時14分)

○議長

再開いたします。(再開 午後3時25分)

お諮りいたします。

ただいま市長から提出されました議案第61号「平成29年度西予市一般会計補正予算(第11号)」から議案第66号「西予市固定資産評価員の選任について」までの6件及び発議第1号「西予市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について」並びに「議員派遣の件について」を本日の日程に追加し、追加日程として議題にいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。よって、8件を本日の日程に追加し、追加日程とすることに決定いたしました。

(追加)

まず、追加日程第1、議案第61号「平成29年度西予市一般会計補正予算(第11号)」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

管家市長。

○管家市長

議案第61号「平成29年度一般会計補正予算(第11号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主な内容でございますが、国の平成29年度第2次補正予算にて創設されました生産性革命に資する地方創生拠点整備交付金に係る事業費及び、2月の断水危機対策に要する経費につきまして計上するものであります。

まず、交付金事業についてでございますが、この交付金は、生産性革命につながる効果発現が高い先導的な施設整備を支援するために創設されたものであります。

当市では、道の駅どんぶり館において、地域の農林水産品の加工、調理を行い、付加価値のある商品の提供を行うレストラン及びイベントホール等を備えた施設を新たに整備する「ジオの恵み! ジオキッチンプロジェクト」と題した事業を国へ申請しておりました。このたび、国の厳しい審査

を経て採択されたことに伴い、物産会館整備事業として、関係事業費1億9465万3000円を計上するものであります。

これによりまして、さらなるジオパークの魅力発信と観光交流の人口の拡大、地場産品等の消費拡大や地産地消を推進するとともに、地域の雇用の確保と所得の向上を図るものであります。

次に、2月8日及び9日の異常低温による長期間の広域断水に伴い、入浴できない方々への配慮及び節水対策として、市内の4つの公設温浴施設を2月11日から16日の6日間、それぞれの指定管理者の理解を得まして、無料開放させていただきました。今回、無料開放期間中に施設を利用された市民の人数に応じまして、それぞれの施設に対しまして、総額214万円の入浴料相当額の協力を計上するものであります。

これらの財源につきましては、生産性革命に資する地方創生拠点整備交付金9720万9000円、地方債9720万円、財政調整基金繰入金415万2000円を充当いたしております。

また、先ほど説明いたしました物産会館整備事業を初め、その性質上または、予算成立後の事由により、年度内に支出が終わらない見込みの46事業の繰越明許費の設定及び地方債補正を行っております。

これらによりまして既決いただいております歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億9679万3000円を増額し、歳入歳出予算の総額を275億2788万9000円と定めるものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は、終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第61号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第61号「平成29年度西予市一般会計補正予算(第11号)」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第61号は、原案のとおり決定いたしました。

(追加)

○議長

次に、追加日程第2、議案第62号「平成29年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第6号)」及び議案第63号「平成29年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)」の2件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

酒井生活福祉部長。

○酒井生活福祉部長

議案第62号「平成29年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第6号)」について、提案理由のご説明を申し上げます。

平成29年第4回定例会において議決をいただきました西予市国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例により、平成30年7月末で惣川診療所及び遊子川出張診療所を廃止することとし、現在、同年8月から惣川及び遊子川地区において、実施予定の巡回診療に必要な移動診療車の整備に取りかかっております。

今回の補正は、車両の納入がおくれたことにより、艀装工程におくれが生じ、医療機器の取り付け及び動作確認ができないことから、巡回診療車購入費4152万7000円の繰越明許費を設定するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

山岡産業建設部長。

○山岡産業建設部長

議案第63号「平成29年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）」について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は企業会計への移行に伴う資産調査に不測の日数を要したことから、企業会計移行事業費1322万9000円の繰越明許費を設定するとともに、宇和处理区における管渠工事において、関係機関等との調整に不測の日数を要したことから、宇和处理区公共下水道事業費7713万円の繰越明許費を設定するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案2件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第62号及び議案第63号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第62号「平成29年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第6号）」及び議案第63号「平成29年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）」の2件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第62号及び議案第63号は原案のとおり決定いたしました。

（追加）

○議長

次に、追加日程第3、議案第64号「西予市長及び副市長の給料の減額に関する条例制定について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

管家市長。

○管家市長

議案第64号「西予市長及び副市長の給料の減額に関する条例制定について」提案理由の説明を申し上げます。

このたびの職員の交通災害共済掛金横領という不祥事につきましては、公務員として市民の皆様への信頼を著しく損ねる重大な行為であり、大変申しわけなく、心から深くおわび申し上げます。

このような事案が発生したことについては、市役所全体の公務員倫理に対する認識に問題があったと思わざるを得ず、まことに申しわけなく遺憾に思っております。

今後は、二度とこのようなことが起こることのないような再発防止策を徹底し、あわせて職員一人一人が問題意識と危機感を持って、市民の皆様からの信頼回復に努める所存であります。

本条例は、今回の不祥事に対し、市民の皆様に対する謝罪並びに市政を担うものの管理監督責任を明確にするため、市長の給料の10分の1を2箇月、副市長の給料の10分の1を退職までの期間減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第64号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第64号「西予市長及び副市長の給料の減額に関する条例制定について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第64号は、原案のとおり決定いたしました。

(追加)

○議長

次に、追加日程第4、議案第65号「西予市副市長の選任について」及び議案第66号「西予市固定資産評価員の選任について」の2件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

管家市長。

○管家市長

議案第65号「西予市副市長の選任について」、議案第66号「西予市固定資産評価員の選任について」あわせて、提案理由のご説明を申し上げます。

このたび、本市の副市長である河野敏雅氏から任期まで1年余りを残し、本年3月31日をもって退任したいとの申し出があり、まことに残念ではありますが私はこれを受任することといたしました。

河野氏には、3年間に渡り、卓越した行政手腕を発揮していただき、行政課題等の解決に貢献され、また、温厚な人柄と相まって、市民や職員からの信頼も厚く、西予市の基礎構築の役割を十分に担っていただきました。

継続的な市政発展のため、三好市政からの橋渡しを念頭に置きながら、2年間という短い期間ではありましたが私を支えていただきましたこと、

この場を借りまして厚く御礼申し上げます。

まことにありがとうございました。

退任後は、お体をご自愛いただきますとともに、今後も折に触れご指導、ご助言を賜りますようお願い申し上げます。

さて、その後任について、慎重に検討、熟慮を重ねてまいりました結果、現在、総務企画部長を務めていただいております宗正弘氏を選任したいと存じます。

宗氏は昭和56年に旧城川町役場に採用されて以来、西予市発足後には、財政課長、総務課長、総務部長、公営企業部長、そして現職であります総務企画部長などの要職を歴任されており、その行政手腕については疑いのないところであります。

このように、宗氏は地方行政に精通され、また、温厚かつ人格高潔な方で、市民の信頼も厚く、今後の新たな行財政運営に適格な判断と適切な処理をいただける適任者であると確信をしておりますので、その選任につきまして、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものであります。

また、西予市固定資産評価員につきましても、河野氏が評価員を辞職されることにより、その後任としまして、宗氏を選任したいと存じます。

宗氏は先ほど副市長選任の折にも説明をさせていただきましたように、行政事務の経験が豊富であり、また、人格円満で、高潔な方で市民の信頼も厚く、固定資産評価員としても適任であると存じますので、その選任についても、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上2議案、よろしくご審議を賜り、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長

理事者の説明は終わりました。

これより本案2件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第65号及び議案第66号は、会議規則第37条

第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論なしと認めます。

これより議案順に採決を行います。

お諮りいたします。

まず、議案第65号「西予市副市長の選任について」は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第65号は原案のとおり決定いたしました。

続いて、議案第66号「西予市固定資産評価員の選任について」は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第66号は原案のとおり決定いたしました。

暫時休憩いたします。(休憩 午後3時52分)

○議長

再開いたします。(再開 午後3時58分)

(追加)

○議長

次に、追加日程第5、発議第1号「西予市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長藤井朝廣君。

藤井朝廣君。

○藤井朝廣議会運営委員長

発議第1号「西予市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

先ほど可決決定いたしました議案第7号「西予市部設置条例の一部を改正する条例制定」により、このたび公営企業部が医療介護部となり、産業建設部が産業部と建設部に分離されます。

このことに伴い、西予市議会委員会条例第2条第2項の厚生常任委員会所管及び同項第3号の産業建設常任委員会の所管名も改める必要が生じたことから、このたび一部改正案を提案するものです。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

発議第1号は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

発議第1号「西予市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について」は原案のとおり決定することに、賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長

ご着席ください。

起立全員であります。よって、発議第1号は、原案のとおり決定いたしました。

(追加)

○議長

次に、追加日程第6、「議員派遣の件について」を議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配信いたしております本件を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認めます。よって、「議員派遣の件について」は本件のとおり承認することに決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま決定いたしました議員派遣の内容について、諸般の事情により変更が生じる場合には、議長に一任を願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で全日程を終了いたしました。

市長より閉会の挨拶があります。

管家市長。

○管家市長

平成30年第1回西予市議会定例会の閉会に当たしまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る2月27日の開会以来、22日間に及んだ今定例会でございますが、議員各位におかれましては、上程いたしました全議案について慎重な審議を賜り、いずれも原案どおり可決いただきました。ここに衷心より厚く御礼申し上げます。

平成30年度は、私の市政3年目を迎え、西予市で生活を望む人がふえ、その望みがかなえられるまちづくりを基本理念といたしまして、所信表明で申し述べました次なるまちづくりに向けての新たな事業や地方創生、行財政改革等の重要施策を着実に推進し、安心が体感できるまちづくりに取り組む所存でございますので、議員各位には格別のご理解、ご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、未曾有の大災害をもたらしました東日本大震災から7年が経過しましたが、被災地では、今なお、7万人以上の方が厳しい避難生活を余儀なくされている状況にあります。時間の経過とともに、震災に対する関心の薄れが懸念されるころでございますが、復興はまだ道半ばであります。

西予市では、被災地における復興が少しでも早

く進むことを願い、来年度、宮城県山元町に職員を1名派遣することとしており、本市にできる支援を引き続き行ってまいりたいと考えております。

また、西日本を中心として広範囲に大きな影響を及ぼすことが想定されております南海トラフ巨大地震につきまして、先般、政府の地震調査委員会が、30年以内の発生確率を現在の70%程度から80%に引き上げたことが発表されました。本市におきましても、これまでの大災害の教訓等を生かしながら、災害を最小限に抑える防災、減災対策に全力を傾注しなければならないと思いを強くしているところであります。

さて、宇和町石城地区に設置してありますわらマンモスについてであります。市では、昨年7月に民間建築士などの意見などを参考に建築確認申請が必要な高さになっていると判断し、設置者に対しまして改善を求めたところ、今年3月上旬までに撤去される運びとなっております。しかしながら、建築確認審査を行う愛媛県に確認したところ、設置の経過や状況、構造などを総合的に判断して、建築基準法に規定する工作物には当たらないとの判断をいただきました。

市の認識不足により関係者の皆様に不要なご心配とご迷惑をおかけしましたことにつきまして、深くおわび申し上げます。

今回、多くの皆様からのご意見等を伺い、わらマンモスへの関心の高さ、愛着の深さを改めて私たちに伝わったところであります。今後は、関係者の皆様と連携したわらマンモスの活用とわらアートの可能性について検討をしてみたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

さて、平成27年から3年間、市政を支え、私を補佐いただいた河野副市長が今議会を最後に3月末をもって勇退され、先ほどの追加案件でご同意いただきましたとおり、4月には宗新副市長が就任ということに相成りました。

新体制におきましても、倍旧のご指導、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

いよいよ厳しかった冬の寒さが終わり、桜の開花が待ち遠しい時期を迎えましたが、三寒四温、季節の変わり目でございます。

議員各位におかれましては、体調管理に十分ご留意をいただき、来るべき新年度の市政運営に対しまして、一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。閉会のご挨拶といたします。

○議長

これをもって、平成30年第1回西予市議会定例会を閉会といたします。

閉会 午後4時10分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

西予市議会議長

同 議員

同 議員

付 録

平成30年第1回西予市議会定例会会期日程表

会期 2月27日（火）～3月20日（火）

（会期22日間）

月 日	曜日	日 程	備 考
2月27日	火	本会議（開会）	<ul style="list-style-type: none"> ・全員協議会（午前9時開会） ・理事者提案理由説明 ・質疑 ・委員会付託（補正予算議案のみ） ・即決議案採決
2月28日	水	常任委員会	
3月1日	木	休 会	
3月2日	金	休 会	
3月3日	土	休 会	
3月4日	日	休 会	
3月5日	月	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長報告 ・討論・採決（補正予算議案のみ） ・一般質問
3月6日	火	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問 ・質疑・委員会付託
3月7日	水	休 会	
3月8日	木	休 会	
3月9日	金	常任委員会	
3月10日	土	休 会	
3月11日	日	休 会	
3月12日	月	常任委員会	
3月13日	火	休 会	
3月14日	水	休 会	
3月15日	木	休 会	
3月16日	金	休 会	・討論通告〆切
3月17日	土	休 会	
3月18日	日	休 会	
3月19日	月	休 会	
3月20日	火	本会議（閉会）	<ul style="list-style-type: none"> ・全員協議会（午後1時開会） ・委員長報告 ・質疑・討論・採決

平成30年第1回西予市議会定例会議決結果表

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第 1号	財産の無償貸付について	30. 2. 27	原案可決
議案第 2号	財産の無償貸付について	30. 2. 27	原案可決
議案第 3号	財産の無償貸付について	30. 2. 27	原案可決
議案第 4号	財産の無償貸付について	30. 2. 27	原案可決
議案第 5号	財産の無償貸付について	30. 2. 27	原案可決
議案第 6号	西予市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例制定について	30. 3. 20	原案可決
議案第 7号	西予市部設置条例の一部を改正する条例制定について	30. 3. 20	原案可決
議案第 8号	西予市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について	30. 3. 20	原案可決
議案第 9号	西予市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について	30. 3. 20	原案可決
議案第 10号	西予市立学校給食センター及び学校給食調理場条例の一部を改正する条例制定について	30. 3. 20	原案可決
議案第 11号	西予市営プール条例の一部を改正する条例制定について	30. 3. 20	原案可決
議案第 12号	西予市立幼稚園における保育料等徴収条例の一部を改正する条例制定について	30. 3. 20	原案可決
議案第 13号	西予市ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例制定について	30. 3. 20	原案可決
議案第 14号	西予市乳幼児及び児童医療費助成条例の一部を改正する条例制定について	30. 3. 20	原案可決
議案第 15号	西予市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例制定について	30. 3. 20	原案可決
議案第 16号	西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定について	30. 3. 20	原案可決
議案第 17号	西予市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について	30. 3. 20	原案可決
議案第 18号	西予市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	30. 3. 20	原案可決
議案第 19号	西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について	30. 3. 20	原案可決
議案第 20号	西予市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について	30. 3. 20	原案可決
議案第 21号	西予市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について	30. 3. 20	原案可決

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第 22号	西予市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について	30. 3. 20	原案可決
議案第 23号	西予市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	30. 3. 20	原案可決
議案第 24号	西予市宝泉坊ロッジの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	30. 3. 20	原案可決
議案第 25号	西予市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について	30. 3. 20	原案可決
議案第 26号	西予市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について	30. 3. 20	原案可決
議案第 27号	西予市消防本部職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	30. 3. 20	原案可決
議案第 28号	西予市野村町地域高齢者等肉用牛貸付けに係る基金条例を廃止する条例制定について	30. 3. 20	原案可決
議案第 29号	西予市城川町地域高齢者等肉用牛貸付けに係る基金条例を廃止する条例制定について	30. 3. 20	原案可決
議案第 30号	西予市東部衛生センター施設等整備基金条例を廃止する条例制定について	30. 3. 20	原案可決
議案第 31号	西予市新市立病院建設基金条例を廃止する条例制定について	30. 3. 20	原案可決
議案第 32号	西予市乙亥の里の指定管理者の指定について	30. 3. 20	原案可決
議案第 33号	西予市游の里デイサービスセンターの指定管理者の指定について	30. 3. 20	原案可決
議案第 34号	西予市游の里健康センターの指定管理者の指定について	30. 3. 20	原案可決
議案第 35号	西予市游の里ふれあい広場の指定管理者の指定について	30. 3. 20	原案可決
議案第 36号	西予市惣川高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について	30. 3. 20	原案可決
議案第 37号	市道路線の変更について	30. 3. 20	原案可決
議案第 38号	市道路線の廃止について	30. 3. 20	原案可決
議案第 39号	平成29年度西予市一般会計補正予算(第10号)	30. 3. 5	原案可決
議案第 40号	平成29年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)	30. 3. 5	原案可決
議案第 41号	平成29年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)	30. 3. 5	原案可決
議案第 42号	平成29年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	30. 3. 5	原案可決
議案第 43号	平成29年度西予市介護保険特別会計補正予算(第4号)	30. 3. 5	原案可決
議案第 44号	平成29年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)	30. 3. 5	原案可決
議案第 45号	平成29年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)	30. 3. 5	原案可決
議案第 46号	平成29年度西予市水道事業会計補正予算(第2号)	30. 3. 5	原案可決

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第 47号	平成29年度西予市病院事業会計補正予算(第1号)	30. 3. 5	原案可決
議案第 48号	平成29年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)	30. 3. 5	原案可決
議案第 49号	平成30年度西予市一般会計予算	30. 3. 20	原案可決
議案第 50号	平成30年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	30. 3. 20	原案可決
議案第 51号	平成30年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算	30. 3. 20	原案可決
議案第 52号	平成30年度西予市国民健康保険特別会計予算	30. 3. 20	原案可決
議案第 53号	平成30年度西予市後期高齢者医療特別会計予算	30. 3. 20	原案可決
議案第 54号	平成30年度西予市介護保険特別会計予算	30. 3. 20	原案可決
議案第 55号	平成30年度西予市農業集落排水事業特別会計予算	30. 3. 20	原案可決
議案第 56号	平成30年度西予市公共下水道事業特別会計予算	30. 3. 20	原案可決
議案第 57号	平成30年度西予市簡易水道事業特別会計予算	30. 3. 20	原案可決
議案第 58号	平成30年度西予市水道事業会計予算	30. 3. 20	原案可決
議案第 59号	平成30年度西予市病院事業会計予算	30. 3. 20	原案可決
議案第 60号	平成30年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算	30. 3. 20	原案可決
議案第 61号	平成29年度西予市一般会計補正予算(第11号)	30. 3. 20	原案可決
議案第 62号	平成29年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第6号)	30. 3. 20	原案可決
議案第 63号	平成29年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)	30. 3. 20	原案可決
議案第 64号	西予市長及び副市長の給料の減額に関する条例制定について	30. 3. 20	原案可決
議案第 65号	西予市副市長の選任について	30. 3. 20	原案可決
議案第 66号	西予市固定資産評価員の選任について	30. 3. 20	原案可決
陳情第 1号	住宅宿泊事業法の条例化についての陳情		継続審査
陳情第 2号	溪筋田之筋線全線改良の早期実現を求める陳情	30. 3. 20	採 択
承認第 1号	専決処分第1号の承認を求めることについて (平成29年度西予市一般会計補正予算(第9号))	30. 2. 27	原案承認
発議第 1号	西予市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について	30. 3. 20	原案可決
議会報告第1号	西予市創生特別委員会報告について	30. 3. 20	報 告
	委員会の閉会中の継続審査の件	30. 3. 20	原案可決
	議員派遣の件について	30. 3. 20	承 認

諸 般 報 告 書

月 日	出 席 者	行 事 名
12月2日	全 議 員	西予市名誉市民称号授与式
12月3日	議 長	宇和文化の里中高齢者駅伝競走大会・女子駅伝競走大会
12月7日	全 議 員	平成29年第4回定例会 一般質問
	関 係 議 員	議会だより編集委員会
12月8日	全 議 員	平成29年第4回定例会 一般質問
	関 係 議 員	市民との意見交換会実行委員会
12月9日	議 長	宇和ひまわりの郷開園15周年記念式典
12月11日	全 議 員	平成29年第4回定例会 一般質問・質疑・付託
	関 係 議 員	議会運営委員会
12月13日	関 係 議 員	総務常任委員会・厚生常任委員会
12月14日	関 係 議 員	厚生常任委員会・産業建設常任委員会
12月15日	関 係 議 員	議会運営委員会
12月19日	関 係 議 員	愛媛県議会 行政視察受入
	関 係 議 員	議会だより編集委員会
12月20日	関 係 議 員	国道378号県知事要望
12月21日	全 議 員	議員全員協議会
	議 長	平成29年第4回定例会 閉会
12月24日	議 長	西予市駅伝競走大会
12月27日	議 長	八幡浜施設事務組合議会
	関 係 議 員	議会だより編集委員会
1月3日	全 議 員	西予市成人式
1月4日	議 長	仕事始め式
	議 長	愛媛県年賀交歓会
1月5日	全 議 員	西予市年賀交歓会
1月10日	関 係 議 員	西予市道路格付専門委員会
1月16日	議 長	総務省副大臣との昼食会
1月17日	議 長	西予市創生特別委員会 行政視察（～19日）
1月21日	議 長	せいよ婦人大会
1月28日	議 長	宇和美術協会新春懇談会
1月29日	関 係 議 員	議会運営委員会 行政視察（～30日）
2月2日	議 長	福岡県春日市議会 行政視察受入
2月4日	全 議 員	西予市消防出初式
2月6日	議 長	知事との意見交換会
2月13日	議 長	議会運営委員会
2月14日	全 議 員	議会だより編集委員会

月 日	出席者	行 事 名
2月15日	関係議員	ちぬや起工式
2月19日	全 議 員	行政報告会
	関係議員	議会運営委員会
2月21日	関係議員	えひめ国体実行委員会
2月22日	関係議員	議会運営委員会
	議 長	全国市議会議長会 産業経済委員会（～23日）
2月24日	議 長	東宇和農協合併20周年式典
2月26日	議 長	愛媛県市町総合事務組合総会
2月27日	全 議 員	議員全員協議会
	全 議 員	平成30年第1回定例会 開会

平成30年3月2日

西予市議会議長

宇 都 宮 明 宏 様

総務常任委員会

委員長 菊 池 純 一

委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	件 名	審査結果
議案第39号	平成29年度西予市一般会計補正予算（第10号）	原案可決

平成30年3月2日

西予市議会議長

宇 都 宮 明 宏 様

厚生常任委員会

委員長 中 村 一 雅

委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	件 名	審査結果
議案第39号	平成29年度西予市一般会計補正予算（第10号）	原案可決
議案第40号	平成29年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第41号	平成29年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）	原案可決
議案第42号	平成29年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第43号	平成29年度西予市介護保険特別会計補正予算（第4号）	原案可決
議案第46号	平成29年度西予市水道事業会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第47号	平成29年度西予市病院事業会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第48号	平成29年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）	原案可決

平成30年3月2日

西予市議会議長

宇 都 宮 明 宏 様

産業建設常任委員会

委員長 宇 都 宮 俊 文

委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	件 名	審査結果
議案第39号	平成29年度西予市一般会計補正予算（第10号）	原案可決
議案第44号	平成29年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第45号	平成29年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）	原案可決

平成30年3月13日

西予市議会議長

宇 都 宮 明 宏 様

総務常任委員会

委員長 菊 池 純 一

委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	件 名	審査結果
議案第7号	西予市部設置条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第8号	西予市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第9号	西予市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第10号	西予市立学校給食センター及び学校給食調理場条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第11号	西予市営プール条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第26号	西予市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第27号	西予市消防本部職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第31号	西予市新市立病院建設基金条例を廃止する条例制定について	原案可決
議案第49号	平成30年度西予市一般会計予算	原案可決
議案第51号	平成30年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算	原案可決

西予市議会議長

宇 都 宮 明 宏 様

厚生常任委員会

委員長 中 村 一 雅

委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	件 名	審査結果
議案第6号	西予市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例制定について	原案可決
議案第12号	西予市立幼稚園における保育料等徴収条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第13号	西予市ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第14号	西予市乳幼児及び児童医療費助成条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第15号	西予市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第16号	西予市隣保館条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第17号	西予市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第18号	西予市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第19号	西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第20号	西予市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第21号	西予市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第22号	西予市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第23号	西予市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第25号	西予市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第30号	西予市東部衛生センター施設等整備基金条例を廃止する条例制定について	原案可決

議案番号	件名	審査結果
議案第33号	西予市游の里デイサービスセンターの指定管理者の指定について	原案可決
議案第34号	西予市游の里健康センターの指定管理者の指定について	原案可決
議案第35号	西予市游の里ふれあい広場の指定管理者の指定について	原案可決
議案第36号	西予市惣川高齢者生活福祉センターの指定管理者の指定について	原案可決
議案第49号	平成30年度西予市一般会計予算	原案可決
議案第50号	平成30年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	原案可決
議案第52号	平成30年度西予市国民健康保険特別会計予算	原案可決
議案第53号	平成30年度西予市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決
議案第54号	平成30年度西予市介護保険特別会計予算	原案可決
議案第57号	平成30年度西予市簡易水道事業特別会計予算	原案可決
議案第58号	平成30年度西予市水道事業会計予算	原案可決
議案第59号	平成30年度西予市病院事業会計予算	原案可決
議案第60号	平成30年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算	原案可決

平成30年3月13日

西予市議会議長

宇 都 宮 明 宏 様

産業建設常任委員会

委員長 宇 都 宮 俊 文

委 員 会 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定により報告致します。

議案番号	件 名	審査結果
議案第24号	西予市宝泉坊ロッジの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について	原案可決
議案第28号	西予市野村町地域高齢者等肉用牛貸付けに係る基金条例を廃止する条例制定について	原案可決
議案第29号	西予市城川町地域高齢者等肉用牛貸付けに係る基金条例を廃止する条例制定について	原案可決
議案第32号	西予市乙亥の里の指定管理者の指定について	原案可決
議案第37号	市道路線の変更について	原案可決
議案第38号	市道路線の廃止について	原案可決
議案第49号	平成30年度西予市一般会計予算	原案可決
議案第55号	平成30年度西予市農業集落排水事業特別会計予算	原案可決
議案第56号	平成30年度西予市公共下水道事業特別会計予算	原案可決

平成30年3月13日

西予市議会議長

宇 都 宮 明 宏 様

産業建設常任委員会

委員長 宇 都 宮 俊 文

請 願 等 審 査 報 告 書

当委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第142条の規定により報告致します。

議案番号	件 名	審査結果
陳情第2号	溪筋田之筋線全線改良の早期実現を求める陳情	採 択